【施策11】地域保健

～いきいきと健康に安心して暮らせるまち～

◆展開方向01：ライフステージに応じた健康づくりを支援します。

1	健康サポート事業費	335
2	健康づくり事業費	337
3	リハビリテーション事業費	339
4	胃がん検診事業費	341
5	子宮頸がん検診事業費	343
6	乳がん検診事業費	345
7	大腸がん検診事業費	347
8	肺がん検診事業費	349
9	難病対策事業費	351
10	小児慢性特定疾患治療研究等事業費	353
11	健康相談事業費	355
12	健康診査等事業費	357
13	ぜん息キャンプ事業費	359
14	ぜん息児童水泳訓練事業費	361
15	ねたきり者等歯科保健対策事業費	363
16	歯周疾患検診事業費	365
17	骨粗鬆症検診事業費	367
18	乳幼児健康診査等事業費	369
19	幼児精密健康診査事業費	371
20	母子保健相談指導事業費	373
21	妊婦健診事業費	375
22	特定不妊治療費助成事業費	377
23	口腔衛生事業費	379
24	2歳児親子歯科健診事業費	381
25	母子健康手帳作成事業費	383
26	公害病補償事業費	385
27	大気汚染公害認定研究会負担金	387
28	施設維持管理事業費（保健所）	389
29	保健所等事業費	391
30	乳幼児期からの健康食習慣づくり事業費	393
31	精神保健事業費	395
32	養育医療給付事業費	397
33	食育推進計画策定事業費	398
34	健康の家管理運営事業費	399
35	リハビリテーション事業費	400
36	在宅酸素助成事業費	401
37	転地保養事業費	402
38	健康の家利用補助事業費	403
39	療養器具貸与事業費	404
40	呼吸器教室事業費	405
41	リフレッシュ事業費	406
42	成人の健康回復事業費	407
43	水泳鍛練奨励事業費	408

◆展開方向02：適切な医療体制の確保に努めます。

1	優良看護表彰事業費	409
2	精神科救急病床確保委託事業費	411
3	医務薬務事業費	413
4	在宅当番医制運営補助金	415
5	第2次救急医療補助金	417
6	認知症確定診断体制整備事業費	419
7	尼崎健康医療財団補助金	421
8	尼崎口腔衛生センター補助金	422
9	保健関係等事務協力負担金	423
10	兵庫県救急医療情報システム運営費分担金	424

◆展開方向03：健康危機管理体制の確立に取り組みます。

1	全国政令市衛生部局長会負担金	425
2	感染症対策事業費	427
3	エイズ予防対策等事業費	429
4	予防接種事業費	431
5	住民結核予防事業費	433
6	結核対策特別促進事業費	435
7	アスベストに係る健康診断事業費	437
8	医薬品備蓄事業費	439
9	肝炎ウイルス検診事業費	441
10	環境衛生対策事業費	443
11	食品衛生対策事業費	445
12	食の安全・安心コミュニケーション事業費	447
13	地方卸売市場食品検査所維持管理事業費	449
14	尼崎市環境衛生協会委託料	451
15	尼崎市食品衛生協会委託料	453
16	公衆浴場施設整備資金利子補給金	455
17	全国市場食品衛生検査所協議会等負担金	457
18	狂犬病予防対策事業費	459
19	施設維持管理事業費(動物愛護センター)	461
20	動物愛護対策事業費	463
21	地域猫活動を核とした地域コミュニケーション活性化事業費	465
22	動物愛護推進強化事業費	467
23	全国動物管理関係事業所協議会等負担金	469
24	そ族昆虫駆除事業費	471
25	保健所等検体検査委託事業費	473
26	結核管理検診事業費	475
27	近畿公衆衛生協会連合会等会費	477
28	施設維持管理事業費（衛生研究所）	479
29	衛生研究所事業費	481
30	地方衛生研究所全国協議会等負担金	483
31	予防接種事故医療費負担金	485
32	結核医療事業費	486

33	結核入院医療事業費	487
34	動物愛護基金積立金	488
35	斎場整備事業費	489
36	インフルエンザ予防接種助成事業費	490

（このページは白紙です）

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	健康サポート事業費	441F	
根拠法令	地域保健法 第6条、健康増進法 第19条の2		
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき（評価：無）		
事業開始年度	平成20年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	保健センター、成人保健担当	所属長名	鈴井啓史、垂水公男

①事業概要

事業実施趣旨	保健所で健康相談や健康診断の機会を提供することで、市民の健康の保持増進に努める。
対象（誰を・何を）	市民及び在勤者等
求める成果（どのような状態にしたいか）	市民等が一般健康相談や各種健康診断を利用することにより、健康管理の一助とする。 また、保健所は、事業を通じて健康危機に関する情報をモニターし、さらには危機発生時に速やかに対応できる体制を維持する。
事業概要	健康増進事業健診（生活保護受給者対象）、就職や進学等に必要な公的診断書の発行及び労働安全衛生法に基づく健康診断、特定健診や後期高齢者健診を行う。また、健康危機に関する健康相談に対応する。
実施内容	1　一般健康相談 市民からの健康に関する相談に対応し、一般の健康問題や健康危機問題に対処する。 2　健康診断 ①健康増進事業健診（健康増進法に基づく、生活習慣予防のための健診と事後指導） 対象：生活保護受給者等、制度上医療保険に加入できない40歳以上の市内居住者　自己負担：なし ②公的な健康診断書作成のための健診（就業・就学等に必要な公的診断書の作成） 対象：市内在住、在学、在勤者等　自己負担：あり ③労働者健診（労働安全衛生法に基づく健診） 対象：市内在住、在勤の労働者等　自己負担：あり ④被爆者健康診断（原子爆弾被爆者に対する健康診断：兵庫県委託事業） 対象：被爆者健康手帳または健康診断受診者証の所持者 自己負担：なし ⑤特定健診・後期高齢者健診 （高齢者の医療の確保に関する法律に基づいた健診） 対象：各種医療保険加入の40歳以上の市民、 後期高齢者医療加入者

（人）

	24年度	25年度	26年度
健康増進事業健診	243	654	853
労働者健診	3,650	3,015	2,784
公的診断書	1,017	595	311
被爆者健康診断	6	5	5
特定健診・後期高齢者健診	1,664	1,590	1,563
一般健康相談	520	268	252
計	7,100	6,127	5,768

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算
事業費　A		24,021	21,997	22,791
	報償費	6,628	6,715	7,678
	需用費	1,744	1,442	1,312
	委託料	12,709	13,840	13,801
	備品購入費	2,940	0	0
人件費　B		55,140	54,732	55,763
	職員人工数	5.18	4.77	4.72
	職員人件費	41,116	37,439	37,132
	嘱託等人件費	14,024	17,293	18,631
合計　C（A+B）		79,161	76,729	78,554
Cの財源内訳	国庫支出金	0	0	5,518
	県支出金	9,630	10,621	3,508
	市債			
	その他	6,290	7,698	6,713
	一般財源	63,241	58,410	62,815

備考

＜県支出金＞
健康増進事業費補助金事業（県費補助率2/3）、セーフティネット支援対策等事業（県費補助率10/10：平成27年度は国庫）、被爆者健康診断委託金（兵庫県委託事業）を財源充当。
＜その他＞
保健所健診事業収入（特定健診、後期高齢者健診、生活機能評価の所管課からの歳入）を財源充当。
参考
労働者健診等の診断書料（歳入：保健所手数料）、初診料・市外加算（歳入：保健所使用料）は、保健所費（人件費・検体検査）に財源充当。

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	利用者数（活動指標）								単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	7,100	25年度	6,127	26年度	5,768
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	健康サポート事業全体の利用者数は減少したが、平成25年度から個別に受診券を発送している健康増進事業健診については、受診者数が654人から853人に増加した。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	保健所は、国の地域健康危機管理ガイドラインで地域における健康危機管理の拠点に位置づけられている。地域内の保健医療関係の行政機関として、平常時には監視業務を通じて健康危機の発生を未然に防止し、健康危機発生時には関係機関の有機的連携の調整役といった様々な役割が期待されている。また市民病院を持たない本市においては、保健所が健康危機発生時には速やかに対応する役割を担う。このため平常時には本事業により住民の各種健康診断や健康相談を実施する中で歳入を確保しつつ、健康危機に関する情報をモニターし、危機発生時に速やかな対応が出来るよう体制の確保が必要である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有　□ 無	尼崎市保健所使用料手数料条例に従い、診療報酬点数で算定した額の8割に相当する額の範囲内を受益者負担としている。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣他都市では、特定健診、後期高齢者健診は医療保険者の国保担当等が所管し、健康増進事業健診は、健康増進法の担当である保健衛生担当が所管している場合が多いが、健診の実施は保健衛生担当が統一的に実施している。 労働安全衛生法等の健康診断は保健所で実施している自治体はなく、公的な診断が必要な場合は市立病院で対応している。 また、保健所設置市では、感染症などを含む一般健康相談を同様に開設している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	実施機関数は限定されるが労働安全衛生法上の健康診断は、医療機関や健診機関がすでに実施している。保健所では公的な証明が必要な診断書の作成には対応する必要がある。 また、健康危機及び健康被害への対応は委託には馴染まない。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	健康診断の実施は、医師法に基づいて実施する必要があり協働とはなじまない。
現状					●	
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	事業を実施することで市民等が自らの健康状態を確認でき、疾病を早期に発見し早期治療につなげることができるため、本事業を継続して実施し、市民へ利用を勧める。 また、市民病院を持たない本市で健康危機が生じた時に、本事業の診察機能、検査及び市民の健康不安への健康相談機能を利用し速やかに対応ができるように、必要な専門職の確保と技術の維持向上、及び機材の整備に努めることが必要である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成25年度から開始した健康増進事業健診対象者への受診券郵送による受診勧奨は、受診率上昇の成果が見られたことから継続するとともに、健診結果に基づく生活習慣の改善の必要性や医療機関受診の動機付け強化などの保健指導を継続する。また、主治医からの健康支援情報提供書により保健指導を実施する「健康パス」の制度を活用し、対象者の健康の保持増進を図る。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	健康づくり事業費	4421	
根拠法令	健康増進法		
個別計画	尼崎市地域保健医療計画(評価：有)、尼崎市食育推進計画(評価：有)		
事業開始年度	昭和53年度（平成23年度から一部見直し）		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	健康増進課、成人保健担当、保健企画課	所属長名	森田　幸子、垂水　公男、松長　寿枝

①事業概要

事業実施趣旨	健康に関心はあるが、望ましい生活習慣を実践することが困難な市民が多い現状から、健康づくりへの動機付けや継続的な実践へとつながるよう、生活習慣の改善に向けた支援や仕組みづくりを行う。
対象（誰を・何を）	市民（主に成人期の市民）
求める成果（どのような状態にしたいか）	自ら健康に関心を持ち、健康の維持・増進を図り、主体的に健康づくりに取組む市民が増える。また、健康づくり推進員を核とした自主活動が増え、地域の健康づくり活動が活発化する。
事業概要	健康づくりに必要な情報提供、「食事・運動・歯・たばこ等」をテーマにした専門職（保健師・管理栄養士・歯科衛生士等）による健康教育、各種健診の受診勧奨、健康づくり推進員の育成・支援、地域での健康づくり活動の把握・見える化及び団体間の交流を行う。

実施内容

【地域いきいき健康づくり協力団体活動促進事業】

内容	実績
健康づくりに主体的に取り組む各種団体等を「地域いきいき健康づくり協力団体」として募集	40団体
活動案内や活動内容をFBにて配信	FBのページいいね!!数 52
禁煙に取り組む各種団体と協働で、市民まつりに「禁煙啓発」展示ブースを出展	

【健康力アップ応援事業】

事業名		内容		実績
健康教育事業	親子で健康づくり教室	子育て支援施設との協働による30～40歳代女性を対象とした託児付健康づくり講座		5回115人
	生活習慣改善教室	食事・運動・歯周病等をテーマに、生活習慣病予防を目的とした健康教育		14回295人
	健康づくり普及啓発事業	市民からの依頼により、管理栄養士・歯科衛生士・保健師等が地域に出向いて健康教育を行う		23回534人
		地区まつり、園田学園女子大学けやき祭でのがん検診啓発活動		
	関連団体との協働取組	女性センター・トレビエ、公営事業所、立花商店街振興組合		5回457人
健康づくり推進員（各種サポーター）養成事業	推進員の養成	健康づくりについて、普及啓発を行う健康づくり推進員を養成する	市民健康増進スクール	20回170人
			歯ッピークラブ	8回48人
			歯周病予防教室	5回47人
	健康づくり推進員（各種サポーター）研修会	養成した健康づくり推進員（食と運動・食育・お口の健康）が自主的に効果的な活動ができるように研修等を行い、活動支援を行う		委嘱数378人 研修会195回3,632人
	健康づくり推進員活動	健康づくり推進員が地域において市民を対象に健康づくり活動を行う	生活習慣病予防(運動)	2,191回・3,580人活動・市民65,291人
			健康増進スクール支援	20回・70人活動・市民244人
			地域健康づくり懇話会	525回・1,294人活動・市民7,276人
			健康づくりPR事業	8回・349人活動・市民3,184人
			食育活動	129人・422人活動・市民4,415人
			歯科保健活動	15回・68人活動・市民1,201人
たばこの健康影響改善事業	意識啓発	母子手帳交付時面接		4,489人
		ビラ配布		5,250部
	未成年者喫煙防止対策	市内小学校5・6年生へのリーフレット配布		7,500部
	禁煙支援	禁煙講座		8人
		禁煙治療医療機関MAP作成・配布		10,000部
	受動喫煙防止対策	ポスター掲示、ビラ配布		1,500部
		主要駅5か所での啓発のぼり設置		5月16日～6月13日

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	1,371	1,321	1,513	
報償費	422	367	381	事業執務者
需用費	679	681	588	印刷費、材料費
役務費	95	98	117	ボランティア保険料
委託料	117	117	117	歯科健診
使用料及び	58	58	310	会場使用料、補助金、備品購入
人件費 B	15,885	15,822	26,390	
職員人工数	1.95	2.00	3.33	保健企画の人工数0.05
職員人件費	15,885	15,822	26,390	成人保健担当の人工数0.64
嘱託等人件				健康増進課の人工数0.70
合計 C(A+B)	17,256	17,143	27,903	保健センター人工数1.94
Cの財源内訳 国庫支出金	88	96	73	たばこ対策事業（補助率1/2）
県支出金	650	489	537	健康づくり事業、健康づくり推進員養成事業の推進員養成（補助率2/3）
市債				
その他				
一般財源	16,518	16,558	27,293	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	平成26年度までに、「適切な食事又は定期的な運動を継続的に実施している人」（尼崎市食育推進計画の市民アンケート調査項目）を増加させる。								単位	%
目標・実績	目標値	75	達成年度	26 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	29
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず ■ 下回った	市民アンケート調査結果（平成26年度）では、「適切な食事又は定期的な運動を継続的に実施している人」は28%(H21)⇒29%と変化なく、全国47%（H25）に比べると18ポイント低い結果となった。地域・職域との協働取組や推進員の活動を通して健康教育・相談を実施したが、達成には至らなかった。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	いきいきと健康に安心して暮らすために、行政が市民の食や健康づくりに関する課題やニーズを把握し、適切な生活習慣の維持につながる啓発や実践指導を行い、市民と課題解決に向けた仕組みづくりを行うことは必要である。また、健康づくり推進員の活動は、長年地域とのつながりを持ち継続しており、これらの活動が地域の中で互いに支え合うことはまちづくりにおいても有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	現状は、受益者負担はない。しかし、食生活改善のための健康教育で、一食分に相当する食事を実習する場合は、自己負担の必要性もあると考えている。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	●他自治体も出前講座、親子を対象とした健康教育等や食事・運動を中心とした生活習慣病予防教室を実施している。 ●他自治体も「食に関するボランティア」については養成し、育成・活動支援を行っているが、本市は他市（西宮市・芦屋市）の3倍以上の人数の「健康づくり推進員」が長年継続して活動している。 ●歯科保健分野や食育に関するボランティアの養成、育成・活動支援をしている市は全国的に少なく、県内ではない。 ●国及び県の条例や計画に関する事業は必要な部署・機関と連携して実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	歯周病予防教室の歯科医師の執務については、歯科医師会に委託している。 専門職種が連携し、地域の優先的な健康課題を明確にし、施策の企画、実施及び評価を行うことができる体制を整備することは、健康づくりの担い手として行政がすべきことである。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A	B	C	D	E	内容
現状				●		健康なまちづくりを推進するために、統括調整は行政が担うが、ソーシャルキャピタルを活用した市民との協働による取組みは必要である。
将来像			○			

⑧総合評価

総合評価	維持	平成26年度から公募・登録を始めた地域いきいき健康づくり協力団体については、単年度では評価できないので、ターゲット（企業・市民）にあわせた情報発信・手法の転換を図りながら継続実施する。 健康力アップ応援事業では、健康なまちづくりを推進するために、市内の施設や事業所、健康づくり推進員との協働取組による健康づくり活動を実施した。また健康づくり推進員活動については、活動紹介DVD作成等のPR事業も広がった。中でも健康づくり大会は、地域自主活動団体が集い実施し、平成27年度は新たに地域いきいき健康づくり協力団体の参加、いきいき100歳体操の普及啓発も予定しており、地域自主活動団体の情報交換や交流の場として実施する。たばこ対策については禁煙に取り組む各種団体との「禁煙啓発」の協働取組を継続して実施する。

⑨改善の方向性

今後の改善策	健康なまちづくりを推進するためには、保健・福祉が連携し、人や地域のつながりを深め、市民が健康づくりを継続して実践できる支援や仕組みづくりが必要である。 平成27年度に施策転換した骨量測定による健康教育により、若い世代が集まる場所や職域をターゲットとした生活習慣の改善に向けた支援を行う。また、市民・地域団体・企業（職域）などの活動を把握し、情報発信することで、地域自主活動団体への参加を促したり、新たな活動や団体間の交流をしかけることで、地域における健康づくり活動の活性化につなげていく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	リハビリテーション事業費	442A	
根拠法令	健康増進法		
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（評価：有）		
事業開始年度	昭和58年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	健康増進課	所属長名	森田　幸子

①事業概要

事業実施趣旨	医療によるリハビリを終了しても継続してリハビリを行う必要がある者を対象に機能維持（維持期リハビリ）を目的として健康増進法に基づいて実施する。
対象（誰を・何を）	市に居住する成人で、疾患等により身体機能が低下し、医療終了後も継続して訓練を行う必要がある者。（ただし、介護保険等その他でリハビリテーションサービスを受けている者は除く。）
求める成果（どのような状態にしたいか）	心身機能の維持回復・日常生活動作の自立・社会参加
事業概要	心身機能の維持回復に必要な訓練を行うことにより、日常生活の自立を助け、介助を要する状態になることを予防する。
実施内容	<内容> ・問診、血圧測定、医師の診察 ・グループ体操等 日常生活に必要な動作・各関節の運動・ストレッチ・筋力、バランス力の維持、向上。 ・日常生活動作評価及び体力測定 ・健康講座及び相談・指導 <回数> ・原則として週1回（月4回） <場所>　尼崎市立身体障害者福祉センター　体育室等 希望者には送迎サービスあり。 <現状> 毎回平均12人の参加者あり。 グループ体操に積極的に取り組んでおり、日常生活動作評価の結果を維持できている参加者が多い。

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	2,798	2,943	2,939	
委託料	2,798	2,943	2,939	リハビリテーション業務委託料（委託先：尼崎市立身体障害者福祉センター）
人件費　B	8,309	7,827	8,296	
職員人工数	1.02	0.99	1.05	
職員人件費	8,309	7,827	8,296	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	11,107	10,770	11,235	
Cの財源内訳　国庫支出金				健康増進事業費補助金（補助率2/3）
県支出金	1,866	1,370	1,960	
市債				
その他				
一般財源	9,241	9,400	9,275	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	延べ指導人数　（（実人数）×45回（1年間）×0.7（出席率）） （成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）								単位	人
目標・実績	目標値	2,362	達成年度	26　年度	24年度	1,746	25年度	1,709	26年度	1,715
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 ■ やや達成できず □ 下回った	実人数は49人で、昨年（52人）よりやや減少したが、出席率は79.0%と昨年度より高く、延べ指導人数はほぼ維持できている。 送迎バスを利用することで天候にかかわらず、出席しやすい環境となっている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	健康増進法によるリハビリ対象者及び介護保険の認定を受けずに日常生活の維持向上を図り、社会参加を希望する者にとって有効である。 起居動作、ストレッチ、筋力アップ、バランスアップ等の体操を継続して行うことにより、日常生活動作や、体力を維持できている参加者が多く、介護予防としての役割も大きい。事業内での交流から事業外での交流に広がり社会参加の一歩となることもある。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	委託先の身体障害者福祉センター講座は全て無料で行っているため、本事業のみが受益者負担を求めることは適正ではない。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間では本市以外に1市が直営で実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	平成23年4月から尼崎市社会福祉事業団に委託して、尼崎市立身体障害者福祉センターの体育室などで実施している。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状				●		委託した事業の実施がスムーズに行えるように調整、また、内容の充実を図る中で今後の協働の領域についても検討していく。
将来像				○		

⑧総合評価

総合評価	維持	送迎サービスの利用により、悪天候時でも出席率が上がり、週1回の継続した参加が可能となった参加者も多い。 委託先施設の特性や参加者に合わせた工夫をし、より充実した内容となっている。また、波及効果として、本事業参加者が尼崎市身体障害者福祉センターが実施している講座に新たに参加するなど、社会参加が広がっているケースもある。

⑨改善の方向性

今後の改善策	介護保険法の改正に伴い、本市の介護予防・日常生活支援総合事業との関連性など、本事業のあり方についても検討していく必要がある。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	胃がん検診事業費	4431	
根拠法令	健康増進法　第19条の2、がん対策基本法　第13条		
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき（評価：有）		
事業開始年度	昭和57年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	保健センター、成人保健担当	所属長名	鈴井啓史、垂水公男

①事業概要

事業実施趣旨	がんは、わが国の死亡原因の第1位であり、その中で胃がんによる死亡者は多い。 胃がんを早期に発見し早期治療に繋げるために胃がん検診を実施する。また、市民にがん検診の受診を啓発・促進するとともに、がん予防に対する意識啓発を図る。
対象（誰を・何を）	40歳以上の市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	胃がん検診の受診率を上げ、胃がんを早期に発見し早期治療に繋げることで、胃がんによる死亡者を減少させ、健康寿命の延伸を図る。
事業概要	保健所、市内医療機関及びハーティ21等において、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づく方法で、胃がん検診を実施する。 また、がん検診の重要性などの意識啓発に努め、市民の健康管理意識の向上と健康の保持増進を図る。
実施内容	＜検診方法＞　問診、胃部エックス線検査 ＜自己負担金＞ 保健所　800円（65歳以上　400円） ハーティ21等　1,400円（65歳以上　500円） 医療機関　2,700円（65歳以上　1,100円） ※生活保護受給者及び非課税世帯は無料 ＜実績＞

胃がん検診　（人）

年　度	医療機関	保健所	ハーティ他	計	受診率	がんであった者
平成23	806	1,341	1,600	3,747	2.7%	6
平成24	705	1,572	1,663	3,940	2.9%	5
平成25	575	1,597	1,388	3,560	2.6%	3
平成26	535	1,414	1,686	3,635	2.6%	3

平成26年度のがんであった者の数は平成27年5月現在

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	16,923	17,367	0	
報償費	3,441	3,517		医師、看護師報償
需用費	996	1,025		パリウム等消耗品購入
委託料	12,486	12,825		医師会、ハーティ21等委託料
人件費　B	13,617	13,710	0	
職員人工数	1.78	1.80		
職員人件費	13,617	13,710		
嘱託等人件費	0	0		
合計　C(A+B)	30,540	31,077	0	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				【参考】
その他				平成27年度から「がん検診事業費」として中事業統合
一般財源	30,540	31,077	0	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	受診者数（成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）								単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	3,940	25年度	3,560	26年度	3,635
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	平成26年度の胃がん検診の受診者数は3,635人（受診率2.6%）、前年度より増加した。今後も受診勧奨を図り受診者数の増加に努めるとともに、より効果的な検診手法についても検討する。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	胃がん検診は、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいて胃がんの死亡者数を減少することができるとされている方法で実施している。 平成25年度の胃がん検診で胃がんが発見された者は3人で、国が示すがん検診精度管理事業評価指標のがん発見率許容値をやや下回っており精密検査受診状況など確認し確定診断の把握に努める。今後も検診でがんを発見し早期治療に繋げることで、がん死亡者数を減少させることを目標として実施していく。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有　□ 無	自己負担額は、平成10年度まで実施されていた国の補助基準額に準拠しており、現在は診療報酬点数を根拠としており妥当であると考える。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	生活保護受給者及び非課税世帯に属する者は、申請により無料とする。

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	平成25年度胃がん検診受診率(2.6%)は、県の平均受診率(6.9%)と比較して低く、近隣の西宮市(4.3%)よりも低い。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	がん検診の受診機会をより多く提供するために保健所で実施する以外に尼崎市医師会とハーティ21等へ委託している。市内医療機関では土曜日や夜間などを含めた診療時間に実施しており、ハーティ21等では土、日曜日にも胃がん検診を実施している。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状					●	検診については専門性が必要であるため協働には馴染まないが、がん検診の普及啓発を地域で実践していく人材の育成に取り組んでおり、これからも市民と協働で啓発に努めていく。
将来像				○		

⑧総合評価

総合評価	維持	がん検診は、がんを早期に発見し適切な治療を行うことで、がんによる死亡を減少させることを目的としている。そのため、がん及びがん検診の正しい知識を普及啓発し、検診の受診に繋がることが重要となる。 今後も、健康教育などの受診勧奨も含めた胃がん検診事業を継続して推進していく。

⑨改善の方向性

今後の改善策	人口動態統計によると胃がんによる死亡者は40歳代から増加しており、働き盛り世代の早世（早死）を減少させることは社会経済的に大きな損失防止になると考られる。 そのため胃がんの早期発見・早期治療を目指し、胃がん検診の受診を促進するために受診勧奨は引き続き実施していくとともに、胃がん検診における内視鏡検査の導入など国の動向に注視し実施方法等検討していく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	子宮頸がん検診事業費	443A	
根拠法令	健康増進法　第19条の2、がん対策基本法　第13条		
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき（評価：有）		
事業開始年度	昭和56年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	保健センター、成人保健担当	所属長名	鈴井啓史、垂水公男

①事業概要

事業実施趣旨	がんは、わが国の死亡原因の第1位であり、その中で子宮頸がんによる死亡者は若年層女性に増加している。子宮頸がんを早期に発見し早期治療に繋げるために子宮頸がん検診を実施する。また、市民にがん検診の受診を啓発・促進するとともに、がん予防に対する意識啓発を図る。
対象（誰を・何を）	20歳以上の市民である女性（実施回数は2年に1回）
求める成果（どのような状態にしたいか）	子宮頸がん検診の受診率を上げ、子宮頸がんを早期に発見し早期治療に繋げることで、子宮頸がんによる死亡者数を減少させ、健康寿命の延伸を図る。
事業概要	市内医療機関及びハーティ21等において、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づく方法で、子宮頸がん検診を実施する。 また、がん検診の重要性などの意識啓発に努め、市民の健康管理意識の向上と健康の保持増進を図る。
実施内容	＜検診方法＞　問診、視診、子宮頸部（膣部、頸管部）の細胞診検査 ＜自己負担金＞ ハーティ21等　1,200円　（65歳以上400円）、医療機関　1,500円　（65歳以上600円） ※生活保護受給者及び非課税世帯は無料 【がん検診推進事業】 事業開始年度：平成21年度 （国の「がん検診推進事業」に基づく事業として実施、補助率10/10、平成22年度から補助率1/2） ＜目的＞　特定の年齢に達した者に対し、検診の無料クーポン券を配布し受診を促進する。 ＜対象者＞　20歳の女性及び過去に無料クーポン券の配布を受けたが未受診だった者 ＜検診方法＞上記同様　　＜自己負担金＞無料

＜実績＞　子宮頸がん検診　（人）

年　度	医療機関	ハーティ他	計	無料クーポン券（再掲）	受診率	がんであった者
平成23	5,479	617	6,096	3,692	11.1%	3
平成24	5,089	581	5,670	3,592	10.7%	2
平成25	4,804	666	5,470	3,392	10.1%	1
平成26	5,755	594	6,349	4,173	10.8%	6

平成26年度のがんであった者の数は平成27年5月現在

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	33,556	40,745	0	
需用費	1,456	1,526		無料クーポン券作成等
委託料	32,090	39,214		医師会、ハーティ21等委託料
負担金補助及び交付金	10	5		償還払い返還金
人件費　B	8,260	9,148	0	【参考】
職員人工数	0.92	1.01		平成27年度から「がん検診事業費」として中事業統合
職員人件費	7,284	7,886		
嘱託等人件費	976	1,262		
合計　C（A+B）	41,816	49,893	0	
Cの財源内訳：国庫支出金	9,888	11,095		国庫補助金
県支出金				がん検診推進事業は、保健所費補助金事業として実施。平成21年度（補助率10/10）、平成22年度以降（補助率1/2）
市債				
その他				
一般財源	31,928	38,798	0	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	受診者数（成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）								単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	5,670	25年度	5,470	26年度	6,349
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	平成26年度の子宮がん検診の受診者数は6,349人（受診率10.8%）、前年度より上回った。今後も受診勧奨を図り受診者数の増加に努める。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	子宮頸がん検診は、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいて子宮頸がんの死亡者数を減少することができるとされている方法で実施している。 平成25年度の子宮頸がん検診で子宮頸がんが発見された者は6人で、国が示すがん検診精度管理事業評価指標のがん発見率許容値をやや下回っており精密検査受診状況など確認し確定診断の把握に努める。今後も検診でがんを発見し早期治療に繋げることで、がん死亡者数を減少させることを目標として実施していく。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有　□ 無	自己負担額は、平成10年度まで実施されていた国の補助基準額に準拠しており、現在は診療報酬点数を根拠としており妥当であると考える。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	生活保護受給者及び非課税世帯に属する者は、申請により無料とする。

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	平成25年度子宮がん検診受診率(10.1%)は、県の平均受診率(18.1%)と比較して低く、近隣の西宮市(13.4%)よりも低い。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	がん検診の受診機会をより多く提供するために尼崎市医師会とハーティ21等へ委託している。市内医療機関では土曜日や夜間などを含めた診療時間に実施しており、ハーティ21等では土、日曜日にも子宮頸がん検診を実施している。 また、市民の利便性を考慮し、伊丹市の近畿中央病院でも子宮頸がん検診の受診を可能とした。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A	B	C	D	E	内容
現状					●	検診については専門性が必要であるため協働には馴染まないが、がん検診の普及啓発を地域で実践していく人材の育成に取り組んでおり、これからも市民と協働で啓発に努めていく。
将来像				○		

⑧総合評価

総合評価	維持	がん検診は、がんを早期に発見し適切な治療を行うことで、がんによる死亡を減少させることを目的としている。そのため、がん及びがん検診の正しい知識を普及啓発し、検診の受診に繋がることが重要となる。 他都市での受診機関や検診機関との契約により市民の受診機会の拡大を図り、今後も、健康教育などの受診勧奨も含めた子宮頸がん検診事業を継続して推進していく。

⑨改善の方向性

今後の改善策	若年層の子宮がん検診受診を促進するために大学や成人式でのリーフレット配布などを継続して実施する。 検診の受診機関を市外に広げたり、新規検診機関に委託することで多数のがん検診と同時受診できるなどがん検診受診の環境を拡充していく。 また、国のがん検診推進事業について方法が変更されるため、国の動向に直視しながら有効的な受診促進を図る。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	乳がん検診事業費	443E	
根拠法令	健康増進法　第19条の2、がん対策基本法　第13条		
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき（評価：有）		
事業開始年度	昭和61年度（平成11年度から平成16年度の間事業凍結）		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	保健センター、成人保健担当	所属長名	鈴井啓史、垂水公男

①事業概要

事業実施趣旨	がんは、わが国の死亡原因の第1位であり、その中で乳がんによる死亡者は女性に増加している。乳がんを早期に発見し早期治療に繋げるために乳がん検診を実施する。また、市民にがん検診の受診を啓発・促進するとともに、がん予防に対する意識啓発を図る。
対象（誰を・何を）	40歳以上の市民である女性（実施回数は2年に1回）
求める成果（どのような状態にしたいか）	乳がん検診の受診率を上げ、乳がんを早期に発見し早期治療に繋げることで、乳がんによる死亡者数を減少させ、健康寿命の延伸を図る。
事業概要	市内医療機関及びハーティ21等において、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づく方法で、乳がん検診を実施する。 また、がん検診の重要性などの意識啓発に努め、市民の健康管理意識の向上と健康の保持増進を図る。
実施内容	＜検診方法＞　問診、視触診、マンモグラフィ検査及び自己触診法の指導 ＜自己負担金＞ ハーティ21等　2,200円（65歳以上　600円）、医療機関2,200円（65歳以上　800円） ※生活保護受給者及び非課税世帯は無料 【がん検診推進事業】 事業開始年度：平成21年度 （国の「がん検診推進事業」に基づく事業として実施、補助率10/10、平成22年度から補助率1/2） ＜目的＞　特定の年齢に達した者に対し、検診の無料クーポン券を配布し受診を促進する。 ＜対象者＞　40歳の女性及び過去に無料クーポン券の配布を受けたが未受診だった者 ＜検診方法＞上記同様　＜自己負担金＞無料

＜実績＞　乳がん検診　（人）

年　度	医療機関	ハーティ他	計	無料クーポン券（再掲）	受診率	がんであった者
平成23	4,251	995	5,246	3,675	12.3%	14
平成24	4,211	1,020	5,231	3,587	12.1%	21
平成25	4,141	1,109	5,250	3,560	12.1%	24
平成26	4,375	1,064	5,439	3,616	12.4%	25

平成26年度のがんであった者の数は平成27年5月現在

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	45,994	48,895	0	
需用費	1,959	1,948		無料クーポン券作成等
委託料	44,003	46,928		医師会、ハーティ21委託料
負担金補助及び交付金	32	19		償還払い返還金
人件費　B	8,260	9,148	0	【参考】
職員人工数	0.92	1.01		平成27年度から「がん検診事業費」として中事業統合
職員人件費	7,284	7,886		
嘱託等人件費	976	1,262		
合計　C（A+B）	54,254	58,043	0	
Cの財源内訳：国庫支出金	12,123	11,095		国庫補助金
県支出金				がん検診推進事業は、保健所費補助金事業として実施。平成21年度（補助率10/10）、平成22年度以降（補助率1/2）
市債				
その他				
一般財源	42,131	46,948	0	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	受診者数（成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）								単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	5,231	25年度	5,250	26年度	5,439
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	平成26年度の乳がん検診の受診者数は5,439人（受診率12.4%）、前年度より増加した。今後も受診勧奨を図り受診者数の増加に努める。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	乳がん検診は、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいて乳がんの死亡者数を減少することができるとされている方法で実施している。 平成25年度の乳がん検診で乳がんが発見された者は24人で、国が示すがん検診精度管理事業評価指標のがん発見率許容値を上回っており検診の精度としては問題ない。 今後も検診でがんを発見し早期治療に繋げることで、がん死亡者数を減少させることを目標として実施していく。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有　□ 無	自己負担額は、平成10年度まで実施されていた国の補助基準額に準拠しており、現在は診療報酬点数を根拠としており妥当であると考える。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	生活保護受給者及び非課税世帯に属する者は、申請により無料とする。

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	平成25年度乳がん検診受診率(12.1%)は、県の平均受診率(18.2%)と比較して低く、近隣の西宮市(15.3%)よりも低い。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	がん検診の受診機会をより多く提供するために尼崎市医師会とハーティ21等へ委託している。市内医療機関では土曜日や夜間などを含めた診療時間に実施しており、ハーティ21等では土、日曜日にも乳がん検診を実施している。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A	B	C	D	E	内容
現状					●	検診については専門性が必要であるため協働には馴染まないが、がん検診の普及啓発を地域で実践していく人材の育成に取り組んでおり、これからも市民と協働で啓発に努めていく。
将来像				○		

⑧総合評価

総合評価	**維持** がん検診は、がんを早期に発見し適切な治療を行うことで、がんによる死亡を減少させることを目的としている。そのため、がん及びがん検診の正しい知識を普及啓発し、検診の受診に繋がることが重要となる。 今後も、健康教育などの受診勧奨も含めた乳がん検診事業を継続して推進していく。

⑨改善の方向性

今後の改善策	個別の受診勧奨の方法を再検討し、より効果的な乳がん検診の受診勧奨を行っていく。それに加えて未受診者に対してコールリコールを実施するなど乳がん検診の受診勧奨を図るとともに、乳がんの知識や自己触診法の普及などの啓発活動を継続する。 また、国のがん検診推進事業について方法が変更されるため、国の動向に直視しながら有効的な受診促進を図る。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	大腸がん検診事業費	443K	
根拠法令	健康増進法　第19条の2、がん対策基本法　第13条		
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき（評価：有）		
事業開始年度	平成3年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	保健センター、成人保健担当	所属長名	鈴井啓史、垂水公男

①事業概要

事業実施趣旨	がんは、わが国の死亡原因の第1位であり、その中で大腸がんによる死亡者は増加している。大腸がんを早期に発見し早期治療に繋げるために大腸がん検診を実施する。また、市民にがん検診の受診を啓発・促進するとともに、がん予防に対する意識啓発を図る。
対象（誰を・何を）	40歳以上の市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	大腸がん検診の受診率を上げ、大腸がんを早期に発見し早期治療に繋げることで、大腸がんによる死亡者数を減少させ、健康寿命の延伸を図る。
事業概要	保健所、市内医療機関及びハーティ21等において、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づく方法で、大腸がん検診を実施する。 また、がん検診の重要性などの意識啓発に努め、市民の健康管理意識の向上と健康の保持増進を図る。
実施内容	＜検診方法＞　問診、「ヒトヘモグロビン免疫法」による便潜血反応検査 ＜自己負担金＞　900円（65歳以上　400円）　※生活保護受給者及び非課税世帯は無料 【がん検診推進事業】 事業開始年度：平成23年度 （国の「がん検診推進事業」に基づく事業として実施、補助率1/2） ＜目的＞　一定の年齢に達した者に対し、検診の無料クーポン券を配布し受診を促進する。 ＜対象者＞　40・45・50・55・60歳の市民 ＜検診方法＞上記同様　＜自己負担金＞無料

＜実績＞　大腸がん検診　（人）

年　度	医療機関	保健所	ハーティ他	計	無料クーポン券（再掲）	受診率	がんであった者
平成23	11,028	2,526	1,888	15,442	2,565	11.2%	29
平成24	11,781	3,040	1,876	16,697	2,803	12.1%	42
平成25	12,313	3,239	2,111	17,663	3,460	12.8%	43
平成26	11,816	3,236	2,144	17,196	2,801	12.5%	36

平成26年度のがんであった者の数は平成27年5月現在

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	54,683	54,617	0	
需用費	2,253	2,552		無料クーポン券作成等
委託料	52,412	52,052		医師会、ハーティ21等委託料
負担金補助及び交付金	18	13		償還払い返還金
人件費　B	9,001	9,543	0	【参考】
職員人工数	1.03	1.06		平成27年度から「がん検診事業費」として中事業統合
職員人件費	8,024	8,281		
嘱託等人件費	977	1,262		
合計　C（A+B）	63,684	64,160	0	
Cの財源内訳　国庫支出金	6,415	7,084		国庫補助 がん検診推進事業については、保健所費補助金事業として実施。（補助率1/2）
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	57,269	57,076	0	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	受診者数（成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）								単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	16,697	25年度	17,663	26年度	17,196
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	平成26年度の大腸がん検診の受診者数は17,196人（受診率12.5%）、前年度より若干減少した。今後も受診勧奨を図り受診者数の増加に努める。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	大腸がん検診は、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいて大腸がんの死亡者数を減少することができるとされている方法で実施している。 平成25年度の大腸がん検診で大腸がんが発見された者は36人で、国が示すがん検診精度管理事業評価指標のがん発見率許容値を上回っており検診の精度としては問題ない。 今後も検診でがんを発見し早期治療に繋げることで、がん死亡者数を減少させることを目標として実施していく。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有　□ 無	自己負担額は、平成10年度まで実施されていた国の補助基準額に準拠しており、現在は診療報酬点数を根拠としており妥当であると考える。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	生活保護受給者及び非課税世帯に属する者は、申請により無料とする。

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	平成25年度大腸がん検診受診率(12.8%)は、県の平均受診率(18.3%)と比較して低いが、近隣の西宮市(11.2%)を上回っている。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	がん検診の受診機会をより多く提供するために保健所で実施する以外に尼崎市医師会とハーティ21等へ委託している。市内医療機関では土曜日や夜間などを含めた診療時間に実施しており、ハーティ21等では土、日曜日にも大腸がん検診を実施している。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A	B	C	D	E	内容
現状					●	検診については専門性が必要であるため協働には馴染まないが、がん検診の普及啓発を地域で実践していく人材の育成に取り組んでおり、これからも市民と協働で啓発に努めていく。
将来像				○		

⑧総合評価

総合評価	**維持** がん検診は、がんを早期に発見し適切な治療を行うことで、がんによる死亡を減少させることを目的としている。そのため、がん及びがん検診の正しい知識を普及啓発し、検診の受診に繋がることが重要となる。 今後も、健康教育などの受診勧奨も含めた大腸がん検診事業を継続して推進していく。

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成23年度から実施している国のがん検診推進事業の大腸がん検診無料クーポン券は、平成27年度で終了する。今後、国は個別勧奨の方法を大幅に変更することが見込まれ、国の動向に注視し働く世代への効果的な個別勧奨を実施していく。 また、特定健診などとの同時受診の機会を広げていき、受診率の向上を図る。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	肺がん検診事業費	443P	
根拠法令	健康増進法　第19条の2、がん対策基本法　第13条		
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき（評価：有）		
事業開始年度	昭和61年度（平成11年度から平成16年度の間事業凍結）		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	保健センター、成人保健担当	所属長名	鈴井啓史、垂水公男

①事業概要

事業実施趣旨	がんは、わが国の死亡原因の第1位であり、その中で特に肺がんによる死亡者は多い。 肺がんを早期に発見し早期治療に繋げるために肺がん検診を実施する。また、市民にがん検診の受診を啓発・促進するとともに、がん予防に対する意識啓発を図る。
対象（誰を・何を）	40歳以上の市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	肺がん検診の受診率を上げ、肺がんを早期に発見し早期治療に繋げることで、肺がんによる死亡者数を減少させ、健康寿命の延伸を図る。
事業概要	保健所（巡回検診を含む）において、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づく方法で、肺がん検診を実施する。 また、がん検診の重要性などの意識啓発に努め、市民の健康管理意識の向上と健康の保持増進を図る。
実施内容	＜検診方法＞　問診、胸部エックス線検査 喀痰細胞診検査（必要者のみ） ＜自己負担金＞胸部エックス線検査　300円（65歳以上　100円） 喀痰細胞診検査　600円 ※生活保護受給者及び非課税世帯は無料 ＜実績＞

肺がん検診　（人）

年　度	保健所	巡回	計	受診率	がんであった者
平成23	2,020	6,244	8,264	6.0%	8
平成24	2,316	8,603	10,919	7.9%	8
平成25	2,096	8,815	10,911	7.9%	4
平成26	2,132	8,695	10,827	7.9%	4

平成26年度のがんであった者の数は平成27年5月現在

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	15,539	15,570	0	
報償費	1,006	866		医師報償
需用費	212	219		受診票等作成
委託料	14,321	14,485		ハーティ21等、県立病院委託
人件費　B	13,373	14,214	0	
職員人工数	1.75	1.87		
職員人件費	13,373	14,214		
嘱託等人件費	0	0		
合計　C(A+B)	28,912	29,784	0	
C の財源内訳：国庫支出金				
県支出金				
市債				【参考】
その他				平成27年度から「がん検診事業費」として中事業統合
一般財源	28,912	29,784	0	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	受診者数（成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）								単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	10,919	25年度	10,911	26年度	10,827
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	平成26年度の肺がん検診の受診者数は10,827人（受診率7.9%）、前年度より下回ったが、今後も受診勧奨を図り受診者数の増加に努める。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	肺がん検診は、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいて肺がんの死亡者数を減少することができるとされている方法で実施している。 平成25年度の肺がん検診で肺がんが発見された者は4人で、国が示すがん検診精度管理事業評価指標のがん発見率許容値を上回っており検診の精度としては問題ない。 今後も検診でがんを発見し早期治療に繋げることで、がん死亡者数を減少させることを目標として実施していく。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有　□ 無	自己負担額は、平成10年度まで実施されていた国の補助基準額に準拠しており、現在は診療報酬点数を根拠としており妥当であると考える。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	生活保護受給者及び非課税世帯に属する者は、申請により無料とする。

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	平成25年度肺がん検診受診率(7.9%)は、県の平均受診率(13.5%)と比較して低いが、近隣の西宮市(5.0%)を上回っている。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	がん検診の受診機会をより多く提供するために保健所で実施する以外にハーティ21等へ委託して巡回検診を実施している。巡回検診では土、日曜日にも肺がん検診を実施している。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状					●	検診については専門性が必要であるため協働には馴染まないが、がん検診の普及啓発を地域で実践していく人材の育成に取り組んでおり、これからも市民と協働で啓発に努めていく。
将来像				○		

⑧総合評価

総合評価	**維持** がん検診は、がんを早期に発見し適切な治療を行うことで、がんによる死亡を減少させることを目的としている。そのため、がん及びがん検診の正しい知識を普及啓発し、検診の受診に繋がることが重要となる。今後も、健康教育などの受診勧奨も含めた肺がん検診事業を継続して推進していく。 また、環境省の委託である「アスベストばく露による健康リスク評価に関する調査事業」は平成26年度で終了し、新たな「試行調査」事業では胸部エックス線検査は、肺がん検診を利用することとされたため、肺がん検診と石綿健康相談の連携を図り実施する。

⑨改善の方向性

今後の改善策	特定健診を実施している集団健診会場（巡回会場）で肺がん検診を同時に実施することで、肺がん検診受診者数が増加したことから今後も巡回検診により特定健診等との同時実施の機会を拡充していく。また、肺がんは喫煙の影響が圧倒的に大きいため、喫煙対策など一次予防と合わせて啓発活動を実施していく。 肺がん検診（胸部検診）として、肺がん、結核及びアスベスト（石綿）関連疾患を含めた胸部疾患の早期発見に努めていく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	難病対策事業費	4441	
根拠法令	難病特別対策推進事業実施要綱		
個別計画	—		
事業開始年度	平成5年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	健康増進課	所属長名	森田　幸子

①事業概要

事業実施趣旨	原因不明で治療方法が確立されていない病気は、一般に難病と言われ治療も長期にわたり、かつ後遺症を残すことも少なくない。難病患者やその家族は日々身体的、精神的不安を抱えている。相談会や講演会の実施により、難病患者及びその家族の不安を軽減することを目的とする。
対象（誰を・何を）	難病患者及びその家族
求める成果（どのような状態にしたいか）	不安を抱える難病患者の身体的・精神的負担の軽減を図る。
事業概要	難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援体制作りを行う。
実施内容	難病患者教室、相談会、交流会、講演会の開催、難病啓発資料の作成 平成26年度実績　難病相談会・交流会活動

開催日	場所	疾病名	参加者数
9月14日	すこやかプラザ	もやもや病	20
10月5日	すこやかプラザ 尼崎市保健所	心臓病・リウマチ・膠原病・腎炎ネフローゼ	59
10月19日	中小企業センター	パーキンソン病	38
11月23日	すこやかプラザ 尼崎市保健所	ヘモフィリア・網膜色素変性症・潰瘍性大腸炎・クローン病・ベーチェット病	62
12月14日	尼崎市保健所	自己免疫性肝炎・ウイルス性肝炎	39
2月15日	すこやかプラザ	講演会	92

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	928	973	1,500	
報償費	33	78	179	
需用費	895	895	283	封筒等購入費及び浄書代
委託料			1,015	相談会等の事業実施委託
使用料及び賃借料			23	（尼崎市難病団体連絡協議会
その他				へ委託）
人件費　B	2,525	111,622	25,027	
職員人工数	0.31	1.47	3.20	
職員人件費	2,525	111,622	24,987	
嘱託等人件費			40	
合計　C(A+B)	3,453	112,595	26,527	
Cの財源内訳　国庫支出金	431	532	838	難病特別対策推進事業費補助金
県支出金				（補助率1/2）
市債				
その他				
一般財源	3,022	112,063	25,689	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	難病相談会・交流会活動参加者実績 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)								単位	人
目標・実績	目標値	380	達成年度	29 年度	24年度	371	25年度	258	26年度	310
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	委託先と連携し、ポスターの掲示や、相談会の案内を特定疾患更新書類に同封するなど、広報に努めた。講演するテーマや、開催時期によって参加人数は変動する傾向にあるが、今後も、相談会や交流会を通じて難病患者及びその家族の不安の軽減を目指していく。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	原因不明で治療方法が確立されていない難病を抱える患者及び家族の身体的、精神的負担軽減を図るための支援の一つとして、病気への理解を深め、相互に励まし合うための相談会や交流会の開催は必要である。 相談会や交流会を通じて難病を抱える患者及び家族の疾病や療養上の注意点等への理解を深め、参加者相互の交流により身体的、精神的負担軽減に貢献している。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	本事業は、市が関与して難病患者等の不安や負担感を軽減するものであり、受益者負担を求めることは適正ではない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	難病相談会の実施については、県下中核市（西宮市・姫路市）と比較したところ、概ね同水準である。 （相談会開催疾患数　西宮市：14疾病　　姫路市：5疾病）

⑦担い手の点検

現状の委託等	■ 全部　□ 一部　□ 無	難病医療相談会及び交流会の実施等については、尼崎市難病団体連絡協議会に委託済みである。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状		●				関連団体等が主体となって事業は実施するが、難病対策を推進するためには行政のかかわりは欠かせない。
将来像		○				

⑧総合評価

総合評価	維持	難病患者及びその家族の身体的・精神的負担軽減は必要であり、今後も関係団体と行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携して取り組まなければならない重要な課題である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成27年1月に、難病の患者に対する医療等に関する法律が実施され、対象疾病が306疾病に拡大された。また、総合支援法に定められる対象疾病も332疾病に拡大されている。今後も対象疾病が増加することが見込まれており、今後も難病対策事業について、より一層の周知を図っていく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	小児慢性特定疾病対策事業費	444F	
根拠法令	児童福祉法		
個別計画	—		
事業開始年度	平成18年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	法定事業（一部法定外事業含む）
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	健康増進課	所属長名	森田　幸子

①事業概要

事業実施趣旨	医療技術の高度化に伴い、早期発見・治療が進んでいる中で、小児慢性特定疾病の治療にかかる医療費は高額であり、引き続き医療費助成による患者家庭の支援が必要である。
対象（誰を・何を）	厚生労働大臣が定める慢性疾病に罹患している18歳未満の児童（引き続き治療が必要な場合は20歳まで）で、当該疾病の状態の程度が厚生労働大臣が基準告示により定める程度である尼崎市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	小児慢性特定疾病児童に対し、医療費の一部及び日常生活用具を公費負担することで、保護者の経済的負担の軽減を図る。また、相談事業及び自立支援員を設置し、児童の自立を図る。
事業概要	児童福祉法第19条の2の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾病（対象疾病は14疾患群、704疾病）の治療方法に関する研究等に資する医療の給付その他の事業を行う。
実施内容	1　小児慢性特定疾病医療費支給事業(平成21年度～) 子どもの慢性特定疾病のうち、国が指定した疾病の治療に係る医療費の一部を公費で負担し、保護者の負担軽減を図る。公費負担にあたっては、小児慢性特定疾病審査会を設置し、審査の結果、医療受給者証を交付する。 給付実人数　328人　　給付延件数　4,128件 2　小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（平成27年度～） (1)　相談支援事業 小児慢性特定疾病児童等とその家族について、適切な療養の確保、必要な情報の提供等の便宜を図ることで、児童等の健康の保持増進及び自立の促進を図る。 (2)　自立支援員設置事業 小児慢性特定疾病児童等自立支援員を設置し、各種支援策の利用計画の作成、関係機関との連絡調整等を実施することにより、自立・就労の円滑化を図る。 3　小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業（平成18年度～） 小児慢性特定疾病児童に対して、特殊寝台など日常生活用具を給付する。

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	112,523	120,802	129,379	
扶助費	110,005	118,835	122,274	医療費及び日常生活用具（H26から）
需用費	184	181	490	医療受給者証等
委託料	731	881	5,555	レセプトデータ入力等
使用料及び賃借料	868	874	921	システムリース料及び会場費
その他	735	31	139	協議会委員の報償費を、委員報酬に変更（H26から）
人件費　B	13,217	23,001	22,267	
職員人工数	1.65	2.75	2.82	
職員人件費	12,839	21,741	21,951	
嘱託等人件費	378	1,260	316	
合計　C(A+B)	125,740	143,803	151,646	
Cの財源内訳　国庫支出金	53,542	58,311	65,666	小児慢性特定疾病医療費負担金
県支出金				小児慢性特定疾病児童等
市債				自立支援事業費負担金
その他				母子保健衛生費補助金
一般財源	72,198	85,492	85,980	（国1/2）

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	医療の給付実人数 （医療の給付に係る法定事業であり、適切な成果指標の設定は困難）								単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	—　年度	24年度	321	25年度	332	26年度	328
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	市報やホームページ等による広報に引き続き努めた。また、判断に迷う事例については、厚生労働省や他の自治体に照会を行うなど、適正な給付にも努めた。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	小児慢性特定疾病医療費支給事業及び、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業については、法定事務である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有　□ 無	児童福祉法に基づき、市町村民税に応じた自己負担限度額を設定している。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業については、近隣中核市とも、本市同様、国と同じ基準で実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	医療費の給付請求データ登録作業、診療報酬支払事務については、すでに民間へ委託している。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状					●	行政の責任において実施する必要がある。
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	児童福祉法に基づき、慢性疾病で長期治療に係る高額な医療費の一部を助成することは子育て家庭の経済的、精神的な負担の軽減となっている。今後も児童等の健全な育成を図るため、事業の継続は必要である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	子育て家庭の経済的な負担軽減を推進するためにも引き続き、適正な給付を行う。 また、平成27年1月1日から新たな医療費助成制度に移行され、対象疾病の拡大や、自立支援事業を実施していることなどから、より一層の周知を図っていきたい。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	健康相談事業費	444K	
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和63年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	吉崎　秀幸

①事業概要

事業実施趣旨	昭和63年の「公害健康被害補償法」の改正により、第一種指定地域（大気系）の解除に伴い、健康被害予防事業として地域における人口集団を対象として慢性閉塞性肺疾患（呼吸器疾患）の予防や同疾患からの回復を目的に実施している。一般成人対象は保健所健診事業に併設して実施している。
対象（誰を・何を）	乳幼児・市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	地域住民を対象としてぜん息等に関する相談及び指導を行うことにより、当該疾患の予防並びに当該疾患に係る患者の健康の回復、保持及び増進に関する知識の普及及び意識の向上を図る。
事業概要	(乳幼児)3か月児から6歳児の保護者で子供の呼吸器疾患に不安を持つ保護者に対し、問診を行い医師との相談の結果に基づいて、指導を行う。 (一般成人)呼吸器疾患に不安のある相談者に対し、日常生活での疑問、不安に答える。また、必要により医療機関を紹介し受診を勧奨する。
実施内容	（乳幼児） 保健所で実施　12回(月1回)　5回シリーズ1回　計17回 平成24年度　144人　平成25年度　161人　平成26年度　87人 アレルギー除去食講習会　6地域保健担当で実施　計36回 平成24年度　591人　平成25年度　579人　平成26年度　540人 スタッフ　医師・保健師・栄養士 （一般成人） 保健所で実施　毎週1回　計51回 平成24年度　45人　平成25年度　45人　平成26年度　21人 スタッフ　医師・保健師

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	2,769	2,560	3,407	
報償費	2,365	2,144	2,233	医師報酬等
需用費	398	409	453	材料費等
使用料及び賃借料	6	7	73	
備品購入費			648	
人件費　B	2,349	2,193	3,859	
職員人工数	0.29	0.28	0.58	
職員人件費	2,349	2,193	3,859	
嘱託等人件費	0	0	0	
合計　C(A+B)	5,118	4,753	7,266	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	2,769	2,560	3,407	公害健康被害補償給付費等収入
一般財源	2,349	2,193	3,859	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	事業参加者数(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)								単位	人
目標・実績	目標値	800	達成年度	—　年度	24年度	780	25年度	785	26年度	648
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	毎年一定の事業参加者数を確保できている。慢性閉塞性肺疾患（呼吸器疾患）の予防並びに当該疾患に係る患者の健康の回復、保持及び増進に関する知識の普及及び意識の向上が図れているといえる。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	地域住民を対象としてぜん息等呼吸器疾患に関する相談及び指導を行うことにより、当該疾患の予防並びに当該疾患に係る患者の健康の回復、保持及び増進に関する知識普及及び意識の向上を図るため必要である。 また、呼吸器疾患への不安を解消し、また早期に発見、治療することで健康の回復、保持及び増進が図られ、更に当該疾患の予防に有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	本事業は、慢性閉塞性肺疾患の予防や同疾患からの健康の回復を図るため、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、公害健康被害補償給付費等収入があり、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき実施する公害健康被害予防事業として、同様の事業を他自治体でも実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	健康相談は大気汚染による健康被害の予防の観点からも保健所、地域保健担当で実施すべきものである。保健所健診時に併設して実施している。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状				●		行政主催の事業に市民が参加する。
将来像				○		

⑧総合評価

総合評価	維持	本事業は、公害健康被害の補償等に関する法律に規定する大気汚染による健康被害の予防の観点からも実施が必要である。 （乳幼児）ぜん息・アレルギー予防という観点に特化し、既存事業の継続が必要である。 （成人）過去のたばこ消費による長期的な影響と急速な高齢化により近年増加傾向にある、慢性閉塞性肺疾患の予防に関する事業を継続し実施することが必要である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	（乳幼児）ぜん息・アレルギー予防並びに子供の健やかな成長を支援するためにも、現行の事業を継続して実施する。 （成人）地域住民を対象とした慢性閉塞性肺疾患（呼吸器疾患）に関する相談及び指導、知識の普及に関する事業を実施する。 また、助成元である独立行政法人環境再生保全機構とも協議・相談を行い歳入の確保に努める。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	健康診査等事業費	445A	
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和63年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	吉崎　秀幸

①事業概要

事業実施趣旨	昭和63年の「公害健康被害補償法」の改正により、第一種指定地域（大気系）の解除に伴い、健康被害予防事業として地域における人口集団を対象として慢性閉塞性肺疾患(呼吸器疾患)の予防を目的とし、アレルギー素因のある者に対して指導を行う。更に3歳児健診において環境省が定める健康調査票を用い、回答を求めデータを集積し環境省へ報告を行っている。
対象（誰を・何を）	3か月児健診、3歳児健診の来所者
求める成果（どのような状態にしたいか）	・乳幼児を対象として問診等を行い、気管支ぜん息の発症の未然防止を図る。 ・環境省が自治体に委託して行う質問票による健康調査を行いそのデータを集積し環境省へ報告する。（環境省において実施自治体のデータを分析し公表）
事業概要	(健康診査事業)地域保健担当において、3か月児健診の来所者に問診を行い、アレルギー素因のある者に対して指導を行い、血液検査を勧奨する。 (環境保健サーベイランス事業)環境省が定める健康調査票を用い、中央・小田・立花地域保健担当において実施する3歳児健診の来所者に回答を求める。現状、健診時に行うため受診率及び調査票回収率は高くなっている。
実施内容	・(健康診査事業) 地域保健担当で実施　12回(月1～2回)　計114回 平成24年度　平成25年度　平成26年度 受診者数　3,969人　3,972人　3,735人 素因者数　3,166人　3,191人　2,969人 スタッフ　医師・保健師・栄養士 ・(環境保健サーベイランス事業) 中央・小田・立花地域保健担当で実施　月1回　計36回 平成24年度　平成25年度　平成26年度 対象者数　1,873人　1,810人　1,841人 回収数　1,591人　1,590人　1.621人

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	6,474	6,457	4,611	
報償費	5,182	5,173	3,730	医師報酬等
旅費	60	62	62	会議出席に係る交通費等
需用費	1,206	1,195	791	栄養指導材料等
使用料及び賃借料	26	27	28	複写機使用料等
人件費　B	452	380	371	
職員人工数	0.06	0.11	0.11	
職員人件費	452	380	371	
嘱託等人件費	0	0	0	
合計　C(A+B)	6,926	6,837	4,982	
Cの財源内訳　国庫支出金	932	929	924	環境保健サーベイランス調査委託金
県支出金				(補助率10/10)
市債				
その他	5,542	5,528	3,687	公害健康被害補償給付費等収入
一般財源	452	380	371	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	アレルギー素因率及び環境保健サーベイランス事業健康調査票回収率(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)								単位	%
目標・実績	目標値	90.0% 90.0%	達成年度	—　年度	24年度	79.8% 84.9%	25年度	80.3% 87.8%	26年度	79.5% 88.0%
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 ■ やや達成できず □ 下回った	健康診査事業では、3か月児の保護者への問診の結果7～8割の者が何らかのアレルギー素因が認められた。ただし、この全てが呼吸器疾患（アレルギー疾患等）等を発症するものではない。 環境保健サーベイランス事業では8割以上の回収率があり、環境省指定の方法でデータ入力を行い環境省に報告を行った。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	・健康診査事業 3か月児の保護者に問診を行い、気管支ぜん息等発症防止のための適切な指導を行うことにより当該疾患の発症の予防ができることから必要である。 ・環境保健サーベイランス事業 環境省が実施する環境保健サーベイランス・システム構築のための調査に協力することにより地域健康データの健康モニタリングを集積し、環境省において地域人口集団の健康状態と大気汚染の関係を継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるために協力することは必要である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	本事業は、慢性閉塞性肺疾患の予防や、環境省が同疾患と大気汚染との関連を研究することを目的として行うものであり、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき公害健康被害補償給付費等収入、環境保健サーベイランス事業には、環境サーベイランス調査委託金があり、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき実施する公害健康被害予防事業として、同様の事業を他自治体でも実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	健康診査等事業は大気汚染による健康被害の予防の観点からも地域保健担当で実施すべきものである。なお、環境保健サーベイランス調査事業は環境省からの受託事業である。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	行政主催の事業に市民が参加する。
現状				●		
将来像				○		

⑧総合評価

総合評価	**維持** 本事業は、公害健康被害の補償等に関する法律に規定する大気汚染による健康被害の予防の観点から、気管支ぜん息の発症予防を図るための事業であり、事業を継続して実施する。 環境保健サーベイランス調査事業は、環境省からの受託事業であり、今後も環境省指導により事業を継続して実施する。

⑨改善の方向性

今後の改善策	気管支ぜん息発症予防の観点から、幼児を対象として問診を行い、発症防止のための適切な指導を行うため、現行の事業を継続して実施する。 また、助成元である独立行政法人環境再生保全機構とも協議・相談を行い歳入の確保に努める。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	ぜん息キャンプ事業費 445K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和63年度	款	20 衛生費
施策	11 地域保健	項	05 保健衛生費
		目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	吉崎　秀幸

①事業概要

事業実施趣旨	昭和63年の「公害健康被害補償法」の改正により、第一種指定地域（大気系）の解除に伴い、健康被害予防事業として地域における人口集団を対象として気管支ぜん息からの回復を目的に実施する。
対象（誰を・何を）	3歳以上の未就学児とその保護者
求める成果（どのような状態にしたいか）	気管支ぜん息児童を対象として、キャンプ合宿を通じて当該疾患に関する療養生活上の指導等を行うことにより、当該児童の健康の回復、保持及び増進を図る。
事業概要	市内の気管支ぜん息り患児のうち、3歳以上の未就学児とその保護者を対象に、空気清浄地において2泊3日の日程で、基礎体力の増進を図るとともに保護者には疾病に対する理解を深め、療養生活上の指導を行うことにより健康の回復を図る。
実施内容	・募集定員　子供　30人　保護者30人で1回実施 ・実施場所　新たんば荘(兵庫県篠山市) ・実施時期　毎年7月下旬 ・実施方法　空気清浄地にある宿泊施設において2泊3日の日程で実施 ・実施内容 1日目　水泳活動(プール)　紙芝居 2日目　水泳活動(プール)　親子ゲーム 3日目　ぜん息教室・屋外活動・博物館見学 ・スタッフ　医師・看護師・指導員・職員 ・実績

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
募集定員	30組	30組	30組
子供	18人	24人	12人
保護者	15人	20人	11人

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	2,382	2,011	0	
報償費	802	756	0	医師報酬等
旅費	54	55	0	キャンプ合宿での職員宿泊費等
需用費	229	161	0	消耗品等
役務費	146	86	0	主治医意見書料等
使用料及び賃借料	1,151	953	0	宿泊料等
人件費　B	2,259	2,134	0	
職員人工数	0.28	0.33	0.00	
職員人件費	2,259	2,134	0	
嘱託等人件費	0		0	
合計　C(A+B)	4,641	4,145	0	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	2,382	2,011	0	公害健康被害補償給付費等収入
一般財源	2,259	2,134	0	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	参加人数(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)								単位	人
目標・実績	目標値	30	達成年度	毎　年度	24年度	18	25年度	24	26年度	12
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず ■ 下回った	気管支ぜん息児童を対象とした事業であること、また2泊3日での事業であることから、応募後において体調面、保護者の都合で参加辞退がある。健康リスクを考慮した上でも、やや目標に達しなかったが、参加者には好評を得ている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	大気汚染による健康被害の予防の観点から実施し、ぜん息り患児童に対しては早期の対応で、健康の回復、保持及び増進を図ることを目的として、保護者には医師による療養上の指導を行い療養に関する知識の普及を図り、児童においては、体力増強（運動等への関心）の契機となり、団体生活上の指導も併せてできる。 気管支ぜん息り患児童に対して早期に体力増強（運動への関心）の契機の場の創造、保護者への療養上の知識の普及を図ることは、当該児童の療養生活上有効であるものの、短期間であり、その後の療養上の行動変容等の効果については、把握が難しい。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	本事業は、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、健康被害の予防の観点から公害健康被害補償給付費等収入があり、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき実施する公害健康被害予防事業として、同様の事業を他自治体でも実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	民間事業者において医療スタッフ（医師・看護師）の確保が困難であり、現状では委託はしていない。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状				●		行政主催の事業に市民が参加する。
将来像				○		

⑧総合評価

総合評価	**休廃止** 本事業は、公害健康被害の補償等に関する法律に規定する大気汚染による健康被害の予防の観点から、気管支ぜん息り患児童の健康の回復、保持及び増進のため必要と考えられる。しかし、事業実施期間が短期間であり、その後の療養上の行動変容等の効果の把握が困難である。また。近年生活様式の多様化により団体行動や宿泊施設での相部屋等を敬遠されるため参加者数が減少している。更に医師（小児科医）・看護師等の医療スタッフの確保も困難な状況であることから、当該事業は平成26年度を持って廃止する。 助成金交付団体である環境省所管の独立行政法人環境再生保全機構による事業効果の検討においても、その必要性は見られるものの、有効性については把握が困難であることから、平成27年度から助成金対象外とされる予定である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	—

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	ぜん息児童水泳訓練事業費	4461	
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	平成5年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	吉崎　秀幸

①事業概要

事業実施趣旨	昭和63年の「公害健康被害補償法」の改正により、第一種指定地域（大気系）の解除に伴い、健康被害予防事業として地域における人口集団を対象として気管支ぜん息から回復を目的に実施する。
対象（誰を・何を）	市内の気管支ぜん息児童のうち、3歳から中学生を対象
求める成果（どのような状態にしたいか）	気管支ぜん息児童を対象として、当該疾患に関する療養上有効な水泳訓練を行うことにより、当該児童の健康の回復、保持及び増進を図ることを目的とする。
事業概要	市内の気管支ぜん息児童のうち、3歳から中学生を対象として当該疾病に関して療養上有効な水泳訓練を行い、当該児童の健康の回復、保持及び増進を図る。
実施内容	・実施時期　第1期(4月～7月) 第2期(8月～11月) 第3期(12月～3月) ・定員　未就学児　各期(20人　5クラス) 年間300人 就学児　各期(30人　3クラス) 年間270人 ・回数　各期　16回を基準 未就学児クラス　年間231回　延 4,620人 就学児クラス　年間141回　延 4,230人 ・実施場所　市民健康開発センター・ハーティ21　屋内プール ・スタッフ　医師・看護師・水泳指導員・事務 ・実績　平成24年度　平成25年度　平成26年度 延 参加予定数　8,920人　8,880人　8,850人 延 参加人数　6,310人　5,707人　5,224人 参加率　70.7%　64.3%　59.0%

②事業費

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	33,731	33,950	35,173	
需用費	195	201	221	ピークフローメーター等
役務費	1,229	889	1,795	主治医意見書料等
委託料	32,295	32,849	33,145	水泳訓練事業業務委託
使用料及び賃借料	12	11	12	複写機使用料等
人件費　B	3,704	3,596	3,661	
職員人工数	0.45	0.45	0.49	
職員人件費	3,704	3,596	3,661	
嘱託等人件費	0	0	0	
合計　C(A+B)	37,435	37,546	38,834	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	33,731	33,950	35,173	公害健康被害補償給付費等収入
一般財源	3,704	3,596	3,661	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	参加人数（成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定）								単位	人
目標・実績	目標値	7,000	達成年度	毎　年度	24年度	6,310	25年度	5,707	26年度	5,224
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	気管支ぜん息児童を対象とした事業であり、参加率は70%程度であるが、健康リスクを考慮し、おおむね目標は達成している。また、参加者から好評を得ている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	気管支ぜん息児童の健康の回復・保持及び増進のために当該疾患に関する療養上有効な水泳訓練を行うことは対象者の健康に必要かつ有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	本事業は、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、公害健康被害補償給付費等収入があり、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき実施する公害健康被害予防事業として、同様の事業を他自治体でも実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	募集、参加決定は市で行い、水泳教室運営は（財）尼崎健康・医療事業財団（健康開発センターハーティ21）に委託しており、これ以上の委託の余地はないものである。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	行政主催の事業に市民が参加する。
現状				●		
将来像				○		

⑧総合評価

総合評価	維持	本事業は、公害健康被害の補償等に関する法律に規定する大気汚染による健康被害の予防の観点から、気管支ぜん息児童の健康の回復、保持及び増進のため、継続実施が必要と考える。

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後とも継続実施をする。実施方法等については、今後も水泳教室運営委託先（財）尼崎健康・医療事業財団（健康開発センターハーティ21）と協議し、水泳教室の充実を図る。また、助成元である独立行政法人環境再生保全機構とも協議・相談を行い歳入の確保に努める。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	ねたきり者等歯科保健対策事業費　447K	事業分類	ソフト事業
		事業区分	裁量的
根拠法令	健康増進法　歯科口腔保健の推進に関する法律	会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市地域保健医療計画（評価：有）、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（評価：有）	款	20 衛生費
事業開始年度	平成20年度	項	05 保健衛生費
施策	11　地域保健	目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	健康増進課	所属長名	森田　幸子

①事業概要

事業実施趣旨	在宅ねたきり者は専門的助言指導を受ける機会が得られにくく、口腔内状況を悪化させる傾向がある。在宅で療養中の要介護者に対し、歯科衛生士による訪問歯科保健指導を行うことにより口腔衛生向上と口腔機能の低下を防止する。
対象（誰を・何を）	在宅で療養中の要介護者のうち、歯科保健指導が必要な者
求める成果（どのような状態にしたいか）	要介護状態になった人が口腔機能の維持及び口腔の清潔を保つことで感染予防・誤えん性肺炎の予防を図る。
事業概要	①在宅で療養している要介護者を対象に3回を限度に歯科衛生士による訪問歯科保健指導を実施する。②医科・歯科及び在宅介護にかかわる関係者によるネットワークを構築し、要介護者の口腔機能保持の重要性について普及啓発を行う。③歯科衛生士対象の研修会を開催し、訪問歯科保健指導に係る歯科衛生士の資質向上を図り事業を効果的に推進する。
実施内容	①歯科衛生士訪問実績 【平成26年度】 9人（延べ18人）【平成25年度】 9人（延べ24人）【平成24年度】 12人（延べ30人） ②ねたきり者等歯科保健対策事業ネットワーク会議 【平成26年度】 年1回実施　【平成25年度】 年1回実施　　【平成24年度】 年1回実施 出席者：尼崎市歯科医師会、尼崎市医師会、尼崎口腔衛生センター、介護支援専門員協会、訪問看護ステーション連絡協議会、基幹病院等口腔外科の各代表メンバー ③研修会 【平成26年度】 なし（隔年度実施のため） 【平成25年度】 年1回実施(3月)　　テーマ：要介護者の口腔衛生指導の実際

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A		126	78	147	
	報償費	111	63	132	訪問歯科衛生士・研修会講師
	需用費	15	15	15	指導用消耗品(医療用ｸﾞﾛｰﾌﾞ・消毒液・口腔ｹｱ用品等)
人件費 B		3,340	3,320	3,408	
	職員人工数	0.41	0.42	0.43	
	職員人件費	3,340	3,320	3,408	
	嘱託等人件費				
合計 C(A+B)		3,466	3,398	3,555	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金	42	11	98	健康増進事業費補助金
	市債				
	その他				
	一般財源	3,424	3,387	3,457	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	歯科衛生士訪問実施実人数 (成果指標の設定は困難なため、活動指標を設定)								単位	人
目標・実績	目標値	16	達成年度	27　年度	24年度	12	25年度	9	26年度	9
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず ■ 下回った	問い合せはあっても申請に結びつかず実人数については昨年と同人数であった。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	通院困難になった在宅療養者はお口の機能低下と清掃不足を招きやすくなることから、栄養摂取の低下及び誤嚥性肺炎を起こしやすくなるが市民にはその情報が十分周知されていると言えない。また介護及び医療保険制度による歯科医師の往診も可能であるが、それも十分に活用されているとはいえない。これらの課題を解決するため、医科・歯科・介護のネットワーク会議を開催しながらこの事業を進めており、在宅療養者の口腔ケア及び口腔機能低下が放置されない体制づくりとして必要な事業である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	申請時に必要な主治医の情報提供書は各自の負担となるが、市が実施する3回の歯科衛生士訪問を無料としているのは、できるだけ多くの人が本事業を利用することによって専門的口腔ケアの必要性を普及啓発するためのものである。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	●国の健康増進事業補助基準　対象者：40～64歳の人 ●他都市の状況 65歳以上の在宅ねたきり者で口腔衛生指導が必要な人に対し、歯科医師会への委託により、各医院の歯科衛生士が訪問指導を行うという市もあれば、通院困難な要介護者の往診に必要な機器の整備、所要経費の一部を実施主体である歯科医師会へ補助金として交付するという形で実施している市もある。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	歯科衛生士訪問は将来的に尼崎市歯科医師会、口腔衛生センターへ一部委託する余地は有るが、現段階では、高齢介護課等と連携をとって対象者に広く普及啓発するために直営での実施が必要である。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E	内容
	現状				●		口腔ケアと誤嚥性肺炎・全身状態の悪化は関連性が大きく、その啓発は行政が行うべきである。
	将来像				○		

⑧総合評価

総合評価	維持	在宅訪問歯科を標ぼうする歯科医院は増えているが、専門的口腔ケアや治療が必要でありながら放置しているねたきり者は潜在的に多いと考えられる。ねたきり者等歯科保健対策事業ネットワーク会議での意見交換や連携を行いながら引続き、要介護者への口腔ケアの重要性と本事業の活用について、市民や介護に係わる支援者へ啓発を行っていく必要がある。

⑨改善の方向性

今後の改善策	国が地域包括ケアシステムの構築を推進している中で在宅における歯科保健の必要性を啓発する絶好の機会であり医療及び介護に関わる方々への広報に努める。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	歯周疾患検診事業費	448A	
根拠法令	健康増進法、歯科口腔保健法		
個別計画	尼崎市地域保健医療計画（評価：有）		
事業開始年度	平成13年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	健康増進課	所属長名	森田　幸子

①事業概要

事業実施趣旨	健康増進法に基づき、成人期の歯の喪失原因である歯周疾患の早期発見を図り、適切な保健指導を行うことによって健康への認識を深めてもらうため健診を実施する。
対象（誰を・何を）	40歳・50歳・60歳・70歳の市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	本事業をきっかけに、かかりつけ歯科医を持ち、定期検診及び予防処置を受ける習慣を定着させる。その結果、歯周疾患による歯の喪失を防ぐとともに、生涯自分の歯で食事ができる人が増加する。
事業概要	市内指定歯科医療機関及び尼崎口腔衛生センターにおいて、歯周疾患に係る問診、口腔内診査、結果説明及び歯科保健指導を実施している。
実施内容	〈平成26年度実施状況〉 受診者：合計　91人（40歳　27人、50歳　17人、60歳　18人、70歳　29人） 受診率：7.1% ※　26年度より対象者の生年月日の捉え方をがん検診の無料クーポンに合わせたため対象者が少なくなっている。 〈平成25年度実施状況〉 受診者：合計　1,760人（40歳　510人、50歳　318人、60歳　380人、70歳　552人） 受診率：6.8% 〈平成24年度実施状況〉 受診者：合計　2,279人（40歳　686人、50歳　404人、60歳　488人、70歳　701人） 受診率：9.0%

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	5,594	336	7,658	
需用費	272	61	512	検診用帳票等消耗品
委託料	5,322	275	7,146	検診・結果通知連絡費委託料（委託先：尼崎市歯科医師会、尼崎口腔衛生センター）
人件費　B	2,118	2,135	7,529	※26年度は対象者の生年月日の捉え方をがん検診に合わせるための移行期間となり、対象者が減ったため予算が減額となっている。
職員人工数	0.26	0.27	0.95	
職員人件費	2,118	2,135	7,529	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	7,712	2,471	15,187	
Cの財源内訳：国庫支出金				
県支出金	3,780	324	5,104	
市債				
その他				
一般財源	3,932	2,147	10,083	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	60歳で24本以上自分の歯を有する人の割合。（80歳で20本の歯を保つための中間評価として60歳で24本の歯があることが目標）								単位	%
目標・実績	目標値	85	達成年度	29　年度	24年度	78.0	25年度	80.9	26年度	88.5
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	目標数値を上回ったが26年度の受診者数が大幅に少ないため例年との比較が難しい。来年度は例年並みのデータ数が出るため来年度の状況を確認したい。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	歯周疾患で歯を喪失しないためには、早期に発見し適切な予防処置を受けることが必要である。自覚症状のない人にも歯科受診の機会を作ることで、歯周疾患予防の必要性を知り歯科へ定期受診する人が増えることにつながり、歯周疾患で歯を失う人を減少させることに有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	国の健康増進事業補助金の実施要領には歯周疾患検診の自己負担は1,300円としているが、本市の場合は尼崎市歯科医師会の協力により委託料を上げずに自己負担金なしで実施している。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	●国の健康増進事業補助基準に従って実施している。 ●他都市の状況としては、40・50・60・70歳の対象者に、自己負担金500円（70歳、被保護世帯、非課税世帯は無料）で実施している市もあれば、同じ対象者に自己負担金1,300円（被保護世帯、非課税世帯は無料）で実施している市もある。

⑦担い手の点検

現状の委託等	■ 全部　□ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	既に、尼崎市歯科医師会及び尼崎口腔衛生センターへ委託している。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状					●	これを機に市民一人一人の責任で歯周疾患予防を取り組むよう支援する啓発事業であり協働にはなじまない。
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	27年度は政策で30歳の検診を追加することは見送られたが、若いうちからの歯周病予防啓発ポスターや市民と協働で歯周病予防啓発の紙しばいを作成した。これらを活用し、若い世代も集る様々な機会に出向き、歯周病の早期予防の必要性を継続して啓発していく。

⑨改善の方向性

今後の改善策	歯周疾患は重症化すると歯を失うだけでなく、生活習慣病など全身疾患とかかわっている。歯周疾患の治療を行うことで糖尿病の症状が改善したり、歯周疾患が心筋梗塞や狭心症の原因となる動脈硬化を引き起こすなど全身疾患との関係が報告されている。過去のデータを調べると30～40歳代の10年間が最も進行した歯周病へ移行する増加率が高いという結果がでており、20～30歳代もっと早い時期からの予防の必要性も今後も引き続き啓発していく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	骨粗鬆症検診事業費	4491	
根拠法令	健康増進法		
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき		
事業開始年度	平成13年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	保健センター、成人保健担当、健康増進課	所属長名	鈴井啓史、垂水公男、森田幸子

①事業概要

事業実施趣旨	ロコモティブシンドロームの1つである骨粗鬆症は、将来の要介護状態への影響因子であり、健康寿命の延伸を目指すに当たり、重要な課題である。
対象（誰を・何を）	20歳以上の市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	市民が若いときから骨の健康を維持・増進し、要介護状態の起因の1つとなる骨粗鬆症の予防・重症化を予防し、より健康的に暮らしていく（健康寿命の延伸）。
事業概要	骨の健康度の重要性を啓発するとともに、骨粗鬆症検診を実施することで、骨量の減少者を発見する。また、食事、運動等の指導を行うことにより、骨の健康度の維持・増進及び加齢に伴う骨量変化を上回る骨量減少を予防する。
実施内容	<実施場所>　尼崎市保健所 <実施内容>　問診、骨振動測定器による骨量測定、保健師や管理栄養士による保健指導 <自己負担額>　1,400円（生活保護受給者及び市民税非課税世帯の者は、減免申請により免除。） ★国の示す対象「40～70歳の5歳刻みの女性」を、予防的観点から、平成18年度より「20歳以上の市民」に拡大して実施している。

＜実績＞

年度	受診者数（人）	要精密検査者数(人)
平成22年度	188	42
平成23年度	252	44
平成24年度	393	80
平成25年度	450	71
平成26年度	530	89

＜平成26年度年代別受診者数＞

年代	受診者数 人数	受診者数 率
40歳未満	0	0.0%
40歳代	61	11.5%
50歳代	78	14.7%
60歳代	199	37.5%
70歳以上	192	36.2%

▼平成23年度
9月より、毎日検診体制確保（それまでは、毎週月曜日のみ実施）。

▼平成24年度～
毎日検診体制を維持し、検診当日の保健指導体制を拡充（月曜日のみ⇒月・水曜日）。

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	18	24	0	
需用費	18	24	0	消耗品、消毒用アルコール等
委託料				
需用費				
繰出金				
その他				
人件費 B	5,632	6,641	0	
職員人工数	0.75	0.84		
職員人件費	5,632	6,641		
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	5,650	6,665	0	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金	2	2	0	健康増進補助金(2/3)
市債				
その他				
一般財源	5,648	6,663	0	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	受診者数（活動指標）								単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	393	25年度	450	26年度	530
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	活動指標となる平成26年度の受診者数は、平成25年度と比較して1.2倍。平成24年度から平成25年度の伸び率1.1倍を上回った。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	検診当日に結果がわかる骨量測定により、測定結果に基づいた保健指導を行うことで、自らの生活習慣と身体の状態を結びつけることができ、具体的な生活習慣の維持・改善が見込まれ、健康の維持・増進、将来の介護予防につながる。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有 □ 無	自己負担額は、平成19年度まで施行されていた老人保健法の国の徴収基準に準拠している。
見直しの必要性	■ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	芦屋市、西宮市、三田市、川西市は骨粗鬆症検診を実施している。保健センターのみならず巡回会場でも実施している西宮市、三田市は年間受診者が1,000人を超えている。保健センターのみの実施である芦屋市、川西市は500人程度の受診者である。 一方、伊丹市、宝塚市は骨量測定と健康教育を地域のホールや出前講座として無料で実施している。いずれの市でも、自分の測定値がその場でわかるので、他の講座よりも好評であり、年間1,000人程度の参加者がある。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	検診という手法での取組であるため保健所で実施している。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A	B	C	D	E	内容
現状					●	検診については、専門性が必要であるため協働には馴染まないが、骨の健康への意識啓発は、市民と共に進めていく。
将来像				○		

⑧総合評価

総合評価	休廃止	これまで、対象者や実施回数を増やしてきたことで、受診者総数は年々増加しているが、60歳代以上が7割を占めている。骨粗鬆症の予防には、老齢期だけでなく、骨量の安定・維持（30・40・50歳代）、骨形成・成長期（10歳代）の生活習慣も重要である。そのため、保健所で実施していた検診という手法は廃止し、平成27年度から骨量測定と健康教育の手法へ転換し10歳以上を対象とした健康づくり事業として実施する。

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成27年度は、健康づくり事業として、骨量測定と健康教育「骨元気アップ相談会」を保健所で毎週月と水曜日の検診時間内に実施する。また、特に若い世代から骨の健康度への興味関心を啓発するために、市民が多く集まる場へ出向き、幅広い年齢層を対象に、骨量結果を通した生活習慣の維持・増進を図る。 「骨元気アップ相談会」の実施については、市報やホームページによる周知を徹底する。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	乳幼児健康診査等事業費	4515	
根拠法令	母子保健法　第9条 第10条 第12条 第13条		
個別計画	尼崎市地域保健医療計画（評価：有）、尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（評価：有）		
事業開始年度	昭和23年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	法定事業（一部法定外事業含む）
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	30 母子保健対策費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	保健センター、健康増進課	所属長名	鈴井　啓史、森田　幸子

①事業概要

事業実施趣旨	母性及び乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、乳幼児健康診査や妊婦歯科健診を実施している。
対象（誰を・何を）	市内に居住する乳幼児とその保護者、妊婦
求める成果（どのような状態にしたいか）	妊娠期に進みやすい口腔疾患を早期に予防し、妊婦自身の口腔機能の維持を図るほか、歯周疾患に誘発される早産及び低体重児出産を防ぎ胎児の健全な発育を図る。また、乳幼児期の身体発育、運動発達、精神発達上重要な時期に健康診査を実施し、その結果に基づき適切な指導及び支援を行い、乳幼児の健全な育成を図る。
事業概要	3か月児健康診査、9～10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、乳幼児育児相談、未受診児健診、妊婦歯科健診を実施し、その結果に基づき適切な指導及び支援を行う。
実施内容	【法定外】3か月児・9～10か月児健康診査は問診、計測、診察、集団・個別指導を実施。9～10か月児健康診査は乳幼児育児相談を併設して実施。妊婦歯科健診は問診、集団指導、歯科健診を実施。 【法定】1歳6か月児健康診査は上記乳児健診の内容に歯科健診を追加、3歳児健康診査は歯科健診、視聴覚健診、尿検査を追加して実施。

【実績】

		平成24年度			平成25年度			平成26年度		
		回数（回）	受診数（人）	受診率（%）	回数（回）	受診数（人）	受診率（%）	回数（回）	受診数（人）	受診率（%）
1	3か月児健康診査	114	3,968	96.1	114	3,968	96.7	114	3,738	95.5
2	9～10か月児健康診査	102	3,861	92.8	102	3,755	94.0	102	3,761	93.9
3	1歳6か月児健康診査	72	3,736	93.0	72	3,786	93.8	72	3,671	94.4
4	3歳児健康診査	70	3,488	90.2	72	3,601	91.4	72	3,612	92.2
5	乳幼児育児相談	－	752	－	－	819	－	－	877	－
6	未受診児健診	2	49		2	54	－	2	61	－
7	妊婦歯科健診	18	425	9.7	18	401	9.6	18	456	10.2

※ 1～5の健康診査には未受診児健診の受診者を含めて計上している。

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	31,292	31,400	31,709	
報償費	24,310	24,429	24,655	922千円賃金置換えにより削減
委託料	6,358	6,350	6,351	歯科医師会等委託料
需用費	624	621	703	浄書・薬資材等
繰出金				
その他				
人件費　B	69,682	67,472	69,888	
職員人工数	7.74	7.46	7.53	
職員人件費	61,141	58,756	59,426	
嘱託等人件費	8,541	8,716	10,462	臨時的任用職員賃金を含む
合計　C（A+B）	100,974	98,872	101,597	
Cの財源内訳：国庫支出金				「妊婦歯科健診」は「国民健康保険調整交付金特別調整交付金」の対象事業
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	100,974	98,872	101,597	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	3か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査の受診率（※実績は3か月児健康診査の受診率、その他の受診率については「実績内容」の項参照）								単位	%
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎　年度	24年度	96.1	25年度	96.7	26年度	95.5
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	受診率は未受診者への再通知、電話、訪問等により、おおむね目標を達成している。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	乳幼児健康診査：乳幼児期の心身の発達は著しく個人差も大きいので、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行い、子どもの健やかな成長・発達を促進する必要がある。また、少子化や核家族化、地域とのつながりの希薄化等より子どもとの関わりや育児体験の少ない保護者の育児不安の軽減に寄与している。 妊婦歯科健診：妊娠中はむし歯や歯周病が進みやすく、特に歯周病は早産及び低体重児出産を誘発する要因の一つとなるため、歯科健診により早期に治療を促すことは、妊婦自身のみならず胎児の健全な育成にもつながる。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	母子保健法第21条で、1歳6か月児及び3歳児健康診査に要する費用は、当該市町村の支弁とすることが定められている。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他市の全てが、3か月児、1歳6か月児及び3歳児健康診査を市が直営で実施している。9～10か月児健康診査については6市のうち3市が直営で実施している。 兵庫県の平成25年度の平均受診率は、3か月児健康診査97.2%、1歳6か月児95.9%、3歳児健康診査94.9%であった。 平成26年度近畿地区府県・政令市歯科保健主管課長会議での情報によると、妊婦を対象とした歯科健康診査を実施している自治体は14自治体中12市であった。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	妊婦歯科健診は医療機関への委託の余地はあるが、事業費の確保が困難であるため委託は実施していない。 乳幼児健康診査は、子どもの成長・発達等を経時的に把握し、乳幼児の健全な育成（虐待予防も含む）を図るための事後指導を健診後素早く的確に行うために直営での実施が必要である。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	専門性が必要であり、協働にはなじまないため、市が実施する事務である。
現状					●	
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	**維持** 発達段階の節目で健康診査を実施し、結果に基づいた適切な指導及び支援を行うことで、子どもの成長、発達を促している。また、同時に保護者の育児不安等を早期に発見し、対応できる機会でもあり、児童虐待の防止にもつながっている。

⑨改善の方向性

今後の改善策	引き続き妊婦歯科健診及び乳幼児健康診査の受診者の増加に向けて受診勧奨していくとともに、受診勧奨後も未受診の乳幼児については状況確認を行い、状況に応じたきめ細かな指導及び支援を行うことで子どもの健やかな成長・発達を促進する。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	幼児精密健康診査事業費	4518	
根拠法令	母子保健法12条 13条		
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（評価：有）		
事業開始年度	平成5年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	法定事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	30 母子保健対策費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	保健センター	所属長名	鈴井　啓史

①事業概要

事業実施趣旨	1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の結果、疾病・障害等を早期に発見し、早期治療・早期療育に繋げるために実施している。
対象（誰を・何を）	1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の結果、疾病若しくは心身の発達について、精密健康診査を行う必要がある幼児
求める成果（どのような状態にしたいか）	精密健康診査の受診により、疾病・障害等を早期に発見し、早期治療・早期療育に繋げ、子どもの健やかな成長、発達を促す。
事業概要	1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の結果、精密健康診査が必要となった幼児が速やかに委託医療機関で精密健康診査を受診することにより、疾病・障害等を早期に発見し、早期治療・早期療育に繋げることができ、子どもの健やかな成長、発達に寄与する。
実施内容	対象者 ： 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査で医師の判定が要精密検査となった幼児 方法 ： 精密健康診査受診票を交付 実施場所 ： 市内委託医療機関 利用者負担額 ： 自己負担額無し ・1歳6か月児健康診査及び3歳児精密健康診査受診票発行数及び医療機関からの受診結果報告

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	発行数	受診結果報告数	発行数	受診結果報告数	発行数	受診結果報告数
1歳6か月児	52	46	44	39	44	30
3歳児	435	338	419	327	419	310
計	487	384	463	366	463	340

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	803	841	838	
需用費	65	74	80	健康診査受診票・報告書等
委託料	738	767	758	尼崎市医師会委託料
需用費				
繰出金				
その他				
人件費 B	326	395	396	
職員人工数	0.04	0.05	0.05	
職員人件費	326	395	396	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,129	1,236	1,234	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	1,129	1,236	1,234	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	精密健康診査受診票発行数に対する健診結果の確認できた数								単位	%
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎　年度	24年度	83.2	25年度	81.6	26年度	79.9
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	受診結果が返却されていない場合、受診勧奨を兼ねて状況調査を実施。市外医療機関受診や乳児医療を使用されたケースも見られた。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	1歳6か月児及び3歳児健康診査は法定事務であり、母子保健法第21条で健康診査に要する費用は、当該市町村の支弁とすることが定められている。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	母子保健法第21条で、市の支弁とすることが定められており、市民に負担を求めることはできない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	■ 全部　□ 一部　□ 無	既に尼崎市医師会に委託している。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A	B	C	D	E	内容
現状					●	健康診査の結果に基づき対象者へ精密健康診査受診票を交付し、受診を促す事務であるため、市が実施すべき事務である。
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	対象児の健やかな成長・発達を促すため疾病・障害等を早期に発見し、早期治療・早期療育に繋げる必要があるため、現在の事業の継続は必要である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	本事業は母子保健法上の制度であり、子どもの健やかな成長、発達の促進を目的として、精密健康診査を無料で実施している。 今後も引き続き医療機関での精密健康診査の必要性について十分説明し、精密検査の受診勧奨を勧めるとともに、未受診者については個別勧奨を通じて状況の把握に努める。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	母子保健相談指導事業費	4521	
根拠法令	母子保健法、母体保護法		
個別計画	尼崎市地域保健医療計画（評価：有）、尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（評価：有）、尼崎市男女共同参画計画（評価：有）		
事業開始年度	平成11年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	30 母子保健対策費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	健康増進課	所属長名	森田　幸子

①事業概要

事業実施趣旨	10代の出産や人工妊娠中絶率が県下より高い傾向にあり、思春期での正しい性の認知割合が低下している。加えて、親になる意識の醸成が十分でない傾向にあり、家庭の中での養育力の低下、子育ての孤立化等が児童虐待の引き金となることが懸念されその予防対策が求められている。よって、健康教育や健康相談及び健診等を通じて母性の保護や子どもの健全な育成を目指す。
対象（誰を・何を）	市民（女性・母と子・思春期の生徒）
求める成果（どのような状態にしたいか）	女性が自分のライフステージに応じた健康管理ができるように、健康教育や健康相談を通じて、母性の保護及び健康の保持増進に寄与する。また、子供が健やかに生まれ育つために地域や家庭での子育て基盤の確立を総合的に支援していく。
事業概要	思春期から更年期までの女性（一部男性も含む）を対象とした健康教育、健康相談を実施することで、自分（母と子）の健康状態を自己管理できるようにする。子供の成長発達を促進するとともに、子育て中の親を支援するための健康教室、健康相談を実施する。

実施内容

母子保健相談指導事業 区分	事業名		事業内容	平成24年度 回数	平成24年度 参加数	平成25年度 回数	平成25年度 参加数	平成26年度 回数	平成26年度 参加数
女性の健康支援事業	赤ちゃんふれあい体験		中学生対象の視覚教材を用いた体験型健康教育	1	14	0	0	3	99
	思春期教育	性教育	思春期の子供とその親や学校関係者を対象にした健康教育	26	1,406	27	1,445	28	1,260
		その他		0	0	0	0	0	0
	ママとパパのマタニティセミナー		妊娠・出産・育児についての健康教育	72	860	64	974	68	800
	マタニティクッキング			24	417	24	336	24	295
こどもの健康づくり事業	専門相談		乳幼児健診等から把握した発達の問題について、専門医等による相談と集団療育教室及び親支援のための講座	91	489	86	488	74	445
	療育教室			32	339	32	735	32	877
	家庭療育講座			12	70	12	102	13	111
	ふたごの育児教室		多胎児を持つ親子の教室	5	95	5	81	4	75
	健康キッズクラブ		幼児の肥満予防教室	14	314	14	354	14	292
	プレママ家庭訪問事業		保健師による妊産婦・乳児の家庭訪問	3,277件		2,636件		3,273件	
	子育て支援講座		親と子をつなぐグループワーク	133	1,325	135	1,316	135	1,280
	専門研修		虐待防止の理解と対応のために関係機関との研修	3	101	3	99	3	80
	歯科衛生講習会		妊婦・乳幼児を対象とした、歯科保健指導を実施	201	9,972	205	9,801	237	9,987
	子ども歯ツピーフェア		歯科医師による講話・歯型模型作成・歯みがき指導等	2	37	1	27	1	38

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	6,174	6,121	6,773	
報償費	5,608	5,593	5,958	各種相談・教室の講師謝礼
需用費	537	500	779	書籍、印刷、材料費等
委託料	24	23	24	歯科医師会への執務委託
使用料及び賃借料	5	5	12	会場使用料
備品購入費		0	0	
人件費　B	79,342	62,062	74,360	
職員人工数	9.74	7.85	9.43	
職員人件費	79,342	62,062	74,360	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	85,516	68,183	81,133	
Cの財源内訳　国庫支出金	274	274	274	母子保健衛生費等国庫補助金（定額）
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	85,242	67,909	80,859	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	子育てに自信が持てない母親の減少								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	—　年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	平成24年2月に実施した「尼崎市健康づくりアンケート調査」では、「妊娠・出産に満足している人」の割合が、75.1%と前回（平成19年度）66.7%から上昇している。また、「子育てに自信が持てない母親」も31.9%と前回33.1%より低くなっている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	母子保健法に基づき、母性並びに乳幼児の健康保持・増進を図るため、本事業では知識の普及を始め、個別的又は集団的に必要な指導及び助言する各種事業を実施している。 近年、妊娠期、思春期と早期からのかかわりが重要視されている。また、核家族化、価値観の多様化等から個別に相談対応が求められている。 各種相談事業をとおして、医療機関や療育機関、教育機関等と連携し、妊娠期から切れ目ない子育て支援を行うことで子育て不安の軽減や孤立防止及び健やかな子供の発育・成長支援につながっている。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	各種相談事業は、母子保健法及び国民運動計画「健やか親子21」の推進に基づき、自治体として事業を展開しているもので、子育て家庭の不安や負担感の軽減や健やかな子供の育ち支援に、受益者負担を求めることは適正ではない。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	母子保健の国民運動計画「健やか親子21」の推進に基づき、国の示す評価指標を基準に目標設定し各自治体で事業を展開している。「健やか親子21」最終報告（平成25年）と本市の「尼崎市健康づくりアンケート」（平成24年）比較すると、「妊娠・出産についての満足度」について、国は93.5%、本市は75.1%、「子育てに自信が持てない母親の割合」について、国は23%、本市は、31.0%と本市は国の評価値より低い傾向にある。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	子育てに関する各種教室・相談については、対象者の抱える問題やニーズが幅広いため、多様な対応が必要であり、NPOや民間事業所でも様々な取組みが行われている。本事業は母子の健康の保持増進を総合的に支援することを軸として、様々な内容を連動させて取り組んでおり、その内容の一部を民間と連携して実施することは可能である。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状				●		行政及び各種団体が様々な取り組みを行っており、その一部は連携して実施している。今後もより効果的な対応を図っていくための連携を行っていく。
将来像			○			

⑧総合評価

総合評価	維持	望まない妊娠の防止、子育てにおける孤立からの虐待の発生予防、子供の発達障害等の早期発見・早期支援、子供の肥満予防、歯周疾患予防等、思春期から妊娠、出産、子育ての各ライフステージに応じて切れ目のない各種の健康教室・相談事業を実施している。 一方、少子化、核家族化、地域コミニティの希薄化等、子育てを取り巻く環境は変化していることから、各種の母子保健事業をつなげ、きめ細かな支援体制を築き、より良い親子関係の形成、子供の健全な発達等子育て支援を継続していくことが必要である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	支所再編、2所化に向けて、各種事業の見直しと、これまでの事業の取り組みを踏まえ、国や県の動向を踏まえ、妊娠期から切れ目のない子育て期にわたるまでの支援について、国はワンストップ拠点（母子保健型子育て世代包括支援センター）の設置や5歳児発達相談事業について、検討していく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	妊婦健診事業費	4522	
根拠法令	母子保健法		
個別計画	尼崎市地域保健医療計画（評価：有）、尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（評価：有）		
事業開始年度	平成18年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	30 母子保健対策費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	健康増進課	所属長名	森田　幸子

①事業概要

事業実施趣旨	妊婦に妊婦健診の確実な受診を促し、その内容に応じた適切なフォローをすることで、異常妊娠・異常分娩を予防する。
対象（誰を・何を）	市内に住民登録のある妊婦及びその他市長が認める者
求める成果（どのような状態にしたいか）	妊婦健診の確実な受診機会の確保により、母体及び胎児の健康管理に必要な支援を早期に行うことで、妊婦がより健康的な妊娠継続及び出産を迎えることができる。
事業概要	産科・婦人科を標ぼうする医療機関や助産所で実施される妊婦健診にかかる費用のうち、市が認める健診内容に対して費用を助成する。さらに、受診結果報告書を医療機関からの連絡票として兼ねることで、ハイリスク妊婦を把握して、必要な支援を行う。
実施内容	本市の実情を踏まえた検査項目を必要な時期に受診できるよう前期及び後期健診、基本健診の計14回を公費負担として実施する（1人あたり上限額85,235円）。 ＜助成方法＞ 1　受診券交付による現物給付（委託医療機関を受診した場合） 2　償還払い（委託医療機関以外及び助産所受診の場合等） ＜内容＞ 1　前期健診＠23,909円×1回　診察・尿検査・血液検査（血液型・不規則抗体・貧血・血糖・梅毒・B型肝炎・C型肝炎・HIV・風疹抗体・トキソプラズマ抗体・HTVL－1抗体）・子宮頸部細胞診・クラミジアトラコマチス核酸同定検査 2　後期健診＠10,452円×1回　診察・尿検査・超音波・血液検査（貧血）・細菌培養同定検査 3　基本（S）健診＠8,754円×1回　診察（超音波含む）・尿検査・血液検査（貧血・血糖） 4　基本（A）健診＠5,400円×3回　診察（超音波含む）・尿検査 5　基本（B）健診＠3,240円×8回　診察・尿検査 ＜実績＞ 平成24年度　受診券による受診者延べ件数39,339件、償還払い延べ件数10,871件、計50,210件 平成25年度　受診券による受診者延べ件数39,439件、償還払い延べ件数10,746件、計50,185件 平成26年度　受診券による受診者延べ件数39,537件、償還払い延べ件数10,184件、計49,721件

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	286,106	326,069	323,641	
需用費	801	822	1,189	健診受診券兼結果報告書等
委託料	229,282	270,138	257,928	委託医療機関への健診費用
負担金補助及び交付金	56,023	55,109	64,524	上記以外の医療機関で受診した場合の健診費用
人件費　B	34,634	34,206	26,118	
職員人工数	3.76	3.66	2.64	
職員人件費	29,215	28,936	20,351	健康増進課アルバイト（5266）＋
嘱託等人件費	5,419	5,270	5,767	保健センター嘱託分（153）
合計　C（A+B）	320,740	360,275	349,759	
Cの財源内訳：国庫支出金				妊婦健診事業費に充当
県支出金				（補助率1/2・ただし、6回以上
市債				受診したものが対象）
その他				平成25年度から地方財政措置
一般財源	320,740	360,275	349,759	により廃止

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	未受診者の減少及び妊娠・出産に満足している人の割合の増加								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	妊娠11週以内の妊娠届出率が増加し、早期からの妊婦支援につなげることができている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	母子保健法第13条より「市町村は、必要に応じ、妊産婦に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。」ことから、市町村では妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付する際、妊婦健診診査費一部助成事業について説明し、受診の勧奨をしている。 また、同第17条の「第13条の規定による健康診査を行った市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者に保健師等にその妊産婦を訪問させて、必要な指導を行う。」に基づき、本市では、健診費用を公費助成するとともに、医療機関から妊婦健診の結果報告を受け、保健指導を要する妊婦に地域保健担当の保健師が保健指導を実施していることから、今後も継続して安心・安全に出産できるための体制づくりを進めていく必要がある。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	原則、保険外診療である妊婦健康診査費用は高額であるため、公費負担により一部助成することで確実な受診を図る。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市の公費負担回数は、全て14回。 H26年度の公費負担額は西宮市72,290円、芦屋市70,000円、伊丹市98,000円、宝塚市70,000円、川西市70,000円、三田市70,000円、猪名川町70,000円であり、概ね同水準である。 国は、公費負担について14回程度行われることが望ましいとしている。また、H26年度は、健診内容に子宮頸部細胞診を追加し、国が示す望ましい基準を満たしている。 また、「子ども・子育て支援法」の市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」として、妊婦健診事業が位置づけられている。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	妊婦健診は市医師会と市外の協力医療機関に委託して実施している。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A	B	C	D	E
現状					●
将来像					○

内容：母子保健法第13条に基づいて実施。ただし、より効果的に実施するために医師会等関連機関との連携は重要である。

⑧総合評価

総合評価	維持	これまでの拡充によって国が示す標準的な検査項目を助成対象としている。 妊婦健診費用を助成することで妊娠届出時期が早くなり、妊娠初期での受診につながっている。 また、病院より提出される健診結果を基にハイリスク妊婦の把握、支援へと結び付けており、今後も継続して実施する必要がある。

⑨改善の方向性

今後の改善策	これまでの事業周知や拡充によって妊娠11週以内の妊娠届出率は増加しており、今後も事業の周知や妊娠に関する相談窓口の周知を継続して実施していく。 健診結果によってハイリスク妊婦の把握を行っているが、今後は検査結果のデータ検討などの情報共有など、妊娠期から支援を行うための医療機関等との連携についても継続実施していく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	特定不妊治療費助成事業費	4524	
根拠法令	少子化社会対策基本法		
個別計画	尼崎市地域保健医療計画（評価：有）		
事業開始年度	平成21年度(平成16～20年度は県事業)		
施策	11 地域保健		

事業分類	法定事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	30 母子保健対策費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	健康増進課	所属長名	森田　幸子

①事業概要

事業実施趣旨	不妊とは、人の最も基本的な機能である生殖機能を障害する疾患であり、治療には高額な費用がかかることから、不妊に悩む夫婦が健康的な社会生活を保持するための支援が必要である。
対象（誰を・何を）	特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦で、夫婦前年所得合計額が730万円未満で、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された者。
求める成果（どのような状態にしたいか）	経済的負担が重いことから特定不妊治療を受けることができず、子供を持つことを諦めざるを得ない方が少なくないことから、治療に要する費用の一部助成を行うことで、経済的負担の軽減を図る。
事業概要	指定医療機関で受けた特定不妊治療(体外受精及び顕微受精)に要した費用に対し、1回の治療につき15万円を上限とし、申請回数については平成26・27年度の新規申請者は、39歳までは通算6回まで年間制限なし。40歳以上は、初年度3回まで2年目は年間2回まで。平成25年度までに助成を受けている者は、移行期間（平成27年度）までは初年度3回まで、2年目以降年間2回まで、通算10回まで、年齢制限なしで申請可能。
実施内容	1　対象者からの申請による助成費用の給付 申請延べ件数　平成25年度671件→平成26年度692件 申請実件数　平成25年度377件→平成26年度390件 申請新規件数　平成25年度221件→平成26年度204件 2　指定医療機関の指定及び再審査 市内指定医療機関1か所 3　事業の周知 ホームページや、指定医療機関での事業案内の設置。 4　不妊治療に関する普及啓発活動 不妊治療を行う夫婦のみならず、その家族や一般の方にも不妊治療に関する理解を深めるために、パンフレットを購入し、普及啓発活動を行う。

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	85,693	87,202	101,299	
需用費	99	118	124	書籍、印刷等
扶助費	85,594	87,084	101,175	特定不妊治療費
人件費　B	2,933	3,479	3,804	
職員人工数	0.36	0.44	0.48	
職員人件費	2,933	3,479	3,804	
嘱託等人件費				
合計　C(A+B)	88,626	90,681	105,103	特定不妊治療助成事業費
C の財源内訳　国庫支出金	31,039	0	50,687	(補助率1/2)
県支出金	11,833	43,627		25･･･母子保健衛生補助金及び安心こども基金
市債				
その他				26･･･安心こども基金
一般財源	45,754	47,054	54,416	27･･･母子保健衛生補助金。

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	申請延件数の増加 (成果指標の設定が適当でないため、活動指標を設定)								単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	527	25年度	671	26年度	692
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	申請延べ件数は平成23年度～25年度の3か年度平均531件を上回り、前年度比較においては21件増となっている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	新規の申請件数が年々増加していたが、今年度は17件減となっている。しかし、女性の社会進出や晩婚化、出産の高齢化に伴い、今後も不妊治療に悩む夫婦が増加していくことが予測される。 不妊治療は家計への経済的なダメージが強いため、低所得者でも子供を持つことを諦めることがないように、そして、少子化を防ぐためにも、今後継続して特定不妊治療を実施した夫婦へ助成を行い、経済的支援を行っていく必要がある。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	法律で国及び地方公共団体の取り組みが定められており、市民に負担を求めることはできない。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	国の実施要綱に基づいて実施。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	特定不妊治療の助成決定においては、国の規定する申請条件に該当するか等、厳密な審査が必要であることから委託はなじまない。
委託等の可能性	■ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 □ 上記以外 □ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状					●	不妊治療は、個人のプライバシーに関することであり、本事業は、行政主導で行うべき事業である。
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	女性の社会進出や晩婚化に伴い、出産の高齢化が見られる。不妊治療は経済的負担が大きいことから、不妊治療を受けることができず、子供を持つことを諦めざるを得ないケースも多い。治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ることは、継続して実施する必要がある。

⑨改善の方向性

今後の改善策	国は、加齢により卵子の老化が進み不妊治療をしても妊娠しにくいことより、平成28年度よ助成対象年齢を43歳未満とし、移行期間の2年間が終了することから、次年度より本市でも国の実施要綱に合わせて事業内容を改正して実施していく。 また、学校教育分野では教科書に卵子の老化についての内容が掲載されることから、学校との健康教育の機会等を活用しながら、知識の普及啓発を図っていく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	口腔衛生事業費	452K	
根拠法令	歯科口腔保健の推進に関する法律(第7条)、厚生労働省事務次官通知		
個別計画	尼崎市地域保健医療計画（評価：有）		
事業開始年度	昭和37年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	30 母子保健対策費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	健康増進課	所属長名	森田　幸子

①事業概要

事業実施趣旨	歯を失う原因は歯周病とむし歯である。しかし、尼崎市で「進行した歯周病にかかっている人の割合」は60歳で約半数(54.6%)であり、年齢とともに増加する傾向にある。また、むし歯については、国際指標でもある「12歳児の一人あたりのむし歯本数」が1.6本であり、国平均の1.0本と比べ依然として多い状況が続いていることから、口腔衛生の必要性について、更に啓発していく必要がある。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	歯を失う原因であるむし歯及び歯周病を予防し、生涯を通じて健康な自分の歯を保つ人が増加する。具体的には、80歳で20本以上自分の歯を残す人（8020運動達成者）の増加を図る。
事業概要	①歯と口の健康週間事業　「歯と口の健康週間」に合わせた歯科相談及び口腔衛生の普及啓発 ②いい歯の日事業　「いい歯の日(11/8)」に合わせた講演会、歯の健康表彰 ③口腔衛生研修会事業　高齢者及び障害者の介護にかかわる職員対象の研修
実施内容	①歯と口の健康週間事業(6月4日～10日) 歯科相談、フッ素塗布体験、口臭測定、口腔機能チェック（ブラッシング指導、おロうるおいチェック、げんきっ子のお口たんけん、歯の模型展示等）を実施。 平成24年度参加者　1,846名 平成25年度参加者　1,444名 平成26年度参加者　1,850名 ②いい歯の日事業（11月8日） 市民向け講演、表彰(親子よい歯のコンクール、8020達成者)、食育等を実施。 平成24年度参加者　371名 平成25年度参加者　347名 平成26年度参加者　525名 ③口腔衛生研修会 介護に係わる職員対象の研修会の開催 平成24年度参加者　185名 平成25年度参加者　147名 平成26年度参加者　142名

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	3,516	3,516	3,212	
委託料	3,516	3,516	3,212	尼崎市歯科医師会委託料
委託料				実施場所変更に伴う周知のため
委託料				委託料を減額し、郵送料(¥304千円)
委託料				に充当
委託料				
人件費　B	4,236	4,348	3,408	
職員人工数	0.52	0.55	0.55	
職員人件費	4,236	4,348	3,408	
嘱託等人件費				
合計　C(A+B)	7,752	7,864	6,620	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	7,752	7,864	6,620	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	60歳で24本以上自分の歯を有する人の割合(80歳で20本の歯を保つための中間評価として60歳で24本の歯があることが目標)								単位	%
目標・実績	目標値	85.0	達成年度	29　年度	24年度	78.0	25年度	80.9	26年度	88.5
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	目標数値を上回ったが26年度の受診対象者数が大幅に少ないため例年との比較が難しい。来年度は例年並みのデータ数が見込めるため来年度の状況を確認したい。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	平成23年8月に策定された「歯科口腔保健の推進に関する法律」では、健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康は基礎的かつ重要な役割を果たしており、歯科疾患の予防に向けた取り組みが必要であることから、歯科口腔保健に関する正しい知識の普及啓発や定期的な歯科健診の勧奨等について、自治体の責務を明確にしている。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	「歯科口腔保健の推進に関する法律」では、QOLの維持に欠かせない歯科口腔の健康に関する正しい知識の普及啓発等について、自治体の責務を明確にしていることから、受益者の負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	平成26年度近畿地区府県・政令市歯科保健主管課長会議の資料によると、14自治体すべてで、歯と口腔の健康週間等の時期に歯の健康表彰や啓発事業を実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	既に尼崎市歯科医師会に委託済みである。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状				●		将来的に市民一人一人の責任で、自ら歯や口腔の健康づくりに取り組めるように、歯科保健に関する普及啓発を行うのは行政の役割である。
将来像				○		

⑧総合評価

総合評価	維持	・平成26年度まで、歯と口の健康週間事業は屋外で実施していたが、天候による集客の増減や炎天下での実施による健康への負担に配慮し、平成27年度は屋内（中小企業センター）での実施に切り替えた。実施場所変更による市民への周知不足に対応するため、協働推進員による周知を行った。 ・口腔衛生研修会は、平成26年度までの受講者アンケートの結果を参考に、初めて口腔ケアを行う施設職員向けに「ガイダンスを含めた講座」を新設したり、参加者から希望の多かった「実践的な相互実習」を充実させるなど、幅広い職員に対応する内容に改善した。

⑨改善の方向性

今後の改善策	衛生週間事業等は、歯科口腔保健に関する法律及び厚生労働省の通知により全国的に実施されている啓発事業であり、歯と口腔の健康状態が全身の健康状態と密接な関係があるため、今後も全国的に歯や口腔に対する健康意識が高まる時期（6月と11月）に合わせて事業を展開していく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	2歳児親子歯科健診事業費	452R	
根拠法令	歯科口腔保健の推進に関する法律		
個別計画	尼崎市地域保健医療計画（評価：有）、尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（評価：有）		
事業開始年度	平成19年度		
施策	11　地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	30 母子保健対策費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	健康増進課	所属長名	森田　幸子

①事業概要

事業実施趣旨	むし歯による歯の欠損は、言葉習得やそしゃく能力を低下させ健全な発育を阻害するにもかかわらず、1歳半時点から3歳に達する間にむし歯有病者率は約10倍と急増している。また、歯周疾患は長期にわたり自覚症状なく進行し、全身にも悪影響のある疾患であるが、親世代に当たる30～40歳代が最も有病者の増加率が高い現状が続いている。
対象（誰を・何を）	2歳児及びその保護者
求める成果（どのような状態にしたいか）	むし歯が急増する年齢でありながら仕上げ磨きが難しい2歳児の対応に苦慮する保護者に、専門職から効果的な助言を行うとともに親子でかかりつけ歯科を持ち、定期健診及び予防処置を受ける習慣を定着させる。その結果、生涯自分の歯で食事ができ生活習慣病予防にもつながる。
事業概要	・歯科保健集団指導及び個別相談 ・2歳児の歯科健診 ・保護者の歯科健診（歯周病検査を含む） ・2歳児のフッ化物塗布（希望者のみ）
実施内容	〈平成26年度実施状況〉 実施回数36回/年　受診者数：2歳児　2,199人　（受診率：56.7　%） うちフッ化物塗布者2,073人 保護者　2,126人 〈平成25度実施状況〉 実施回数36回/年　受診者数：2歳児　2,177人　（受診率：53.8%） うちフッ化物塗布者2,055人 保護者　2,116人 〈平成24年度実施状況〉 実施回数36回/年　受診者数：2歳児　2,146人　（受診率：53.0　%） うちフッ化物塗布者2,081人 保護者　2,095人

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	4,880	4,885	4,851	
報償費	1,641	1,642	1,642	歯科衛生士報償費
需用費	387	386	387	案内文発送・健診用消耗品
委託料	2,852	2,857	2,822	歯科医師・フッ化物処方委託料
人件費　B	2,176	2,285	2,377	
職員人工数	0.21	0.23	0.24	
職員人件費	1,711	1,818	1,902	
嘱託等人件費	465	467	475	
合計　C(A+B)	7,056	7,170	7,228	
Cの財源内訳：国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	7,056	7,170	7,228	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	むし歯のない児の増加（3歳児健康診査結果から）								単位	%
目標・実績	目標値	90以上	達成年度	29　年度	24年度	86.0	25年度	85.2	26年度	85.0
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	1歳半～3歳の間はむし歯増加率が高いうえに、萌出直後である乳歯へのフッ化物によるむし歯予防効果も期待できるので、この時期に歯科健診及びフッ化物塗布を行っている。幼児の早期からの予防を普及させることで、3歳児健康診査でむし歯のない児の割合は近年概ね増加傾向にある。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	歯は萌出直後が最も弱くむし歯にかかりやすい。そのため、幼児食への移行時期（1～2歳）からのブラッシングや歯の質を強化するフッ化物の塗布は最も効果的である。検証のため、当事業を受診した児と未受診児の3歳児時点でのむし歯有病者率を比較すると、当事業受診児は、12.2%であったのに対し、未受診児は21.1%と約2倍の差があり、当事業の受診者は3歳時点でのむし歯有病者率が低かった。また、むし歯の重症度を測る「一人平均むし歯数（むし歯総本数/受診者数）」では、全市0.58本に対し、当事業未受診児0.93本、受診児0.47本と大きな差があり、未受診児に比べむし歯の重症化抑制にも有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	幼児期前半(1～3歳)のむし歯の急増が与える発語、摂食、発育等への悪影響を対象者に認識させ、定期歯科健診やフッ化物塗布等の予防行動に導くために、まずは行政による情報提供や支援が必須であり、受益者に負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	平成26年度近畿地区府県・政令市歯科保健主管課長会議資料によると、14自治体中、全てが、幼児期前半（1～3歳）に、母子保健法に定める健康診査以外に歯科健診又はフッ化物塗布等を実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	歯科健診等歯科医師執務分は既に尼崎市歯科医師会に委託している。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域				
	A	B	C	D	E
現状					●
将来像					○

内容：むし歯等口腔の状況は育児内容が強く反映されるため、専門性が求められる。また、保健師と連携して情報交換しながら、母子保健対策の一環として実施しているため、協働にはなじまない。

⑧総合評価

総合評価	**維持** ・当事業を受診することで、この時期にむし歯予防に効果的なフッ化物塗布を実施及び啓発できる。その結果、むし歯のある児を減らすことができるだけでなく、そしゃくや発語機能に悪影響のあるむし歯の重症化を抑制することにもつながっており、食育や発達面でも児の健全な成長が期待できる。 ・また、育児内容が強く反映されるむし歯等の口腔状況を把握することで、保護者に対しても、歯科の立場から育児支援を行える。 ・平成25年度（平成23年度実施分）から、当事業は国民健康保険県調整交付金特別調整交付金の対象となっており、受診率に応じた交付が市町国民健康保険特別会計として受けられることから、財政面の負担は軽減されている。

⑨改善の方向性

今後の改善策	近年受診率は緩やかに増加している（平成22年度：51.6%→平成26年度：56.7%）が、受診による効果の周知拡大のためにも、当事業のむし歯予防の効果を、乳幼児健診時に情報提供するなど、引き続き工夫を行う。また、当事業実施後の歯科予防行動の習慣化(かかりつけによる定期歯科健診やフッ化物塗布の継続等)を確認することで、事業実施の検証も行う。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	母子健康手帳作成事業費	4531	
根拠法令	母子保健法		
個別計画	尼崎市地域保健医療計画（評価：有）		
事業開始年度	昭和28年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	法定事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	30 母子保健対策費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	健康増進課	所属長名	森田　幸子

①事業概要

事業実施趣旨	妊娠期～乳幼児期まで一貫して、健康に関する重要な情報を両親が母子健康手帳を通して自己管理し、さらに、行政や医療職者が参照・記載することにより、母子の健やかな成長・親子関係を促進し、また、切れ目のない支援につなげることを目的とする。
対象（誰を・何を）	市内に居住する妊婦とその夫
求める成果（どのような状態にしたいか）	母子の健康状況の継続管理を推進する。妊娠届出書受理時に、保健師による面接相談を全員に行い、ハイリスク妊婦（若年妊婦・高齢妊婦　等）の早期発見、育児不安の軽減及び虐待防止につなげる。
事業概要	妊娠、出産、育児に関する母子の健康状況の継続管理を図るために母子健康手帳を作成し、保健所・各支所内地域保健担当において妊娠の届出をした者に対して交付する。妊娠届出書受理時に、保健師による面接相談を妊婦全員に行い、母子保健サービスの周知を行う。
実施内容	1　母子健康手帳の作成 母子保健法第16条に基づき、厚生労働省の規定様式に従うとともに、市の制度や相談窓口、妊婦や子育てに必要な情報を掲載し、母と子の健康管理に役立つ母子健康手帳の作成を行う。 平成24年度母子健康手帳改訂に伴い省令様式に便色カラーカードが追加された 2　母子健康手帳の交付 保健所・各支所内地域保健担当において交付し、保健師による全妊婦を面接相談し、支援が必要な妊婦を早期に発見し、支援につなげる。 平成24年度母子健康手帳改訂に伴い省令様式に追加された便色カードについて、目的や使用方法について周知する。 【参考】 母子健康手帳交付者　平成26年度　4,613件　平成25年度4,297件　平成24年度4,377件 3　妊婦にやさしい環境づくりの推進のためマタニティマークの普及 母子健康手帳公布者全員にマタニティマークを配布し、使用方法について周知する。 4　ハイリスク妊婦への支援 多胎妊婦に対しては「ふたごの子育て」、外国人妊婦に対しては「外国語版母子健康手帳」を配布し、妊娠期からの支援につなげていく。

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	769	1,097	1,050	
需用費	769	1,097	1,050	母子健康手帳、ふたごの子育て等
人件費　B	17,324	16,348	11,378	
職員人工数	2.13	2.06	1.41	
職員人件費	17,247	16,286	11,283	
嘱託等人件費	77	62	95	保健センター嘱託分
合計　C（A+B）	18,093	17,445	12,428	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	18,093	17,445	12,428	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	満11週以内での妊娠届出率の増加								単位	%
目標・実績	目標値	100	達成年度	29　年度	24年度	91.9	25年度	93.2	26年度	94.6
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	厚生労働省が推進している国民運動「健やか親子21」では、妊婦の育児不安の軽減や虐待防止の観点から、妊娠11週以内の母子健康手帳の交付を推奨している。妊婦健診事業の拡大に伴い、平成21年度以降、妊娠11週以内の母子健康手帳交付率が年々上昇傾向にある。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務であるので、実施は必須。 母子保健法第16条において、「市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。」と定められている。 国は、平成23年度3月に今回の母子健康手帳の交付活用の手引きを作成し、交付時には、専門職により妊婦の健康リスクや社会経済的リスクを把握することが明記されている。ハイリスク妊婦の早期発見と早期介入、また、妊娠期からの継続的な支援という観点からも母子健康手帳交付時に保健師が妊婦と面接することは重要である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	母子保健法第16条において、「市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない」と定められており、市民に負担を求めるものではない。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	母子保健法の施行規則に基づく様式にて作成。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	■ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 □ 上記以外 □ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	母子保健法第16条による、法定受託事務である。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E	内容
	現状					●	行政の責任において実施する必要がある。
	将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	妊娠・出産という大きなライフスタイルの変化を迎える機会を捉え、行政の母子保健サービスを初めて知る人も多い。保健所・保健センターで行政の事業案内や相談窓口などの情報提供を行い、知ってもらうことは健やかな妊娠・出産・育児を送るために必要である。本市では、市独自の情報や連絡先、防災情報も母子健康手帳に掲載しており、保護者のニーズに応じた情報が提供できていると考えられる。また、妊婦健診費用の助成もあり、早期の母子健康手帳交付が継続できている。妊娠11週以内の母子健康手帳交付も年々早期の交付の割合が増えてきている。ハイリスク妊婦（若年妊婦・高齢妊婦等）の早期発見・早期支援につなげるために、保健師の全数面接を行う機会を確保することは必要である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	妊娠期からの切れ目のない支援のため、母子健康手帳交付時にハイリスク妊婦を把握し、継続的支援につなげることは今後も重要である。妊婦にやさしい環境づくりの推進のためにマタニティマークの普及促進や、外国人の妊婦家庭へ外国語版母子健康手帳を交付し今後の支援を行い、妊婦が安心して過ごすことができるようにしていく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	公害病補償事業費	4A1A	
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和45年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	法定事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	55 公害病補償費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	吉崎　秀幸

①事業概要

事業実施趣旨	公害健康被害の補償等に関する法律(以下「公健法」という)に基づき、大気汚染の健康被害者の損害を補填するための補償給付を行う。
対象（誰を・何を）	公健法に規定する第一種地域(大気汚染)に係る健康被害者
求める成果（どのような状態にしたいか）	公健法に規定する第一種地域(大気汚染)に係る健康被害者の迅速かつ公正な保護
事業概要	公健法に基づき、相当範囲にわたる著しい大気の汚染の影響による健康被害について、汚染原因者から徴収される費用を財源として、被害者の損害を補填するための補償給付等を行う。
実施内容	・地域指定　昭和45年12月　1日 ・指定拡大　昭和45年12月　1日 ・指定解除　昭和63年　3月　1日 ・認定患者の状況 平成24年度末　2,022人　平成25年度末　1,945人　平成26年度末　1,880人 ・扶助費　療養費　37,440件　1,164,493,120円 療養手当　16,808件　383,792,100円 障害補償費　18,915件　1,477,646,270円 児童補償手当　0件　0円 遺族補償費　673件　98,759,125円 遺族補償一時金　10件　31,859,550円 葬祭料　21件　10,434,500円 合計　73,867件　3,166,984,665円

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	3,303,373	3,230,899	3,249,910	
旅費	2	3	93	認定研究会委員旅費
需用費	172	222	159	事務用品等
委託料	64,060	63,564	61,178	認定更新(見直し)検査等業務委託
使用料及び賃借料	110	125	110	複写機使用料等
扶助費	3,239,029	3,166,985	3,188,370	障害補償費等
人件費　B	32,129	33,598	33,882	
職員人工数	4.55	5.19	5.19	
職員人件費	32,129	33,598	33,882	
嘱託等人件費				
合計　C(A+B)	3,335,502	3,264,497	3,283,792	
Cの財源内訳　国庫支出金	32,172	31,968	30,770	公害健康被害補償事務費負担金
県支出金				(補助率1/2)
市債				
その他	3,239,029	3,166,985	3,188,370	公害健康被害補償給付費等収入
一般財源	64,301	65,544	64,652	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	患者数（補償の給付に係る法定事業であり、適切な成果指標の設定は困難）								単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	2,022	25年度	1,945	26年度	1,880
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	尼崎市公害病認定患者に対する健康被害の補償給付等であり、受益者負担を求めることは適正でない。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	尼崎市公害病認定患者に対する健康被害の補償給付等であり、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無						
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無						
協働の領域		市民の領域 ⇔ 行政の領域				内容	見直し等検査、レセプト点検、情報処理システム等、委託可能なものについては既に委託済みである。
		A	B	C	D	E	
	現状					●	
	将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	本事業は法定事務のため、死亡等で患者数は減少するものの、引き続き実施する必要がある。

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後も引き続き適正な補償給付等を行う。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	大気汚染公害認定研究会負担金　4A21	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	大気汚染公害認定研究会会則	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和48年度	款	20 衛生費
施策	11 地域保健	項	05 保健衛生費
		目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	吉崎　秀幸

①事業概要

事業実施趣旨	公害医療及び公害認定に伴う医学的知識の研修並びに向上を図る。
対象（誰を・何を）	尼崎市公害健康被害認定審査会を含む20県市（公害健康被害認定審査会及び行政担当者）
求める成果（どのような状態にしたいか）	公害健康被害の補償等に関する法律旧指定地域(大気系)の公害健康被害認定審査会委員及び行政担当者が参集し、公害病(大気系)に関する医学的知識の研修並びに向上を図り専門的(医学、法律)情報交換を行う。
事業概要	尼崎市公害健康被害認定審査会を含む20県市が輪番で毎年1回研究会を実施する。
実施内容	開催時期　毎年、1月または2月 開催方法　公害健康被害の補償等に関する法律に規定する旧大気系指定地域自治体が輪番で行う。 出席者　公害健康被害認定審査会委員（医師・法律家）及び担当行政職員（ただし、尼崎市は平成21年度から医師及び法律家のみ） ・平成22年度　富士市　気管支ぜん息の最新の知見について ・平成23年度　岡山県　ぜん息に及ぼす黄砂の影響について ・平成24年度　愛知県　「そらプロジェクト」の結果概要について ・平成25年度　豊中市　アンケート結果について ・平成26年度　東大阪市 ・平成27年度　大牟田市 ※平成13年度　尼崎市開催

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	12	12	12	
負担金補助及び交付金	12	12	12	
人件費 B	904	877	869	
職員人工数	0.11	0.11	0.11	
職員人件費	904	877	869	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	916	889	881	
Cの財源内訳 国庫支出金	6	6	6	公害健康被害補償事務費負担金
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	910	883	875	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	公害健康被害の補償等に関する法律旧指定地域(大気系)の公害健康被害認定審査会委員及び行政担当者が参集し、公害病に関する医学的知識の研修、専門情報交換を行い、尼崎市を含む各地域が専門分野の情報等の共有が図れ、以後の認定審査に活用できている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	公害健康被害の補償等に関する法律に規定する旧大気系指定地域自治体の公害健康被害認定審査会委員及び行政担当者が参集し、公害病に関する医学的知識の研修、及び向上を図り専門的(医学、法律)情報交換を行うことで統一的審査が可能となり継続して参加することが必要であり、今後の認定審査に有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　□ 無	—
見直しの必要性	□ 有　□ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	尼崎市公害健康被害認定審査会を含む20県市が輪番で毎年1回研究会を実施する。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	公害健康被害の補償等に関する法律に規定する旧大気系指定地域自治体が輪番で行う。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容	行政主催の会議である。
	A	B	C	D	E		
現状					●		
将来像							

⑧総合評価

総合評価	維持	公害健康被害の補償等に関する法律に規定する旧大気系指定地域自治体の公害健康被害認定審査会委員及び行政担当者が参集し情報交換ができる唯一の機会であり、統一的で公平な審査を行うため、継続して参加する必要がある。

⑨改善の方向性

今後の改善策	公害健康被害の補償等に関する法律に規定する旧大気系指定地域自治体間で統一的で公平な審査を行う必要があるため、継続参加をする。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	施設維持管理事業費	4E1A	
根拠法令	地域保健法、尼崎市保健所及び保健センターの設置及び管理に関する条例		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和23年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	施設管理運営
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	10 保健所費
目	05 保健所費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	保健企画課、健康増進課、保健センター、生活衛生課、企画管理課	所属長名	松長　寿枝、森田　幸子、鈴井　啓史、宮永　恵三、富奥　眞二

①事業概要

事業実施趣旨	保健所施設は開設後14年が経過し、消耗等による小修繕が必要な箇所が増えているほか、各支所の地域保健担当については施設の老朽化が著しく、各種事業の実施を円滑に行うために、適切な維持管理業務を行う必要がある。
対象（誰を・何を）	保健所、保健センター及び各支所の地域保健担当
求める成果（どのような状態にしたいか）	来所者が快適に施設を利用できるよう、安全性及び衛生面を確保し、市民に対する保健サービスを向上させる。
事業概要	保健所、保健センター及び各支所の地域保健担当の施設維持管理を行う。
実施内容	1　施設概要 【保健所（保健センター）】 ①竣工年　平成12年（七松町1丁目3-1-502フェスタ立花南館5階部分） ②構造等　鉄骨鉄筋コンクリート造27階建 延べ床面積　66635.35㎡ 敷地面積　9646.37㎡ ③管理　直営管理 【地域保健担当】 ・各支所（中央・小田・大庄・立花・武庫・園田）に設置 2　事業内容 保健所、保健センター及び各支所の地域保健担当の施設維持管理 ・庁舎管理、庁舎修繕、光熱水費・電話料・各種委託料等の支払

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	51,220	50,676	55,716	
需用費	12,535	12,379	15,605	光熱水費、庁舎修繕料等
役務費	5,452	5,546	5,806	電話代等
委託料	13,859	13,045	14,335	警備、設備保守等
負担金補助及び交付金	15,074	15,074	15,075	修繕積立金等
その他	4,300	4,632	4,895	旅費、複写機使用料等
人件費　B	3,367	2,413	2,140	
職員人工数	0.43	0.32	0.27	
職員人件費	3,367	2,413	2,140	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	54,587	53,089	57,856	
Cの財源内訳　国庫支出金	506	428	428	
県支出金				
市債				
その他	19,397	20,674	23,537	営業許可等手数料等
一般財源	34,684	31,987	33,891	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	限られた予算の中で、適切な施設の維持管理ができている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	中核市には保健所設置義務があり、その施設の維持管理を行うことは必要不可欠である。また、保健所、保健センター及び各支所の地域保健担当における各種事業の実施や保険サービスの提供により、市民の健康の保持、公衆衛生の確保ができている。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	市民の健康保持、地域の公衆衛生の向上のため、市として設置しなければならない施設であり、受益者負担の考え方はなじまない。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	専門的技術を要する一部業務については、専門業者に委託済みである。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状					●	法令で設置が義務付けられており、地域保健行政の主体となるべく、市が管理すべきである。
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	維持管理経費はほぼ横ばいとなっており、限られた予算の中で適切な維持管理ができている。

⑨改善の方向性

今後の改善策	施設が老朽化する中で、今後もコストの増加を抑えながら効率的な運営を図るほか、公共施設の再配置の方針のもと、執務室や窓口の再編について検討を進め、それらの対応する方策を講じる必要がある。保健所施設全体の大規模修繕については、民間店舗も入居する複合施設であるため、管理組合での議論を見て今後も計画的に対応していく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	保健所等事業費	4E1K	
根拠法令	統計法、健康増進法、地域保健法、感染症法等		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和23年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	法定事業（一部法定外事業含む）
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	10 保健所費
目	05 保健所費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	保健企画課、感染症対策担当、健康増進課	所属長名	松長　寿枝、堀池　香、森田　幸子

①事業概要

事業実施趣旨	統計法及び健康増進法に基づき、各種統計調査を実施しているほか、地域保健法や感染症法等に基づき、保健所で各種協議会等を開催している。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	国民の生活状況や身体、生活習慣の状況等を明らかにし、各種施策に向けた基礎資料を得る。保健所運営協議会等の各種協議会を開催し、適切な保健医療施策の実施を図る。
事業概要	(統計調査)国民生活基礎調査、国民健康・栄養調査等の実施 (各種協議会)保健所運営協議会、感染症の診査に関する協議会、医療安全推進協議会の開催
実施内容	(統計調査) 〇国民生活基礎調査(中核市事務) ＜対象＞246世帯　うち調査協力 174世帯 ＜内容＞世帯状況、生活実態(収入、職業等)、年金加入状況等の調査 〇国民健康・栄養調査 ＜対象＞30世帯68人　うち調査協力 16世帯　35人 ＜内容＞身体状況、栄養摂取状況及び生活習慣の調査　等 (各種協議会) 〇保健所運営協議会 全市域の公衆衛生及び保健所の運営に関する事項を審議する。委員数16人 〇感染症の診査に関する協議会（結核部会） 市内における結核患者の就業制限、入院の勧告等に関して意見を聞く。委員数6人 〇医療安全推進協議会 本市の医療安全の推進について必要な事項を協議する。委員数4人

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A		1,022	1,261	1,765	
	報償費	110	219	155	調査世帯手当等
	旅費	76	106	177	調査説明会・研修会旅費
	需用費	331	414	793	調査用消耗品、謝礼品
	繰出金	78	55	127	検査委託料
	使用料及び賃借料	427	467	513	結核審査会ビューワーシステム賃借料等
人件費 B		11,446	9,076	10,046	
	職員人工数	1.01	0.90	0.81	
	職員人件費	7,413	6,398	6,171	
	嘱託等人件費	4,033	2,678	3,875	委員報酬、調査員報酬等
合計 C(A+B)		12,468	10,337	11,811	
Cの財源内訳	国庫支出金	3,705	2,502	2,122	衛生統計調査委託金等
	県支出金				
	市債				
	その他	19	13	21	保健所実習生受入収入
	一般財源	8,744	7,822	9,668	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	国民生活基礎調査における対象世帯の調査票回収率(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)								単位	%
目標・実績	目標値	80.5	達成年度	25 年度	24年度	58.4	25年度	89.1	26年度	70.3
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 ■ やや達成できず □ 下回った	今回の調査地区については、単身世帯及び就労世帯が多く日中の面会が難しいケースが多く、面会ができた場合でも調査拒否が多かったことから、前年度に比べ回収率が低下した。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	統計調査及び感染症の診査に関する協議会については法定事務である。 保健所運営協議会については、地域保健法に基づき条例で設置された協議会である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	事業の性質上、上記のとおり受益者負担になじまない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	統計調査及び感染症の診査に関する協議会については法定事務であり、各自治体で実施されている。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	国民健康・栄養調査における血液検査のみ検査の精度管理の観点から委託を行っている。それ以外の調査等については、法に基づき市がすべて直接実施すべき業務である。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E	内容
	現状					●	法定事務等であり、市が行うべき事務である。
	将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	統計調査については、適切な事務処理ができており、国の厚生労働行政の企画及び立案に必要な基礎資料等を得ることにつながっている。各種協議会の開催については、その目的に沿った役割が果たせるよう運営されている。

⑨改善の方向性

今後の改善策	統計調査については、引き続き法令に従って適切な事務処理に取り組むほか、調査協力を得られるように努めていく。各種協議会の開催については、その設置目的に沿った役割を果たせるよう会議運営を進めていく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	乳幼児期からの健康食習慣づくり事業費	4E2P	
根拠法令	食育基本法		
個別計画	尼崎市食育推進計画（評価：有）		
事業開始年度	平成17年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	10 保健所費
目	05 保健所費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	健康増進課	所属長名	森田　幸子

①事業概要

事業実施趣旨	本市において、朝食欠食率や肥満傾向児の割合は、子供の年齢が上がるごとに高くなる傾向にある。不規則な食生活に対する課題解決に向け、尼崎市の子供を取り巻く大人も含め、ライフステージに応じた栄養指導の充実を図り、「尼崎市食育推進計画」に基づいた事業展開を行う。
対象（誰を・何を）	子供や子供を取り巻く大人（保護者、ボランティア活動が可能な市民等）
求める成果（どのような状態にしたいか）	尼崎市食育推進計画の目標（「食」を味わい楽しむ、「食」を大切に思う心を育てる、「規則正しい食習慣」を身に付ける）達成に向け、食や健康に関心を持ち、健康的な食習慣を身に付ける人が増える。
事業概要	食習慣と健康・発育の関係を理解し、「食」の体験活動を通じ、健全な食生活が実践できるよう、ライフステージに応じた取組み（食育実践講座事業）を実施する。また、地域における食育を推進するために、食育に携わるボランティアを養成し、活動を支援する。
実施内容	1　食育ボランティア養成登録講座事業：当該年度末まで食育に関するボランティア活動をする人を養成。●養成登録数　19人(養成講座回数：4回、受講者実数：20人、延べ受講者数：72人）●活動実績　食育実践講座事業において、53回、延べ127人が1,928人を対象に活動。養成登録19人のうち、次年度9人が食育サポーターとして継続して活動。 2　食育サポーター育成支援事業：自主活動グループの育成支援。平成21年度からは、「健康づくり推進員」として委嘱され、「食育」の活動分野を担う。●育成人数（健康づくり推進員委嘱数）　46人（研修会：24回、延べ参加者数314人）●活動実績　食育月間（6月・10月）や食育の日（毎月19日）を中心に、関連機関と連携しながら　96回、延べ295人が2487人を対象に自主的な食育活動を実施。●普及啓発の機会　4回（ポスター掲示、回覧、関連機関等のイベントやPR誌などによる啓発） 3　食育実践講座事業　（1）あまっこえいよう教室：児童ホーム通所児童を対象とする食育講座（30回、児童1400人）（2）あまっこ食育レッスン：幼稚園児保護者を対象とする食育講座（23回、幼稚園児童の保護者767人）（3）食育推進講座：地域グループ等を対象とする食育講座（58回、1361人）（4）赤ちゃんと一緒にランチタイム：9か月～1歳3か月児を対象とした離乳の完了に向けた離乳食講習会(12回、444人） →平成27年度から、食育推進事業に統合。

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	391	370	0	
報償費	127	127		事業執務する栄養士
需用費	247	227		材料費、浄書印刷費等
役務費	17	16		ボランティア保険料
人件費　B	11,672	10,228	0	
職員人工数	1.32	1.23		
職員人件費	11,160	9,724		
嘱託等人件費	512	504		
合計　C(A+B)	12,063	10,598	0	
Cの財源内訳：国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	12,063	10,598	0	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	「食育に関心のある人の割合(尼崎市「食育」に関する意識調査：平成26年度実施予定）」の増加及び計画の目標達成に向けた取組み								単位	%
目標・実績	目標値	90 以上	達成年度	―　年度	24年度	―	25年度	―	26年度	74

26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 ■ やや達成できず □ 下回った 当事業においては、経年的に食育に携わるボランティアを育成し、食育サポーターの会の自主的活動や食育実践講座事業回数・参加者数などの増加は見られるが、平成26年度実施した尼崎市「食育」に関する意識調査において、「食育に関心のある人の割合」は74%であり、平成21年度（73%)と変化がみられず、目標達成には至らなかった。

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	乳幼児期は、食習慣を含めた生活習慣が確立する大切な時期であり、その食習慣の乱れが、将来肥満などの生活習慣病の原因となる。学童期において、「学力・生活実態調査」の結果からも家庭における生活習慣は、学力の向上への影響も大きい。「家庭」は、基本的な生活習慣や道徳性を身につけ、食と関わる中心的な場である。市民一人ひとりが食育を実践していくためには、「家庭」への働きかけを行う食育の推進が必要であり、ボランティアが果たす役割は大きい。より「食育」の実践力を高め、次世代へつなげる食育の推進を図るには、関係部署・関連機関、団体等と連携した取組みは必要である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	本事業は、家庭・地域における食育の推進及び食育推進運動の展開を図るものであり、受益者負担を求めることは適正ではない。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市（芦屋市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市）の保健所（市保健センター）において、乳幼児期の離乳食・幼児食の講座は実施しているが、食育に携わるボランティアの継続した育成については実施していない。ただし、食育の取組みは、各自治体の状況に応じて、関連部局、関連機関において取組まれていることから、一概に保健所（市保健センター）の取組みだけで比較できるものではない。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	食育の担い手として、民間企業・NPO・市民団体等が様々な角度から食育に関する取組みは行われている。しかし、市民の食育への関心を底上げし、市民の身体や生活状況に応じた食育活動を展開するには、第2次尼崎市食育推進計画に基づき、ライフステージに応じた総合的かつ継続的なアプローチが必要であり、その仕掛けづくりこそが行政が担う役割である。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A	B	C	D	E
現状				●	
将来像			○		

内容	第2次尼崎市食育推進計画に基づき、市民運動として食育の推進を図る上で、行政と関連機関等において、それぞれの役割分担をしながら情報発信や情報交換を図り、連携して取り組む。

⑧総合評価

総合評価	拡充	平成27年3月に策定した「第2次尼崎市食育推進計画」に基づき、「食育推進事業」と一本化し、会議体の運営を含め、実践をコンセプトに総合的な取組みを行う事業として実施。食育実践講座事業では、生活習慣が確立される時期でもある乳幼児期とその保護者、食の課題が大きくなる時期でもある小・中学生に対し、ボランティアと協働の取組みを行い、自主活動の取組みも広がっており、「孤食」「朝食の欠食」など課題解決に向けた学習機会となっている。一部、離乳食から食習慣を形成する幼児食の講座に変更し、「食」の体験学習の場として新たに展開しているが、全市的には若い世代で規則正しい食習慣の実践割合が低く、次世代へ伝える意識も低い。このようなことから、「地域全体で子どもの食を支え、地域の中で食を伝える」総合的な取組みが必要である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	これまで培った人材育成の仕組みづくりを活かしながら、「子どもの生きる力」を育むための環境づくりが必要であり、『自分の食事は自分で作れる』子どもの実践力を養う取組みを強化していく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	精神保健事業費	4E3K	
根拠法令	保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領		
個別計画	—		
事業開始年度	—		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	10 保健所費
目	05 保健所費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	健康増進課	所属長名	森田　幸子

①事業概要

事業実施趣旨

本市では精神保健福祉法に基づく保健所業務及び市町村業務を実施している。また障害者総合支援法、自殺対策基本法、心神喪失者医療観察法等関連業務が増大し、精神障害者保健福祉手帳所持者、精神自立支援医療受給者も年々増加しており、業務は質・量ともに増大している状況である。国においては精神科における社会的入院を減少させ地域での生活を継続できる方向性が明示されており、今後更に行政の役割が求められている。

対象（誰を・何を）

市民（精神疾患をもつ者とその家族を含む）

求める成果（どのような状態にしたいか）

精神疾患をもつ者とその家族に対し、各種事業を行い社会復帰を促進するとともに、精神的な健康保持の増進を図る。自殺リスクのある市民が適切な相談窓口や医療につながり危機回避できる支援体制を構築する。

事業概要

各地域保健担当において、医師による精神保健相談及び精神保健福祉相談員・保健師による相談・訪問を行い、精神障害者グループ活動、市民向け講演会や家族教室等啓発活動を実施している。また、各種精神保健福祉制度の申請受付窓口業務・県への進達等（自立支援サービス、自立支援医療精神通院、精神障害者保健福祉手帳、バス券）及び自殺対策における啓発・研修を実施している。

実施内容

	平成26年度	平成25年度	平成24年度
相談	6,088件	7,425件	7,576件
訪問	1,810件	2,2325件	2,414件
グループ活動	263回	258回	256回
	1,766名	1,767名	1,895名
家族教室	54回	56回	55回
	423名	432名	423名
市民向け講演会	97名	106名	51名
	「発達障害支援したい工夫したい」	「こころの病の基礎知識」	「思春期のこころ～家庭内暴力の理解と対応～」

自殺対策事業	平成26年度	平成25年度	平成24年度
市民向け講演会	85名	80名	76名
テーマ	処方薬の落とし穴 知っておきたい精神科の薬のこと	身近な事例から知ろう うつ病の早期発見と社会復帰の実際	「あなたのお酒は大丈夫？～身近なアルコール問題を考える～」

	平成26年度	平成25年度	平成24年度
自立支援医療（精神通院）	6,966件	6,489件	6236件
精神障害者保健福祉手帳（交付数	3,906件	3,726件	3,461件
市バス（交付数）	2,231件	2,208件	2,066件

医師対象、一般科医と精神科医の連携に関する研修会	1回
	67名
ゲートキーパー研修	2回
	134人
ゲートキーパースキル・ステップアップ研修	10回
	135名
市民向け、ゲートキーパー向け啓発資料作成・配付	

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	2,049	1,816	2,232	
報償費	364	449	651	研修・講演会講師謝礼
旅費	272	141	456	医療機関・研修用交通費
需用費	1,008	797	627	精神保健グループ活動用消耗品
委託料	300	300	300	
その他	105	129	198	会場使用料・精神保健活動保険料
人件費　B	93,339	112,063	109,546	
職員人工数	11.29	13.78	14.05	
職員人件費	88,778	108,945	106,097	
嘱託等人件費	4,561	3,118	3,449	
合計　C(A+B)	95,388	113,879	111,778	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金	1,852	1,500	2,000	自殺対策事業（補助率10/10）
市債				
その他				
一般財源	93,536	112,379	109,778	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	精神障害者保健福祉手帳交付数及び自立支援医療精神通院の受給者数（法定事業であり適切な成果指標の設定は困難であり活動指標を設定する。）								単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	手帳3,461 医療6,236	25年度	手帳3,726 医療6,489	26年度	手帳3,906 医療6,966
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	各種福祉保健制度の拡充及び対象者の増加にともない申請・交付窓口業務が増加しているが適切・迅速に交付することができた。自殺対策については県の補助金（補助率10/10）を活用し、ゲートキーパー育成及びスキルアップのための研修の実施するなど取り組みを強化した。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性

精神保健業務については、法律上保健所及び市町村業務に位置づけられている。自立支援医療精神通院・精神障害者保健福祉手帳の受給者・取得者は増加している。国はH26年に精神保健福祉法の改正を行い、これまでの入院中心の施策から地域生活への移行を図る施策を進めることとした。精神科病院に入院している入院患者（全国32万人、尼崎推計900人）の地域移行（退院促進）を行う必要がある。
また退院支援の方向性の観点から市が対応している市長同意の入院患者の状況についても、長期入院経過があるケースの現況の確認、必要に応じて入院形態の変更、退院支援につなげていかなければならない。
加えて自殺者の減少を目指す必要があり今後も精神保健対策を保健所、保健センターを中心に関連部局と一体となり対策を進めていかなければならない。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	自立支援医療での受診、福祉サービスの利用等で自己負担が発生しているものはあるが、行政の対応として行われている相談対応・当該事業では自己負担はとっていない。措置入院等強制力をともなう入院など公権力の行使にともなう場面もあり、受益者負担になじまないものが多い。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較

県下（神戸市を除く）においてH25年度末の自立支援医療の受給状況をみてみると、人口は県内中核市中でも第3位であるが、取得率で県内2位であるものの受給者数は県内1位である。同様に精神保健福祉手帳の取得状況をみてみると、H25年度末で、取得率、交付数はともに県内1位である。（H23年度では全国の中核市中で人口は11位でありながら、取得率、交付数ともに2位となっている。）自殺対策について本市ではゲートキーパーの役割が重要と考え、その養成のため、スキルアップ研修等対策に取り組んできた。西宮市、伊丹市でも同様にゲートキーパーの要請に取り組んでいる。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	相談業務の一部（福祉的な相談）については、障害者自立支援法上の相談支援事業所等に委託している。 自殺対策等啓発事業については委託の可能性について検討していきたい。

協働の領域

	市民の領域 ⇔ 行政の領域				
	A	B	C	D	E
現状				●	
将来像			○		

内容：民間事業所が行っている活動と連携を図ったり、県が進めている障害者相談員活動への支援を通じて、当事者、家族ともつながりながら活動も行う。

⑧総合評価

総合評価：改善

国も精神保健福祉の取り組みを従来の「入院中心」の対応から地域生活を中心とした支援の方向に大きく政策転換を図っている。新しい法律が施行される中で、業務や取り組むべき内容は増大している。精神保健分野における企画調整部分の強化を図り更に、長期入院患者の退院促進、地域移行は国の精神保健福祉の課題であると同時に大きな費用効果も見込まれるため積極的に取り組んでいくことが求められている。具体的には市長が医療保護入院に同意した全ての精神障害者に面接する他、病院で行われる医療保護入院者退院支援委員会に積極的に参加する、入院患者の退院意欲を喚起するための働きかけを養成したﾋﾟｱｻﾎﾟｰﾀｰと協調して行う。また思春期への相談対応についても積極的に啓発を行うとともに、専門相談を設け適切な支援につなげていくこととする。

⑨改善の方向性

今後の改善策

今後も精神保健対策にかかる業務量は増大するとともに高い質が求められる。公共施設の再配置の際の業務のあり方も含め、さらに地域精神保健福祉活動における課題を検討し方向性を明確にする。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	養育医療給付事業費	452A	
根拠法令	母子保健法		
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（評価：有）		
事業開始年度	昭和40年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	法定事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	30 母子保健対策費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	健康増進課	所属長名	森田　幸子

①事業概要

事業実施趣旨	未熟児は正常な新生児に比べて生理的に未熟であり、疾病にもかかりやすく、その死亡率も高く、心身の障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要である。このため、入院を必要とする未熟児に対しては必要な医療の給付を行う。
対象（誰を・何を）	出生体重が2,000g以下の児、若しくは生活力が特に薄弱な児等で、医師が入院養育を必要と認めた児。
求める成果（どのような状態にしたいか）	出生体重が2,000g以下の児、若しくは生活力が特に薄弱な児等で、医師が入院養育を必要と認めた児に、必要な医療の給付を行い、保護者の経済的な負担を軽減する。
事業概要	母子保健法第20条の規定に基づき、出生体重が2,000g以下の者、若しくは生活力が特に薄弱な者等で、医師が入院養育を必要と認めた者に対し、指定養育医療機関にて医療の給付を行い、生後速やかに適切な処置を講ずる。
実施内容	養育医療給付申請書を受理し、管理医が審査した結果、必要と認めた場合に養育医療券を交付する。養育医療指定医療機関において医療を受けた場合、その医療に要した医療費の自己負担額の全額を公費助成している。 1　医療費給付状況 給付実人員（うち新規申請者数）　給付件数 平成24年度　127人　（100人）　309件 平成25年度　111人　（78人）　295件 平成26年度　132人　（108人）　327件 実施場所：指定医療機関 2　申請受付について 平成24年度115件　平成25年度99件　平成26年度125件 申請受付は保健センター各地域保健担当で、未熟児のフォローのため保健師による面接相談を同時に行っている。

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	30,573	32,241	31,004	
委託料	27	30	27	医療支払事務費（国保・社保）
扶助費	30,546	32,211	30,977	医療費及び食事療養費（国保・社保）
人件費　B	5,768	6,167	5,307	
職員人工数	0.74	0.78	0.71	
職員人件費	5,768	6,167	5,180	
嘱託等人件費			127	
合計　C（A+B）	36,341	38,408	36,311	
Cの財源内訳　国庫支出金	11,693	15,551	12,788	養育医療給付事業費に充当
県支出金	6,300	6,352	6,394	（H24年度まで補助率　国1/2）
市債				（H25年度から国1/2　県1/4）
その他				
一般財源	18,348	16,505	17,129	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	食育推進計画策定事業費	4E2U	
根拠法令	食育基本法		
個別計画	尼崎市食育推進計画（評価：有）		
事業開始年度	平成26年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	10 保健所費
目	05 保健所費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	健康増進課	所属長名	森田　幸子

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市食育推進計画（平成22～26年度）に基づいた5年間の取組みの評価を行い、第2次計画を策定する。また、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、「食」を通して市民の健康で豊かな生活を実現する。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	尼崎食育推進計画(以下「計画」という)に基づき、家庭、地域、学校、事業者等の幅広い分野の関係者がそれぞれの立場で連携・協働して食育を推進し、市民一人一人が「食」を通して健康で豊かな生活の実現を目指す。
事業概要	尼崎市食育推進懇話会、食育推進検討会議を中心に広く意見を求め、計画策定に関するアンケート調査結果による一次計画の評価等を行い、第2次計画計を策定する。
実施内容	尼崎市食育推進計画（平成22～26年度）に基づいた5年間の取組みの目標達成状況を評価し、改善を加え、引き続き食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、「食」を通して市民の健康で豊かな生活を実現する。 1　第2次尼崎市食育推進計画策定に関る市民アンケート調査を実施 2　尼崎市食育推進懇話会、食育推進検討会議の運営 3　市民意見聴取プロセスに基づいた計画書の公表、素案公表、パブリックコメントによる意見募集、結果公表 4　食育月間等を中心とした連携した食育の取り組み実施

②事業費　3　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	0	1,927	0	
報償費		274		
需用費		742		
委託料		853		
使用料及び賃借料		18		
その他		40		
人件費　B	0	7,739	0	
職員人工数		0.95		
職員人件費		7,739		
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	0	9,666	0	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				長寿社会づくりソフト事業費
その他		1,948		交付金（10/10）
一般財源	0	7,718	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	健康の家管理運営事業費	Q11A	
根拠法令	尼崎市立健康の家の設置及び管理に関する条例・規則		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和49年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	50 公害病認定患者救済事業費
款	05 公害救済事業費
項	05 公害救済事業費
目	10 救済事業費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	吉崎　秀幸

①事業概要

事業実施趣旨	昭和48年に尼崎商工会議所と市の間（立会人県知事）で協定を結び、拠出金を元に尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進を図る事業を実施することとし、昭和49年に「健康の家」を設置した。利用者は、高齢化、固定化の傾向にある。
対象（誰を・何を）	尼崎市公害病認定患者
求める成果（どのような状態にしたいか）	尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進を図る。
事業概要	猪名川町北田原字屏風岳17に設置する健康の家の管理業務を医療法人晴風園に管理委託する。
実施内容	・健康の家概要　鉄筋コンクリート造2階建（敷地面積　993.48㎡借地）　昭和49年10月18日 建物延面積　712.6平米　定員28人（3人用4室・4人用4室）計8室 ・利用方法　利用日の前月初日から利用日の14日前までに申し込む 利用に際しては、天然ガスマイクロバスで送迎する。 宿泊期間は2泊3日を限度とする。 ・利用実績

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認定患者	273人	270人	239人
付添い者	138人	158人	120人
計	411人	428人	359人

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	26,167	26,692	26,114	
役務費	161	37	85	主治医意見書料等
委託料	25,827	26,476	25,850	健康の家管理業務委託
使用料及び賃借料	179	179	179	土地借上料
繰出金				
その他				
人件費　B	1,280	1,040	1,088	
職員人工数	0.18	0.17	0.11	
職員人件費	924	862	907	
嘱託等人件費	356	178	181	
合計　C(A+B)	27,447	27,732	27,202	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	26,524	26,870	26,295	公害救済事業基金繰入金等
一般財源	923	862	907	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	リハビリテーション事業費	Q11K	
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	平成12年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	50 公害病認定患者救済事業費
款	05 公害救済事業費
項	05 公害救済事業費
目	10 救済事業費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	吉崎　秀幸

①事業概要

事業実施趣旨	公害健康被害の補償等に関する法律に規定する1泊2日のリハビリテーション事業を、尼崎市公害病認定患者が自主的に組織する団体に事業委託することにより、尼崎市公害病認定患者の自主的な健康回復の促進と福祉の増進を図っている。団体に委託することにより事業内容はより患者のニーズに沿った事業が可能である。
対象（誰を・何を）	尼崎市公害病認定患者
求める成果（どのような状態にしたいか）	尼崎市公害病認定患者の自主的な健康回復の促進と福祉の増進を図る。
事業概要	尼崎市公害病認定患者が自主的に組織する団体に法で定められているリハビリテーション事業のうち「1泊2日のリハビリテーション事業」を委託し実施している。
実施内容	・委託回数　1団体1回（2団体予定） ・対象団体　尼崎市公害病認定患者が自主的に組織する団体であり、認定患者相互間で健康回復に係る事業を積極的に行っている団体 ・事業内容　空気清浄な宿泊施設を利用し、往復貸切りバスで移動。 医師の健康講話、理学療法士のリハビリ訓練その他排たん訓練等 ・スタッフ　医師、看護師、理学療法士、指導員 ・実　績

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
募　集	100人	100人	100人
回　数	2回	1回	1回
参加者	89人	60人	40人

②事業費

（単位：千円）

0	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	1,788	1,541	2,438	
需用費	2	2	6	事務用品等
役務費	303	225	463	主治医意見書料等
委託料	1,483	1,314	1,969	リハビリテーション事業委託
人件費　B	1,571	665	658	
職員人工数	0.13	0.02	0.01	
職員人件費	1,037	130	115	
嘱託等人件費	534	535	543	
合計　C(A+B)	3,359	2,206	3,096	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	2,322	2,083	2,981	公害保健福祉事業費収入等
一般財源	1,037	123	115	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	在宅酸素助成事業費	Q121	
根拠法令	尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例		
個別計画	—		
事業開始年度	平成12年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	補助金・負担金
事業区分	義務等
会計	50 公害病認定患者救済事業費
款	05 公害救済事業費
項	05 公害救済事業費
目	10 救済事業費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	吉崎　秀幸

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市公害病認定患者（市内居住65歳以上　障害等級2級以上）で、医師の管理の下に在宅酸素療法を行っている者に対し酸素濃縮器の使用に係る費用の一部を助成する。酸素濃縮器等の医療機器により、より重篤であった公害病認定患者も自宅での療養が可能となっている。
対象（誰を・何を）	尼崎市公害病認定患者（市内居住65歳以上　障害等級2級以上）
求める成果（どのような状態にしたいか）	尼崎市公害病認定患者当該患者（市内居住65歳以上　障害等級2級以上）の健康回復の促進と福祉の増進を図る。
事業概要	尼崎市公害病認定患者（市内居住65歳以上　障害等級2級以上）で、医師の管理の下に在宅酸素療法を行っている者に対し酸素濃縮器の使用に係る費用の一部を助成する。
実施内容	対象者　医師の管理の下酸素濃縮器を自宅に設置し在宅酸素療法を施行している者（市内居住65歳以上　障害等級2級以上） 助成額　月額　3,000円 助成方法　対象者から申請を受け、毎月の診療報酬明細書で在宅酸素療法施行を確認。3か月ごとに助成。ただし、診療報酬明細書で事実が確認できない場合は助成は差し止める。 利用実績　平成24年度　平成25年度　平成26年度 申請者数　97人　93人　94人 助成件数　1,027件　1,035件　1,051件

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	3,118	3,153	3,437	
需用費	1	0	1	封筒等
役務費	12	0	16	事業案内郵送料
負担金補助及び交付金	3,105	3,153	3,420	酸素濃縮器にかかる費用の一部助成金
人件費　B	222	221	219	
職員人工数	0.01	0.01	0.01	
職員人件費	44	43	38	
嘱託等人件費	178	178	181	
合計　C(A+B)	3,340	3,374	3,656	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	3,296	3,331	3,618	公害救済事業基金繰入金等
一般財源	44	43	38	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	転地保養事業費	Q12A	
根拠法令	尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和53年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	補助金・負担金
事業区分	義務等
会計	50 公害病認定患者救済事業費
款	05 公害救済事業費
項	05 公害救済事業費
目	10 救済事業費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	吉崎　秀幸

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市公害病認定患者（市内居住）に対し、転地保養事業を実施することにより、尼崎市公害病認定患者（市内居住）の健康回復の促進と福祉の増進を図る。今後も事業周知を行い、利用者の増を図る必要がある。
対象（誰を・何を）	尼崎市公害病認定患者（市内居住）
求める成果（どのような状態にしたいか）	尼崎市公害病認定患者（市内居住）の健康回復の促進と福祉の増進を図る。
事業概要	尼崎市公害病認定患者（市内居住）に対し、転地保養事業を実施することにより、当該認定患者の健康回復の促進と福祉の増進を図る。
実施内容	市において、空気清浄地にある公共的宿泊施設等を中心に14箇所を指定し、尼崎市公害病認定患者（市内居住）が自身の保養のため当該指定施設を利用した際の必要経費の一部を助成する。また、当該認定患者が10人以上で指定施設以外の施設を利用して当該事業を行うときは事前に市長が承認する。 助成金（負担金）　宿泊の場合　1人につき7,500円 日帰りの場合　1人につき5,500円 ※助成は対象者1人につき年1回のみ 利用実績　平成24年度　平成25年度　平成26年度 日帰り　2件　17件　15件 宿　泊　35件　34件　33件 合　計　37件　51件　48件

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	349	330	840	
負担金補助及び交付金	349	330	840	
人件費　B	414	411	869	
職員人工数	0.06	0.06	0.11	
職員人件費	236	233	869	
嘱託等人件費	178	178	0	
合計　C(A+B)	763	741	1,709	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	527	508	840	公害救済事業基金繰入金等
一般財源	236	233	869	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	健康の家利用補助事業費	Q12K	
根拠法令	尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和53年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	補助金・負担金
事業区分	義務等
会計	50 公害病認定患者救済事業費
款	05 公害救済事業費
項	05 公害救済事業費
目	10 救済事業費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	吉崎　秀幸

①事業概要

事業実施趣旨	健康の家を利用する尼崎市公害病認定患者に対し、食事代の半額を補助する。 利用者は、固定化、高齢化の傾向にある。
対象（誰を・何を）	尼崎市公害病認定患者
求める成果（どのような状態にしたいか）	空気清浄地にある健康の家で保養することにより、尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進が図られている。また、食事代の半額を補助することで費用負担の軽減を図っており、利用を促進されている。
事業概要	健康の家を利用する尼崎市公害病認定患者に対し、食事代の半額を補助する。
実施内容	健康の家食事代（医療法人晴風園管理） 朝食　200円　昼食　500円　夕食　900円の1/2を補助する。 ・利用実績　平成24年度　平成25年度　平成26年度 朝食数　549件　541件　471件 昼食数　549件　541件　471件 夕食数　549件　541件　471件

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	432	377	421	
負担金補助及び交付金	432	377	421	
人件費　B	192	190	873	
職員人工数	0.06	0.06	0.06	
職員人件費	192	190	511	
嘱託等人件費	0	0	362	
合計　C(A+B)	624	567	1,294	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	439	376	783	公害救済事業基金繰入金等
一般財源	185	191	511	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	療養器具貸与事業費	Q131	
根拠法令	尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和53年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	50 公害病認定患者救済事業費
款	05 公害救済事業費
項	05 公害救済事業費
目	10 救済事業費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	吉崎　秀幸

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市公害病認定患者（市内居住）に対し、認定疾病の療養に必要な器具を貸与する。
対象（誰を・何を）	尼崎市公害病認定患者（市内居住）
求める成果（どのような状態にしたいか）	尼崎市公害病認定患者（市内居住）の健康回復の促進と福祉の増進を図られている。
事業概要	空気清浄機、加湿器、吸入器の貸与を行う。
実施内容	公害健康被害の補償等に関する法律に規定される療養器具は以下のとおりである。 ・空気清浄機（特級又は1級）　平成24年度　平成25年度　平成26年度 貸出台数　0台　0台　1台 保管台数　0台　0台　0台 ・加湿器（特級又は1級）　平成24年度　平成25年度　平成26年度 貸出台数　0台　0台　0台 保管台数　10台　10台　10台 尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例に基づき貸与を実施している療養器具は以下のとおりである。 ・吸入器（3級以上）　平成24年度　平成25年度　平成26年度 貸出台数　38台　36台　36台 保管台数　23台　24台　24台 合　計　61台　60台　60台

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	137	102	128	
備品購入費	137	102	128	吸入器
人件費　B	1,851	190	434	
職員人工数	0.28	0.06	0.05	
職員人件費	1,851	190	434	
嘱託等人件費	0	0	0	
合計　C(A+B)	1,988	292	562	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	137	128	128	公害救済事業基金繰入金等
一般財源	1,851	164	434	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	呼吸器教室事業費	Q13K	
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	平成12年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	50 公害病認定患者救済事業費
款	05 公害救済事業費
項	05 公害救済事業費
目	10 救済事業費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。

局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	吉崎　秀幸

①事業概要

事業実施趣旨	呼吸器疾患に関する知識の普及を図ることを目的に、月3回程度の呼吸器訓練等の教室を行っている。 参加者の増を図るため、より公害病認定患者が求める事業内容の工夫が必要である。そのために様々な内容の講師の選定が必要である。
対象（誰を・何を）	尼崎市公害病認定患者とその付添人
求める成果（どのような状態にしたいか）	尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進を図る。
事業概要	呼吸器疾患に関する知識の普及により、尼崎市公害病認定患者の健康の回復と療養生活の改善を図る。
実施内容	月3回、水曜日の午後、尼崎市立すこやかプラザ多目的ホールにおいて医師等の療養指導、音楽療法士による腹式呼吸等の訓練を行っている。 また、不定期であるが、患者団体等と相談し地域保健センター等に出向いて呼吸器教室を開催している。 ≪講師≫ 医師、理学療法士、栄養士、音楽療法士、体育指導員、ヨガ講師等 ・実　績 実施回数　平成24年度 46回　平成25年度 45回　平成26年度 46回 参 加 者　平成24年度 484人　平成25年度 417人　平成26年度 401人

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	684	688	779	
報償費	358	384	376	医師報酬等
需用費	68	57	140	事務用品等
役務費	60	51	121	事業案内郵送料等
使用料及び賃借料	198	196	142	施設使用料
人件費 B	1,840	1,638	2,404	
職員人工数	0.10	0.05	0.14	
職員人件費	593	390	1,136	
嘱託等人件費	1,247	1,248	1,268	
合計 C(A+B)	2,524	2,326	3,183	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	1,931	1,936	2,047	公害保健福祉事業費収入等
一般財源	593	390	1,136	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	リフレッシュ事業費	Q13P	
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	平成17年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	50 公害病認定患者救済事業費
款	05 公害救済事業費
項	05 公害救済事業費
目	10 救済事業費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。

局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	吉崎　秀幸

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市公害病認定患者（市内及び阪神間の居住者）が気軽に日帰りで参加し、健康講座・保健指導及び入浴等を実施している。現在、市内又は市周辺施設を利用しているが今後は施設の選定、事業内容等の充実を図る必要がある。
対象（誰を・何を）	尼崎市公害病認定患者（市内及び阪神間の居住者）
求める成果（どのような状態にしたいか）	尼崎市公害病認定患者（市内及び阪神間の居住者）の自主的な健康回復の促進と福祉の増進を図る。
事業概要	尼崎市公害病認定患者（市内及び阪神間の居住者）が気軽に日帰りで参加し、健康講座・保健指導・音楽療法及び入浴等を実施する。
実施内容	年2回（5月・11月）に実施 募集数　各100人 実施場所　尼崎市内及び市周辺施設 選定理由　・市内からの交通の利便が良い ・多人数で実施する健康講座が可能なホールが設置されている等 参加実績 実施回数　平成24年度 2回　平成25年度 2回　平成26年度 2回 参加者　平成24年度 152人　平成25年度 114人　平成26年度 99人

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	865	771	1,830	
報償費	32	40	86	医師報酬等
需用費	294	263	604	事務用品、食糧費等
役務費	249	256	392	事業案内郵送料等
使用料及び賃借料	290	212	748	施設使用料
人件費 B	891	886	2,805	
職員人工数	0.02	0.02	0.25	
職員人件費	178	173	1,718	
嘱託等人件費	713	713	1,087	
合計 C(A+B)	1,756	1,657	4,635	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	1,578	1,484	2,917	公害保健福祉事業費収入等
一般財源	178	173	1,718	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	成人の健康回復事業費	Q141	
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和50年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	50 公害病認定患者救済事業費
款	05 公害救済事業費
項	05 公害救済事業費
目	10 救済事業費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	吉崎　秀幸

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市公害病認定患者（市内及び阪神間の居住者）を空気清浄な自然環境において保養させるとともに、療養生活上の指導等を行い、健康回復の促進と福祉の増進を図っている。
対象（誰を・何を）	尼崎市公害病認定患者（市内及び阪神間の居住者）
求める成果（どのような状態にしたいか）	当該患者の健康回復の促進と福祉の増進を図る。
事業概要	「兵庫県立いこいの村はりま」で3泊4日の日程で実施
実施内容	実施時期　10月 募集定員　80人（22年度まで100人） 実施場所　兵庫県立いこいの村はりま（兵庫県加西市） 実施方法　往復貸切りバス利用、宿泊施設は基本的に貸切り 事業内容　保健指導(保健師)、健康教室（医師等）、音楽療法（音楽療法士）、ラジオ体操、散策等 スタッフ　行政職員3人、医師1人、看護師2人、介護補助員8人 実績　平成24年度　平成25年度　平成26年度 募　集　80人　70人　60人 参加者　48人　35人　30人

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	3,854	3,678	0	
報償費	1,515	1,406	0	医師報酬等
需用費	224	217	0	事務用品、食糧費等
役務費	267	233	0	主治医意見書料等
使用料及び賃借料	1,529	1,526	0	施設使用料
その他	319	296	0	旅費、委託料
人件費　B	2,487	2,256	0	
職員人工数	0.42	0.37	0.00	
職員人件費	2,131	1,899	0	
嘱託等人件費	356	357	0	
合計　C(A+B)	6,341	5,934	0	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	4,210	4,035	0	公害保健福祉事業費収入等
一般財源	2,131	1,899	0	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	水泳鍛錬奨励事業費	Q14A	
根拠法令	尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例		
個別計画	—		
事業開始年度	平成4年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	50 公害病認定患者救済事業費
款	05 公害救済事業費
項	05 公害救済事業費
目	10 救済事業費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。				
局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	吉崎　秀幸

①事業概要

事業実施趣旨	公害病認定患者にプール利用券（年間20枚）を交付し、プール利用による体力練成を自主的に行う機会を創造し、健康回復の促進及び保持と福祉の増進を図る。
対象（誰を・何を）	尼崎市公害病認定患者
求める成果（どのような状態にしたいか）	当該患者の健康回復の促進と福祉の増進を図る。
事業概要	尼崎市公害病認定患者にプール利用券を交付し、プール利用による体力練成を自主的に行うことにより健康回復の促進と福祉の増進を図る。
実施内容	交付枚数　年間20枚 使用期間　毎年4月1日～翌年3月20日 利用施設　サンシビック尼崎室内プール（尼崎市御園町） ハーティ21室内プール（尼崎市南塚口町） スポーツの森室内プール（尼崎市扇町） ※各プールの一般開放時間に利用 利用実績　平成24年度　平成25年度　平成26年度 利用券交付人数　42人　43人　38人 サンシビック　54件　46件　42件 ハーティ21　64件　51件　72件 スポーツの森　28件　43件　47件 計　138件　139件　161件

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	121	142	176	
需用費	6	7	7	事務用品等
役務費	2	2	10	事業案内郵送料
使用料及び賃借料	113	133	159	施設使用料
人件費　B	192	190	434	
職員人工数	0.06	0.06	0.05	
職員人件費	192	190	434	
嘱託等人件費	0	0	0	
合計　C(A+B)	313	332	610	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	121	142	176	公害救済事業基金繰入金等
一般財源	192	190	434	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	優良看護表彰事業費 449A	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	—	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和54年度	款	20 衛生費
施策	11 地域保健	項	05 保健衛生費
		目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-2) 適切な医療体制の確保に努める。				
局	健康福祉局	課	保健企画課	所属長名	松長　寿枝

①事業概要

事業実施趣旨	長期勤続優良医療従事者に対して、感謝状及び記念品を贈呈することにより、医療従事者全体の勤労意欲の向上を図るため実施している。
対象（誰を・何を）	長期勤続優良医療従事者
求める成果（どのような状態にしたいか）	医療従事者全体の勤労意欲の向上を図ることにより、市民の健康の保持増進とよりよい地域社会づくりを目指す。
事業概要	長期勤続優良医療従事者に対して、感謝状及び記念品を贈呈し、医療従事者全体の勤労意欲の向上を図り、地域医療の向上に資する。
実施内容	医師会から推薦のあった長期勤続優良医療従事者に対し、医師会設立記念式典における長期勤続優良医療従業員表彰式の場で対象者へ対し、感謝状及び記念品を贈呈する。 （平成26年度） 被贈呈者：19 人 贈呈内容：感謝状及び記念品（ボールペン）

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	13	12	17	
報償費	13	12	17	
人件費 B	147	147	148	
職員人工数	0.05	0.05	0.05	
職員人件費	147	147	148	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	160	159	165	
C の財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	160	159	165	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	被表彰者数								単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	34	25年度	18	26年度	19
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	医師会からの推薦に基づいて長期勤続優良医療従事者に対し、感謝状及び記念品を贈呈している。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	長期勤続優良医療従事者の功績を讃えることで、医療従事者全体の勤労意欲の向上を図るため必要である。 また、表彰を受けることにより、本市の地域医療に貢献していると対外的にも認められるため、医療従事者全体の勤労意欲の向上が図られており、医療従事者の資質のさらなる向上につながっている。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	市として表彰することに意義がある事業であり、受益者負担の考え方は馴染まない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣他都市では、同様の事業を行っていない。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	市として表彰することに意義があるため。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容	市として表彰することに意義があるため。
	A	B	C	D	E		
現状					●		
将来像					○		

⑧総合評価

総合評価	改善	特に勤務成績等の優良な長期勤続優良医療従事者の功績を讃えることで、医療従事者全体の勤労意欲の向上が図られており、市民の健康の保持増進とよりよい地域社会づくりにつながっている。

⑨改善の方向性

今後の改善策	医療従事者全体の勤労意欲の向上を図り、市民の健康の保持増進とよりよい地域社会づくりにつなげるため実施しているが、今後については、形式・方法を検討していく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	精神科救急病床確保委託事業費 449K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	平成5年度	款	20 衛生費
施策	11 地域保健	項	05 保健衛生費
		目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-2) 適切な医療体制の確保に努める。				
局	健康福祉局	課	健康増進課	所属長名	森田　幸子

①事業概要

事業実施趣旨	一般の救急とは異なり、精神科救急は患者、家族が直接救急窓口に行き受診する体制となっていないために、委託先の病院で救急用病床を確保している。
対象（誰を・何を）	精神科疾患を持つ者で、精神科救急医療対応を必要とする市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	精神科救急医療対応を必要とする患者が適切な医療を受けることができる環境を確保する。
事業概要	休日及び夜間（職員の就業時間外）に発生する精神科疾患緊急対応患者について、医療法人内海慈仁会有馬病院（西宮市山口町）に委託し、診察を依頼、入院が必要な患者についてスムーズに対応ができるように、1床の空床を確保する。
実施内容	「尼崎市精神科救急医療事務」は精神科疾患緊急対応患者に対する休日及び夜間の対応は、消防局救急隊・警察署・市役所警備員室より各地域保健担当の職員宅に直接連絡が入る体制をとっている。相談を受けた職員は、現地訪問等により状況を確認し、対応方針を検討する。必要に応じて委託先医療機関と受診の調整を行い、必要な場合は職員が病院まで同行する。 平成26年度：救急病床利用11件（男5名、女6名） 時間外相談28件（休日及び夜間相談14件　勤務時間内から夜間にかけての対応14件） ・対応内容…電話相談8件、現地訪問面接2件、電話診察調整6件、病院同行12件、 ・相談所要時間84時間25分（一件当たり3時間51分） 平成25年度：救急病床利用11件（男6名、女5名） 時間外相談47件（休日及び夜間相談15件　勤務時間内から夜間にかけての対応32件） ・対応内容…電話相談15件、現地訪問32件（病院同行27件） ・相談所要時間220時間51分（一件当たり4時間41分）

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	7,793	7,793	4,458	
委託料	7,793	7,793	4,458	休日・夜間救急対応委託料
人件費　B	17,921	20,160	20,897	
職員人工数	2.20	2.55	2.64	
職員人件費	17,921	20,160	20,897	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	25,714	27,953	25,355	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	25,714	27,953	25,355	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	緊急時の迅速な対応 （事業の性質上、指標設定は適当でないため）								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	例年消防局救急隊および警察からの緊急依頼が半数以上を占めている。家族やその他の関連機関からの相談も含め迅速に対応し、必要に応じて、入院による対応を行っている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	精神疾患は、通院継続を行っていても、症状の変化が激しく、休日・夜間においても緊急性が高い。尼崎市内には、H27年7月に開設された合併症対応の精神科病床が尼崎総合医療センターに8床あるだけである。、精神科のある関西労災病院においても精神疾患の治療を目的とする入院は出来ず、午後の診察も予約以外は受付けていない。このような状況のなかで、精神科救急制度の必要性は非常に高い。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	本事業は休日、夜間における精神科医療を確保するために必要な事業であり、受益者負担を求めることは適正ではない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	把握できた全国の中核市40市のうち、管内に精神科病院を持たない中核市は本市のみであった。近年、常時緊急入院を受け入れる精神科スーパー救急病棟や兵庫県の精神科救急医療制度の整備が進んだ。26年度で市民の県の救急制度利用件数は236件でうち68件が入院に至っている。兵庫県下の市町は県精神科救急制度を利用した精神科救急対応を行っている。 （参考）精神科病院数：本市0（神戸市22病院、姫路市2病院、西宮市2病院） 精神科救急病床数：本市0（神戸市7306床、姫路市982床、西宮市796床）

⑦担い手の点検

現状の委託等	■ 全部　□ 一部　□ 無	救急医療体制の整備は、行政が担う業務であり本事業は現在、精神科病院に委託している。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状					●	現状では受け入れ先として医療法人内海慈仁会有馬病院に受託してもらっており、市内に単科精神科病院がないことから同病院に委託をしている
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	休廃止	精神疾患は、通院継続を行っていても、症状の変化が激しく、休日・夜間においても緊急性が高く、精神科救急制度の必要性は非常に高い。本市においては市内に長らく精神科病床がなく、県の精神科救急制度も整備されていなかったことから本制度が創設された。近年常時、緊急入院を受け入れる精神科スーパー救急病棟や兵庫県の精神科救急医療制度の整備が進み、本市市民も多数兵庫県の精神科救急制度を利用するようになった。市民の精神科救急医療のニーズは非常に高いがH26年度阪神間に新たに精神科スーパー救急病棟が2ヵ所開設されたところから精神科スーパー救急病棟、兵庫県の精神科救急制度で対応が可能とみられるところから「尼崎市精神科救急医療事務」は廃止することとする。

⑨改善の方向性

今後の改善策	精神科患者の早期受診、継続治療が精神科救急対応の減少につながると考えられる。本市は県の精神科救急体制を活用しながら自殺予防対策の拡充として専門医による「思春期」、「依存症」それぞれの専門相談を行い、早期受診につなげていく。また医療保護入院を必要とし、家族の支援が得られない市長同意の患者に対し、重症化予防のための早期からの退院支援につなげていく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	医務薬務事業費	44A0	
根拠法令	医療法及び医薬品医療機器法等		
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき（評価：有）		
事業開始年度	平成24年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	法定事業（一部法定外事業含む）
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-2) 適切な医療体制の確保に努める。				
局	健康福祉局	課	保健企画課	所属長名	松長　寿枝

①事業概要

事業実施趣旨	適切な医療体制の確保のため、医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、臨床検査技師等に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器法」という。）、毒物及び劇物取締法に基づく市内医療機関及び施設等の許認可等並びに監視指導を行う。
対象（誰を・何を）	市民、事業者
求める成果（どのような状態にしたいか）	医療法及び医薬品医療機器法等に係る医療機関及び施設等に対し、許認可並びに監視指導を行うことにより、適切な医療体制を整備し、維持する。
事業概要	医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、臨床検査技師等に関する法律、医薬品医療機器法、毒物及び劇物取締法に基づく市内医療機関及び施設等の許認可等並びに監視指導を行う。
実施内容	1　医務関係事業 ①　医療機関等（病院・診療所・施術所等）の許可及び届出受理 ②　医療機関等に対する監視指導 ③　医師、看護師等の免許申請事務 2　薬務関係事業 ①　薬局、医薬品販売業、高度管理医療機器販売業・貸与業、毒物劇物販売業等の許可及び届出受理 ②　薬局、医薬品販売業、高度管理医療機器販売業・貸与業、毒物劇物販売業等に対する監視指導 ③　薬局、医薬品販売業、高度管理医療機器販売業・貸与業、毒物劇物販売業等を対象とした講習会の実施 3　医務薬務システム 医務業務及び薬務業務を一元管理するシステムの運営維持

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A		1,976	2,383	2,250	
	旅費	87	125	155	
	需用費	62	154	190	
	委託料	1,264	1,301	1,301	システム開発・保守委託料
	使用料及び賃借料	523	530	565	システムリース料等
	備品購入費	40	273	39	
人件費　B		39,968	36,564	44,887	
	職員人工数	6.12	5.85	6.89	
	職員人件費	39,968	36,564	44,887	
	嘱託等人件費				
合計　C（A+B）		41,944	38,947	47,137	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	268	268	457	診療所開設許可等手数料
	一般財源	41,676	38,679	46,680	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	薬局、医薬品販売業者への監視指導実施率								単位	%
目標・実績	目標値	40	達成年度	毎　年度	24年度	36	25年度	42	26年度	42
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	計画的に監視等を行い、施設等の設備基準が一定に確保できている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	医療法及び医薬品医療機器法等に係る医療機関及び施設等に対し、許認可並びに監視指導を行うことにより、適切な医療体制を確保することで、それらの施設の利用者に安全・安心を提供できている。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有　□ 無	尼崎市保健衛生関係事務手数料条例に基づき手数料を規定しており、市の方針に従い、3年ごとに手数料の見直しを行っている。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	法及び県条例において保健所設置市にその事務権限が移譲されており、本市と同様に西宮市、神戸市及び姫路市においても事務を行っている。また、手数料についても県及び他市と同額である。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	許可及び届出受理や監視指導については法律に基づく事務であるため、委託できない。システムの運用に係る専門的な業務は委託済である。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E	内容	行政の責任において実施する必要がある。
	現状					●		
	将来像					○		

⑧総合評価

総合評価	維持	法定事務であり、計画的に実施できている。

⑨改善の方向性

今後の改善策	医療関係施設は、近年、様々な業容、業態が出てきており、それらに対応することが必要となっている。新たな形態等の把握に努め、法令と個々の事例を照らし合わせ、的確な指導を図っていく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	在宅当番医制運営補助金	44A1	
根拠法令	在宅当番医制（産婦人科）救急医療運営補助要綱		
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき（評価：無）		
事業開始年度	平成4年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	補助金・負担金
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-2) 適切な医療体制の確保に努める。				
局	健康福祉局	課	保健企画課	所属長名	松長　寿枝

①事業概要

事業実施趣旨	休日及び夜間における産婦人科初期救急医療を確保するため。
対象（誰を・何を）	産婦人科救急患者
求める成果（どのような状態にしたいか）	休日及び夜間において産婦人科治療を必要とする救急患者のための医療体制を構築する。
事業概要	休日及び夜間において、産婦人科治療を必要とする救急患者の医療体制の整備を図るため、その経費の補助を行い、産婦人科初期救急医療の体制の確立を図る。
実施内容	休日及び夜間において、産婦人科救急医療体制を在宅当番医制によって確保するため、その運営費を尼崎市医師会に補助する。 【平成26年度実績】 ・参加医療機関　14 救急搬送受入件数　平成22年度　307件、平成23年度　318件、平成24年度　283件、平成25年度273件、平成26年度　263件 ・実施日　年末年始を除く日曜日、祝日、土曜日の午後及び平日の夜間 平日夜間　244日　土曜　49日　休日　65日　計　358日 平日夜間　22時～翌6時　土曜　18時～翌6時　休日　9時～翌6時 ・1回あたりの単価　平日　45,138円、土曜　67,707円、休日　90,276円 ・決算積算　45,138円×244日＋67,707円×49日＋90,276円×65日＝20,199,255円

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	20,267	20,199	20,380	
負担金補助及び交付金	20,267	20,199	20,380	
委託料				
需用費				
繰出金				
その他				
人件費　B	636	428	396	
職員人工数	0.11	0.05	0.05	
職員人件費	636	428	396	
嘱託等人件費				
合計　C(A+B)	20,903	20,627	20,776	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	20,903	20,627	20,776	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	本市当番病院における応需体制								単位	%
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎　年度	24年度	100	25年度	100	26年度	100
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	在宅当番医制度における休日及び夜間における産婦人科治療を必要とする救急患者の医療体制は整備されている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	・休日及び夜間において、産婦人科治療を必要とする救急患者の医療を確保するため、産婦人科初期救急医療体制の整備を図り、市民の安全・安心を確保する。 ・市内の産婦人科数が減少傾向にある中で、産婦人科初期救急医療体制は確保できており、市からの補助が体制確保に寄与している

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　□ 無	—
見直しの必要性	□ 有　□ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣他都市でも同様の事業を行っている。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	兵庫県保健医療計画において、第1次救急医療体制は、休日夜間急病診療所や在宅当番医制により対応することとされており、委託の可能性はない。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状			●			在宅当番医制をより効率的に運営するため、医師会の協力のもと実施している。
将来像			○			

⑧総合評価

総合評価	維持	当制度により、一定、産婦人科初期救急患者の医療体制が確保されている。

⑨改善の方向性

今後の改善策	市内の産婦人科診療所数が減少傾向にある中、今後も産婦人科初期救急医療体制の確保に努めていく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	第2次救急医療補助金	44AA	
根拠法令	尼崎市第2次救急医療施設に係る運営費補助要綱等		
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき（評価：無）		
事業開始年度	昭和54年度		
施策	49 救急・防災などの緊急時体制の確保		

事業分類	補助金・負担金
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-2) 適切な医療体制の確保に努める。				
局	健康福祉局	課	保健企画課	所属長名	松長　寿枝

①事業概要

事業実施趣旨	兵庫県保健医療計画において、休日及び夜間における2次救急患者に対し、1次救急医療機関の後送先ともなる病院を確保するため、圏域内の病院群が輪番制方式（病院群輪番制）により対応することとしている。本市は、阪神南圏域として西宮市・芦屋市とともに第2次救急医療体制を構築している。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	休日及び夜間における入院を要する重症者の救急医療体制を整備し、維持する。
事業概要	休日及び夜間において、入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するために設けられた病院群輪番方式による第2次救急医療施設に対する当該施設の運営に要する経費の補助を行うことにより、救急医療体制の確立を図る。
実施内容	休日及び夜間において、入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、阪神南圏域（尼崎市・西宮市・芦屋市）において病院群輪番方式をとり、これらの医療機関の運営に要する経費を補助している。平成16年度まで県補助金の対象であったが、平成17年度から税源移譲により市単独事業となっている。 25年度より、365日体制で診療科目別(循環器内科・脳神経外科・一般内科・消化器内科・消化器外科・整形外科)の受入体制の確保を行なっている。 【平成26年度実績】 夜間：18時～翌朝8時　休日昼：8時～18時 参加医療機関　15（尼崎市） 積算　運営費補助金　@20,000円×1,572回＝31,440千円 事務費　@1,572千円

平成26年度　実績報告

項　目	件　数	割　合
①搬送総数	23,313　件	100%
②市内医療機関受入件数	20,274　件	86.9%（②÷①）
③民間医療機関受入件数	11,425　件	56.4%（③÷②）

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	33,099	33,012	34,783	平成25年度から365日の体制（6診療科目）を構築し、1回あたりの単価の見直しを行った。
負担金補助及び交付金	33,099	33,012	34,783	
委託料				
需用費				
繰出金				
その他				
人件費　B	1,043	856	872	
職員人工数	0.16	0.11	0.11	
職員人件費	1,043	856	872	
嘱託等人件費				
合計　C(A+B)	34,142	33,868	35,655	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	34,142	33,868	35,655	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	本市当番病院における応需体制								単位	%
目標・実績	目標値	100	達成年度	― 年度	24年度	100	25年度	100	26年度	100
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	第2次救急医療体制における本市の応需体制は確保できており、阪神南圏域における休日及び夜間における医療体制は整備されている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	第2次救急医療機関に運営経費を補助することにより、本市における第2次救急医療体制が診療科目別の365日体制で確保でき、阪神南圏域で入院治療を必要とする重症救急患者の安全・安心を提供することができている。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　□ 無	―
見直しの必要性	□ 有　□ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	厚生労働省医政局救急医療対策実施要綱（昭和52年制定）において、地方公共団体が地域の実情に応じて病院群輪番制方式等による入院を要する（第2次）救急医療機関を整備し、休日夜間急患センター等の初期救急医療設備及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するとされている。 兵庫県保健医療計画において第2次救急医療は圏域内の病院群が輪番制方式により対応することとしており、本市は阪神南圏域として西宮市・芦屋市と第2次救急医療体制を構築している。阪神間各市についても、第2次救急医療体制の確保を図るため同様の補助を行っている。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	兵庫県保健医療計画において、本市は阪神南圏域として第2次救急医療体制を西宮市・芦屋市とともに構築することとされており、委託の可能性はない。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E	内容
	現状			●			第2次救急医療体制をより効率的に運営するため、医師会の協力のもと実施している。
	将来像			○			

⑧総合評価

総合評価	改善	当制度により、一定、本市において入院治療を必要とする重症救急患者の医療体制が確保されている。 平成25年度より要綱を改正し、診療科目別の365日体制とし、当番医療機関は、当番当日、科目別に専門医師を配置し、あわせて空床を必ず確保するものとした。

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後もより安全・安心な救急医療体制を構築するため、この体制を維持できるよう医師会や医療機関との連携につとめていく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	認知症確定診断体制整備事業　44AN	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—	事業区分	裁量的
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	会計	01 一般会計
事業開始年度	平成26年度	款	20 衛生費
施策	11 地域保健	項	05 保健衛生費
		目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-2) 適切な医療体制の確保に努める。				
局	健康福祉局	課	保健企画課	所属長名	松長　寿枝

①事業概要

事業実施趣旨	認知症の早期診断・早期対応の遅れや行動・心理症状等への不適切な対応等により、不必要な施設入所、精神科病院への入院等が増えることから、住み慣れた地域で医療・介護サービスの提供を受ける体制を整備し、地域包括ケアシステム構築の一助とする。
対象（誰を・何を）	市民（認知症の疑いがある患者）
求める成果（どのような状態にしたいか）	認知症に疑いのある患者に対して早期診断確定を行い、早期治療などの対応を行う。
事業概要	認知症対策の一環として認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り棲み慣れた地域環境で暮らし続けることができる社会を目指して、認知症の疑いがある患者に対して確定診断を行うシステムを構築することで、早期診断・早期対応を目指す。
実施内容	事業の概要 1　確定診断の方法 市内かかりつけ医から関西労災病院医療連携総合センターに鑑別診断依頼を行い、老年期外来を受診する。診断では、1回目＝医師の問診、診察、心理テスト、2回目＝SPECT検査、MRI検査などの機器検査、3回目＝結果説明。新規患者については、この3回セットで行い、認知症の鑑別、確定診断を行う。 2　平成26年度実施状況 ①認知症確定診断体制整備　・・　概ね1週間あたり3枠の新規患者を受け入れる体制を確保する。（26年度は178件の紹介を受け、91件が認知症の確定を受けた） ②かかりつけ医等の研修　・・　2回

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	0	10,635	10,373	
報償費		36		
委託料		10,576	10,373	医師、看護師、臨床心理士等人件費
使用料及び賃借料		23		
人件費　B	0	80	80	
職員人工数		0.01	0.01	
職員人件費		80	80	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	0	10,715	10,453	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	0	10,715	10,453	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	概ね1週間あたり3枠の新規患者紹介、鑑別件数を確保することを目的としており、26年度178件、紹介を受けたことから、当初目標として掲げた体制確保は図られたものと考える。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	・認知症の疑いがある患者に対して早期発見、早期対応を行い、治療等に結びつける公益性の高い事業である。今後認知症患者の増加が見込まれる中、住み慣れた地域で安心して暮らしていく地域包括ケアシステムを構築していく上で、有効な施策の一つであると考える。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	—
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	■ 全部　□ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 □ 上記以外 □ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	関西労災病院に認知症の疑いがある患者の確定診断を委託している。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状				●		市の認知症対策のひとつの取組みとして委託しているものである。
将来像				○		

⑧総合評価

総合評価	維持	・認知症対策は、本市における高齢者支援、対策についての重要課題のひとつである。認知症の疑いのある患者に対して早期発見、早期対応を図り、住み慣れた地域で安心して生活できるようにするために、鑑別診断の後、地域においてかかりつけ医と連携を図り、患者を支援するネットワークづくりを進めていくことは、必要である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	—

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	尼崎健康・医療事業財団補助金	401A	
根拠法令	—		
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき		
事業開始年度	昭和48年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	補助金・負担金
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	05 保健衛生総務費

施策の展開方向	(11-2) 適切な医療体制の確保に努める。				
局	健康福祉局	課	保健企画課	所属長名	松長　寿枝

①事業概要

事業実施趣旨	本市において保健医療関係機関の連携のもと、1次救急医療体制を安定的に確保するとともに、市民のさらなる健康回復、保持増進を図る。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	休日・夜間の救急医療の確保及び看護師の要請を図るとともに、健康の増進、疾病の予防及び医療情報に関する事業を推進し、地域住民の健康増進と医療の充実に寄与する。
事業概要	増加する医療需要に対処するため、尼崎医療センター休日夜間急病診療所、阪神南圏域小児救急医療電話相談、看護専門学校の運営及び市民健康開発センター建設費等の償還に対する補助を行う。
実施内容	1　尼崎医療センター運営費補助 ①休日夜間急病診療所（内科・小児科、耳鼻咽喉科、眼科）　平成26年度決算　111,980千円 ②医療センター管理業務　平成26年度決算　8,539千円 ③看護専門学校運営補助 養成事業：医療専門課程（看護科）　平成26年度決算　4,101千円 2　阪神南圏域小児救急医療電話相談運営費補助 阪神南圏域（尼崎市・西宮市・芦屋市）の小児救急医療電話相談を運営 平成26年度決算　2,232千円 3　市民健康開発センターハーティ21建設費等補助 建設にかかる償還金等　平成26年度決算　480,520千円 機器購入償還金　平成26年度決算　207,939千円 4　公益財団法人尼崎健康・医療事業財団役員にかかる人件費補助 平成26年度決算　3,438千円

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	806,164	818,749	803,074	
負担金補助及び交付金	806,164	818,749	803,074	
委託料				
需用費				
繰出金				
その他				
人件費　B	2,199	2,135	2,140	
職員人工数	0.27	0.27	0.27	
職員人件費	2,199	2,135	2,140	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	808,363	820,884	805,214	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金	3,738	3,688	3,836	尼崎医療センター運営補助の一部については小児科救急対応病院群輪番制運営費補助金事業として実施
市債				
その他				
一般財源	804,625	817,196	801,378	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	尼崎口腔衛生センター補助金	401K	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和51年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	補助金・負担金
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	05 保健衛生総務費

施策の展開方向	(11-2) 適切な医療体制の確保に努める。				
局	健康福祉局	課	保健企画課	所属長名	松長　寿枝

①事業概要

事業実施趣旨	市民の歯科疾患予防、心身障害者（児）診療、休日急病歯科診療を行うとともに、地域の歯科相談センターとして、市民の健康増進に寄与する。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	市民の歯科疾患の予防を図り、口腔の健康を維持するとともに、休日の歯科急病診療を確保し、地域の歯科医療の充実に寄与する。
事業概要	公益財団法人尼崎口腔衛生センターに対して、各部門への運営補助を行う。
実施内容	1　法人会計部門 財団職員人件費等管理経費にかかる補助 平成26年度決算　22,887千円 2　公益会計部門 検診指導、フッ素塗布、心身障害者（児）歯科診療、休日急病歯科診療等にかかる補助 平成26年度決算　35,510千円

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	58,557	58,397	57,681	
負担金補助及び交付金	58,557	58,397	57,681	
委託料				
需用費				
繰出金				
その他				
人件費　B	2,199	2,135	1,744	
職員人工数	0.27	0.27	0.22	
職員人件費	2,199	2,135	1,744	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	60,756	60,532	59,425	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	60,756	60,532	59,425	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	保健関係事務協力負担金	402I	
根拠法令	保健関係事務協力負担金交付要綱		
個別計画	—		
事業開始年度	平成18年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	補助金・負担金
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	05 保健衛生総務費

施策の展開方向	(11-2) 適切な医療体制の確保に努める。				
局	健康福祉局	課	保健企画課	所属長名	松長　寿枝

①事業概要

事業実施趣旨	本市が実施する各種健診等の保健関係等事業については、各医療機関からの検診委託料の請求、問合わせ、各医療機関への連絡調整などの事務が発生するため、これらを迅速に処理する事務協力に対して負担金を交付する。
対象（誰を・何を）	尼崎市医師会、尼崎市歯科医師会
求める成果（どのような状態にしたいか）	市内の各医療機関との連絡調整等の事務処理を迅速かつ正確に行うことにより、本市が実施する保健関係等事業の円滑な運営の確保を図る。
事業概要	本市が実施する保健関係等事業の円滑な運営の確保を図るため、各医療機関との連絡調整等の事務処理経費に相当する負担金を医師会・歯科医師会に交付する。
実施内容	1　医師会事務協力負担金　平成26年度決算　38,241千円 （対象事務） ①介護予防のための生活機能評価請求関係事務　②定期予防接種請求関係事務 ③乳幼児精密検査請求関係事務　④結核精密検査請求関係事務　⑤公害健康補償請求関係事務 ⑥妊婦健診請求関係事務　⑦乳がん検診二次読影関係事務　⑧胃がん検診二次読影関係事務 ⑨インフルエンザ請求関係事務　⑩3歳児健診関係事務　⑪ポリオ予防接種関係事務 ⑫BCG予防接種関係事務　⑬公害福祉事業等に係る医師派遣関係事務 ⑭小児肥満対策検診請求関係事務　⑮学童等腎臓検診関係事務 ⑯教育委員会学校医・その他委員推薦等関係事務 2　歯科医師会事務協力負担金　平成26年度決算　1,416千円 （対象事務） ①歯周疾患検診費請求関係事務　②乳幼児・妊婦・成人健診関係事務 ③歯の衛生週間等口腔衛生関係事務　④休日（未受診児）健診関係事務

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	39,657	39,657	47,027	
需用費	39,657	39,657	47,027	
委託料				
需用費				
繰出金				
その他				
人件費　B	407	395	396	
職員人工数	0.05	0.05	0.05	
職員人件費	407	395	396	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	40,064	40,052	47,423	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	40,064	40,052	47,423	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	兵庫県救急医療情報システム運営費分担金	44AK	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和56年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	補助金・負担金
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-2) 適切な医療体制の確保に努める。				
局	健康福祉局	課	保健企画課	所属長名	松長　寿枝

①事業概要

事業実施趣旨	救急医療活動の円滑な運営を推進するため、必要な情報を収集、提供を迅速かつ的確に行い、救急医療体制の確立の充実を図る。
対象（誰を・何を）	尼崎市
求める成果（どのような状態にしたいか）	救急医療活動の円滑な運営を推進するため、必要な情報を収集、提供を迅速かつ的確に行い、救急医療体制の確立の充実を図ることにより、事故急病に対する市民の不安の解消を図る。
事業概要	救急医療体制の確立と充実を図るため、兵庫県が実施する救急医療情報システムの運営費を人口割で負担する。
実施内容	兵庫県災害救急医療情報指令センターを中心に、県下の消防本部、災害拠点病院、各救急医療機関等に端末を設置し、インターネットを経由し参加機関相互の情報提供を行い、情報の共有と連携を図る。 分担金算出方法＝ {県運営費－（国庫補助金＋情報センター－設備使用料×2/3）}×本市人口／県内人口×設備市分担率

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	2,460	2,654	3,279	
負担金補助及び交付金	2,460	2,654	3,279	
委託料				
需用費				
繰出金				
その他				
人件費　B	111	395	396	
職員人工数	0.02	0.05	0.05	
職員人件費	111	395	396	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	2,571	3,049	3,675	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	2,571	3,049	3,675	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	全国政令市衛生部局長会負担金　402K	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	全国政令市衛生部局長会規約	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	—	款	20 衛生費
施策	11 地域保健	項	05 保健衛生費
		目	05 保健衛生総務費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	企画管理課	所属長名	富奥　眞二

①事業概要

事業実施趣旨	政令市の衛生主管者の連絡を密にし、政令市として特質ある衛生行政の調査・研究を推進し、公衆衛生の発展に寄与することを目的としている会である。保健衛生行政を取り巻く環境が日々変化していく中で、政令市間で連携を図るため、会に加入し負担金を支出している。
対象（誰を・何を）	全国政令市衛生部局長会を構成している政令市衛生主管者
求める成果（どのような状態にしたいか）	衛生行政の共通の問題の解決に向けた取り組み及び国への要望等を行うことにより、公衆衛生の発展が図られる。
事業概要	西ブロック会議、総会において、衛生行政における問題等の情報交換、調査研究及び国への要望等を行う。
実施内容	全国政令市衛生部局長会　西ブロック会議（年1回　7月頃） ○ 会議の議題提案及び提案議題に対する回答 ○ 国への要望事項及び要望事項に対する意見 ○ 施設視察等 全国政令市衛生部局長会　総会（年1回　10月頃） ○ 国への要望事項について、提出後の報告 ○ 会議の議題提案及び提案議題に対する回答 ○ 会長表彰（保健衛生業務に従事し、その業績が顕著であるものを対象とする）

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	40	40	40	
需用費	40	40	40	
人件費　B	407	395	396	
職員人工数	0.05	0.05	0.05	
職員人件費	407	395	396	
嘱託等人件費				
合計　C(A+B)	447	435	436	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	447	435	436	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	平成26年度は西ブロック会議及び総会に出席し、他の政令市衛生主管者との議題協議等を通じて、他の政令市の取組状況等を直接把握することができ、当市の事業実施や今後の事業計画等について、大いに参考にできるものであった。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	社会情勢の変化に応じて、国・県ともに、様々な補助事業を打ち出してきている。有効活用を行うことで当市の公衆衛生を発展させるためにも、当市の特質をふまえつつ、他市の状況把握も行い、多角的に議論することが必要となり、他市との連携が不可欠である。西ブロック会議及び総会に出席することで、他の政令市衛生主管者と、事業実施に係る意見や情報の交換を直接行うことができるため、他の政令市の取組状況等を直接把握することができ、当市の事業実施や今後の事業計画等において、大いに参考にしうるものである。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　□ 無	—
見直しの必要性	□ 有　□ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市においても、保健所設置市である姫路市及び西宮市は、本市同様、加入して負担金を支出している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	会議の構成主体が政令市の衛生主管者であるため

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	会議の構成主体が政令市の衛生主管者であり、公衆衛生の発展に寄与することを目的としているため、協働はなじまない。
現状					●	
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	西ブロック会議及び総会に出席することで、他の政令市の取組状況等を直接把握することができ、当市の事業実施や今後の事業計画等において、大いに参考にできるものであるため、必要性や有効性を鑑み、今後も継続して行う必要があるといえる。

⑨改善の方向性

今後の改善策	本市の事業実施や今後の事業計画等において大いに参考にできるものであるため、今後も引き続き、負担金を支出する。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	感染症対策事業費	411A	
根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価・無)		
事業開始年度	平成11年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	法定事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	10 感染症対策費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	感染症対策担当	所属長名	堀池　香

①事業概要

事業実施趣旨	医療の進歩や衛生水準の向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現などにより、今なお、本市に脅威を与えている。よって、今後も感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。
対象（誰を・何を）	市民等
求める成果（どのような状態にしたいか）	感染症の患者等の人権を尊重しつつ感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって本市公衆衛生の向上及び増進を図る。
事業概要	教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、関連施策との有機的な連携に配慮しつつ患者等の人権を尊重しながら、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずる。
実施内容	1　感染症の発生動向について、定点医療機関からの報告により状況を把握し、国に進達する。 2　法に基づき、患者の治療に要する費用及び患者と接触した者に対する検便等の検査費用の公費負担を行う。 3　人材の養成に必要な研修参加。（平成26実績：参加者1名、2日間、保健所医師による「感染症危機管理研修会」への参加 4　健康教育（感染症教室）の実施。（平成26実績：11回、参加者283名） ＜平成26年度定点医療機関数＞ 定点医療機関数・・・・・・・23医療機関 擬似症定点医療機関・・・16医療機関

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	2,630	3,148	3,844	
報償費	1,776	1,804	1,776	感染症発生動向調査事業
需用費	844	1,322	1,893	検査用薬資材消耗品等
役務費	10	10	89	感染症発生動向調査事業
委託料		12	58	感染症患者移送業務及び消毒業務
扶助費		0	28	感染症患者治療費
人件費　B	32,204	31,247	23,993	
職員人工数	3.96	3.85	3.14	
職員人件費	32,204	30,389	23,740	
嘱託等人件費		858	253	
合計　C(A+B)	34,834	34,395	27,837	
Cの財源内訳　国庫支出金	1,404	1,766	1,653	保健事業費負担金
県支出金				(負担率 1/2・3/4)
市債				
その他				
一般財源	33,430	32,629	26,184	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	(発生動向調査)定点医療機関数・疑似定点医療機関数								単位	箇所
目標・実績	目標値	50	達成年度	―　年度	24年度	39	25年度	39	26年度	39
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 ■ やや達成できず □ 下回った	定点医療機関数については目標値に達しているが、感染症発生動向調査実施要綱の一部改正により、平成20年度から疑似定点の規定が設けられ、本市の場合、人口規模では27医療機関が必要であるが、現在16医療機関からしか協力が得られないため、現在、医師会を通じて協力依頼を行っている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務のため必須である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	受益者に対して負担を求めることは適当でない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	―

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条に基づき、実施主体は市と定められている。
委託等の可能性	■ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 □ 上記以外 □ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	行政の責任において実施する必要がある。
現状					●	
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	法定事務である。 今後も感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止する。

⑨改善の方向性

今後の改善策	引き続き、法に基づいて本市に最適な手法へと改善を図りながら実施する。 平成27年度は、高齢者の健康保持を目的に、感染症対策等の講習会を開催する。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	エイズ予防対策等事業費	411K	
根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価:無)		
事業開始年度	平成5年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	10 感染症対策費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	感染症対策担当	所属長名	堀池　香

①事業概要

事業実施趣旨	医療の進歩や衛生水準の向上により多くの感染症が克服されてきた一方で、過去に後天性免疫不全症候群(エイズ)等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かし、特定感染症に適確に対応することが必要である。
対象(誰を・何を)	市民など(本検査の受検を希望する者など。)
求める成果(どのような状態にしたいか)	特定感染症予防指針に定められる感染症の感染者、患者やその不安を持つ者等の人権を尊重しつつ、それら感染症発生の予防、まん延の防止及び治療対策の推進を図る。
事業概要	教育活動、広報活動等を通じた特定感染症に関する正しい知識の普及、特定感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、患者等の人権を尊重しながら、特定感染症の感染者、患者やその不安を持つ者が良質かつ適切な検査を受けられるように必要な措置を講ずる。
実施内容	<エイズ対策> 1　啓発用リーフレットの配布(街頭キャンペーン及び講習会開催時に配布) (平成26実績:1回、2,000部配布) 2　啓発講演会の実施(平成26実績:2回(小中高大学養護教諭他)、参加者102名) 3　従事者研修の実施(平成26実績:参加者1名、各5日間) <肝炎対策> 1　啓発用リーフレット等の配布による普及啓発(街頭キャンペーン　平成26実績:1回、1,500部配布) 2　肝炎対策協議会の実施(平成26実績:1回、委員9名) <風しん対策> 1　対象者:妊娠を希望する女性等 2　実施場所:保健所で無料で実施 <検査、健康相談及び保健指導>

	HIV検査	HIV相談	肝炎検査	肝炎相談	梅毒	ｸﾗﾐｼﾞｱ	淋菌	緊急肝炎
平成24年度	456	491	368		157	129	73	14
平成25年度	467	601	356		168	136	107	6
平成26年度	429	565	372	314	196	148	113	3

※緊急肝炎ウイルス検査は市内医療機関で実施、他は保健所で実施。

②事業費

(単位:千円)

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	1,460	1,728	3,014	
報償費	215	99	341	肝炎対策協議会委員への報償費
需用費	270	265	641	エイズ等啓発用リーフレット等消耗品費
役務費	488	441	481	抗体検査手数料
委託料	476	856	1,432	肝炎抗体検査委託料
その他	11	67	119	国立保健医療科学院への職員派遣等
人件費　B	15,406	13,617	21,155	
職員人工数	1.58	1.22	2.06	
職員人件費	12,871	9,645	15,032	
嘱託等人件費	2,535	3,972	6,123	
合計　C(A+B)	16,866	15,345	24,169	
Cの財源内訳　国庫支出金	2,532	1,877	1,282	エイズ対策促進事業費
県支出金				(補助率1/2)
市債				
その他				
一般財源	14,334	13,468	22,887	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	感染症予防法に基づく肝炎ウイルス検査の受検者数								単位	件
目標・実績	目標値	715	達成年度	― 年度	24年度	368	25年度	356	26年度	372
26年度の目標に対する達成状況	□ (概ね)達成 □ やや達成できず ■ 下回った	保健所及び市内医療機関で感染症法に基づく肝炎ウイルス検査を実施しているが、目標には届かなかった。なお、平成24年度から肝炎対策のため窓口一元化を実施している。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	エイズなどの特定感染症に関する正しい知識の普及、人材の養成及び資質の向上を図ることでいわれのない差別や偏見をなくすとともに、感染症のまん延を防止する。 特定感染症の性格から匿名性を保ちながら受検できる状況が必須である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	本事業は市が関与してエイズ及びウイルス性肝炎の早期発見を図るものであり、受益者負担を求めることは適当でない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	感染症の予防及び感染症の患者に関する法律及び肝炎対策基本法に基づき各市とも実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	緊急肝炎ウイルス検査については、尼崎市医師会へ委託実施しているが、匿名性が求められる事業の特性から、HIV抗体検査等は民間委託は困難である。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	匿名性が求められる観点から、市が行うべき業務である。
現状					●	
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	特定感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図る。

⑨改善の方向性

今後の改善策	エイズについては専門的な知識と経験を要し、長期的な視点に立ち人材を育成する必要がある。 ウイルス性肝炎については、平成24年度より、健康増進法に基づく肝炎ウイルス健診も当課が担当することで、本市で実施する対策を一元化し、遺漏のないよう整備したところである。今後はこれら検査の陽性者フォローアップのみならず、その他医療機関や職域からの情報提供等により把握した陽性者のフォローアップも必要である。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	予防接種事業費	421A	
根拠法令	予防接種法		
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画（評価：有）		
事業開始年度	昭和44年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	法定事業（一部法定外事業含む）
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	15 予防接種費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	感染症対策担当	所属長名	堀池　香

①事業概要

事業実施趣旨	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。
対象（誰を・何を）	予防接種対象の市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	予防接種を行うことにより人から人に伝染することによる疾病の発生及びまん延を予防、又はかかった場合の病状の程度を軽減する。
事業概要	A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市民に対し都道府県知事の指示を受け、期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。 また、予防接種の接種勧奨については、各種乳幼児健診において行っている健康教育の場においても実施している。
実施内容	各種予防接種の接種率 ○定期予防接種

四種混合（三種混合）	109.2 %	Hib感染症	167.6 %
不活化ポリオ	66 %	小児用肺炎球菌感染症	166.7 %
二種混合	54.1 %	ヒトパピローマウイルス感染症	0.9 %
日本脳炎	111.5 %	高齢者インフルエンザ	48.3 %
水痘	36.8 %	高齢者の肺炎球菌感染症	48.3 %
麻しん・風しん混合	95.7 %（1期）	89.6 %（2期）	

※BCGは集団接種、他は個別（医療機関）接種により実施

○法定外事業

風しん予防接種助成事業申請数　※平成26年度で終了

風しんワクチン：396人　麻しん風しん混合ワクチン：174人

○定期予防接種市外接種者への償還払い　※平成27年度から開始

市外の医療機関で定期予防接種を受け、自己負担が発生した場合、その費用の一部又は全額を還付する。

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	954,319	971,134	972,078	
報償費	0	0	3,942	予防接種医師等執務費
需用費	454,082	463,027	480,364	定期予防接種ワクチン代等消耗品費
委託料	489,693	505,451	483,521	定期予防接種等、医師会への委託料
扶助費	10,544	1,451	4,251	定期予防接種市外接種者助成費用
役務費		1,205		
人件費　B	6,770	8,894	22,390	
職員人工数	0.54	0.75	2.40	
職員人件費	4,399	5,930	18,871	
嘱託等人件費	2,371	2,964	3,519	
合計　C（A+B）	961,089	980,028	994,468	
Cの財源内訳：国庫支出金				
県支出金	5,060			H25年度・風しん予防接種助成事業権負担金（補助率1/2）
市債				
その他				
一般財源	956,029	980,028	994,468	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	「麻しん及び風しんに関する特定感染症予防指針」においての、麻しん及び風しん予防接種の接種率目標の水準を維持する。								単位	%
目標・実績	目標値	95	達成年度	―　年度	24年度	1期103.0 2期 85.5	25年度	1期 93.7 2期 97.4	26年度	1期 95.7 2期 89.6
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	1期は1歳に、2期は小学校就学前の4月1日～3月31日の間に接種する。例年、2期の接種率が伸び悩むため、平成25年度から未接種者への個別勧奨を実施している。平成25年度は、2期については目標値を達成することができたが、平成26年度は目標値に達することができなかった。								

必要性・有効性	定期接種については法定受託事務のため必須である。 風しん予防接種助成事業については、平成24、25年に起きた風しんの流行に対する妊婦への感染防止を図るため実施したもので、必要性のある事業である。2年間事業を実施した結果、現在、風しんの流行は終息しており、風しん予防接種費用の助成事業は一定の成果を上げたものと考えられ、助成制度は平成26年度で終了する。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有　□ 無	B類の高齢者のインフルエンザ及び高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種について負担を求めている。
見直しの必要性	■ 有　□ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	定期接種は全国的に、ほぼ無料で実施しているが、B類の高齢者のインフルエンザ及び高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種については自己負担額を求め、自己負担額は阪神7市1町間は同一である。 住所地市町以外の県内の医療機関において、円滑な予防接種ができる体制の整備を目的に兵庫県が実施する、「定期予防接種の広域的実施」についても引き続き検討する。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	BCG以外の予防接種は尼崎市医師会に接種を業務委託している。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	定期接種は法定受託事務であり、また、行政が主体的に進めていく事業である。
現状					●	
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	A類定期予防接種は概して一定の接種率に達しており、引き続き、市報・ホームページ、学校園を通じての案内等により市民に広く周知することで、今後も接種率の維持、向上に努める。

⑨改善の方向性

今後の改善策	・平成25年度はヒブワクチン、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチン、平成26年度は水痘、高齢者の肺炎球菌ワクチンが定期接種に追加された。追加された新たな定期接種を含め引き続き、周知、接種勧奨に努める。 ・平成27年度から尼崎市外の医療機関で定期予防接種を受け、自己負担が発生した場合、その費用の一部又は全額を還付する償還払い制度を開始する。 ・任意予防接種については、国の動向を注視しながら実施していく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	住民結核予防事業費	431A	
根拠法令	感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等		
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき（評価：無）		
事業開始年度	昭和26年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	法定事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	20 結核予防費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	感染症対策担当	所属長名	堀池　香

①事業概要

事業実施趣旨	結核は医療の進歩などにより、克服されつつあるものの、再興感染症という新たな形で、今なお、本市に脅威を与えている。よって、今後も結核に迅速かつ適確に対応することが求められている。
対象（誰を・何を）	定期予防接種：12か月未満の者にBCGワクチンの接種 定期健康診断：16歳以上の者（就学者・就業者・施設入所者を除く）に胸部X線撮影
求める成果（どのような状態にしたいか）	結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、結核が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、もって本市公衆衛生の向上及び増進を図る。
事業概要	教育活動、広報活動その他の活動を通じた結核に関する正しい知識の普及、結核に関する情報の収集、整理、予防接種を含めた結核の予防に関する施策を、地域の特性に配慮しつつ、総合的に実施するよう努める。また、人材の養成及び資質の向上を図るとともに、結核患者が適正な医療を受けられるように必要な措置を講ずることで結核の発生を予防し、又はまん延しないようにする。
実施内容	○定期予防接種：12か月未満の者にBCGワクチンの接種 6支所で1回/月～2カ月実施（延べ52回） ○住民結核定期健康診断：16歳以上の者（就学者・就労者・施設入所者を除く）に胸部X線撮影を実施 保健所で毎日実施（平日のみ） 巡回による結核健診を委託して実施 （高齢者に対する健診：1会場1回） （ホームレス等健診機会の少ない者に対する健診：4会場4回） ○結核患者の接触者に対する健康診断の実施 感染症法第15条に基く積極的疫学調査後、同法第17条に基く結核接触者健康診断（胸部X線検査・ツベルクリン反応検査・QFT検査等）を保健所で実施する。 ○結核定期健康診断補助金【中核市】 感染症法第60条第1項に基き、結核定期健康診断を実施する学校及び施設（国、県及び市が設置するものを除く。）の設置者に対し、その経費の2/3の補助金を交付する。 【参考】平成26年結核患者罹患率（人口10万人対の患者数）　市24.8　平成25年：国20.1　県19.8

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	18,308	20,290	5,212	
報償費	3,979	3,944	0	結核検診及び予防接種従事者報償費
需用費	9,651	12,329	390	健康診断及び予防接種経費
委託料	3,025	2,204	2,539	結核精密検査委託料等
負担金補助及び交付金	1,653	1,813	2,283	結核定期健康診断費補助金
人件費　B	37,910	29,358	26,866	
職員人工数	4.94	3.23	3.39	保健事業費負担金事業及び
職員人件費	37,910	29,358	26,866	感染症対策担当特別促進事業費
嘱託等人件費				補助金交付事業として実施
合計　C(A+B)	56,218	49,648	32,078	
Cの財源内訳　国庫支出金	2,678	2,741	878	感染症対策特別促進事業費
県支出金				補助金（補助率10/10）
市債				保健事業費負担金（補助率1/2）
その他				
一般財源	53,540	46,907	31,200	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	BCG接種率								単位	%
目標・実績	目標値	95	達成年度	毎　年度	24年度	84	25年度	77	26年度	88
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 ■ やや達成できず □ 下回った	平成25年4月1日から、定期接種年齢が6か月未満から12か月未満に引き上げられたことにより、平成25年度は接種率低下がみられるが、平成26年度はこれまでどおりの水準に回復している。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	受益者に対して負担を求めることは、適当ではない。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	巡回による結核健診については、検診業者へ委託して実施している。 BCG接種を個別接種とすることにより、医療機関に委託可能である。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容	行政の責任において実施する必要がある。
	A	B	C	D	E		
現状					●		
将来像					○		

⑧総合評価

総合評価	維持	法定事務である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	BCGワクチンを集団接種しているのは、阪神間では尼崎市のみであるため、今後の体制も含め、有効な手法を慎重に検討していく必要がある。 結核健診については、ハイリスク者の受診率向上により、結核の早期発見・早期治療を図り罹患率の低下に努める。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	結核対策特別促進事業費	432K	
根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき（評価：無）		
事業開始年度	平成9年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	法定事業（一部法定外事業含む）
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	20 結核予防費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	感染症対策担当	所属長名	堀池 香

①事業概要

事業実施趣旨	感染症法による定期の健康診断及び予防接種の着実な実施を図りつつ、地域住民の自主的な協力と地域の実情に応じた重点的な結核対策事業の実施により、効率的・効果的な結核予防対策の推進に資する。
対象（誰を・何を）	結核患者、市民及び結核対策に関わる医療機関従事者等の関係者
求める成果（どのような状態にしたいか）	近年の結核罹患の特徴である、地域格差、高齢者の罹患の増加、薬剤耐性菌の出現など地域の結核まん延状況や結核対策上の課題に対応した適切な事業を行うことで結核罹患率を着実に減少させる。
事業概要	患者支援を始めとする本市独自の問題に対する対策を重点的かつ積極的に推進し、結核患者の治療の完遂、多剤耐性菌発生を予防し、結核のまん延防止等を行う。
実施内容	1 DOTS事業の促進 結核患者に対し、治療終了まで継続的な服薬支援を行うことで、治療からの脱落を予防するとともに耐性菌の発生を予防し、確実に治癒に導くことを目的とする。また、市内医療機関、介護事業所等への啓発・指導を目的として研修会を実施する。 （平成26年度実績：研修会1回、参加者60名） 2 結核研究所等への派遣研修等 結核関係職員を（財）結核予防会結核研究所等に派遣し、結核対策の推進を図る。 （平成26年度実績：派遣人数1名、日数5日間） 3 結核定期病状調査事業の実施 結核登録者の受診勧奨や経過観察者の管理を適正に行い、結核の再発や二次感染の防止を図る。 4 結核予防普及・啓発事業 結核に対する正しい知識の普及を図り、市民の結核に対する関心を高める。 （啓発ポスター掲示、啓発用パンフレットの配布等）

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費 A	1,528	1,324	2,524	
報償費	1,120	986	1,867	DOTS事業報償費及び定期病状調査等
旅費	133	175	351	DOTS事業、医療機関研修会等旅費
需用費	264	153	292	DOTS事業等消耗品費
使用料及び賃借料	11	10	14	DOTS医療機関研修会会場借上料
その他				
人件費 B	6,761	6,562	11,967	
職員人工数	0.83	0.83	1.51	
職員人件費	6,761	6,562	11,967	
嘱託等人件費				
合計 C（A+B）	8,289	7,886	14,491	
Cの財源内訳 国庫支出金	2,344	2,344	2,343	感染症対策特別促進事業費補助金（補助率10/10）
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	5,945	5,542	12,148	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	平成27年度までに、結核罹患率（人口10万人対の患者数の割合）を22に低下させる。								単位	—
目標・実績	目標値	22	達成年度	27 年度	24年度	26.2	25年度	24.7	26年度	24.8
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	本市の結核罹患率は、平成26年は24.8で（平成10年67.9、平成15年49.7、平成20年33.6）確実に低下傾向にあるが、近年減少が鈍化している。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	家庭訪問指導は感染症法第53条の14に基づく法定事務であり、患者支援(服薬確認)を推進することで、治療からの脱落を予防するとともに耐性菌の発生を防ぎ、確実に治癒に導く必要がある。結核対策を推進するためには、人材育成、ノウハウの習得、情報収集が不可欠であり、結核研究所等への職員派遣が必要である。また、普及啓発事業によって、市民に対して結核に対する正しい知識の普及を図り、結核に対しての理解を深め、有症状時の医療機関への早期受診・早期診断につなげ、まん延を防止し罹患率を低下させる。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	対象者に自己負担を求めることは適正ではない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	平成26年新登録罹患率（人口10万人対）は、尼崎市24.8、兵庫県18.7、国15.4で本市は兵庫県の中でも高い。また、平成25年新登録喀痰塗抹陽性肺結核罹患率は、尼崎市10.2　神戸市9.6　姫路市8.0　西宮市　7.0で、近隣都市の中でも本市は、喀痰塗抹陽性肺結核罹患率が高い状況が見受けられる。喀痰塗抹陽性は、他者への感染性有の状態である。喀痰塗抹陰性の結核発病早期の段階で発見し治療に結びつける必要がある。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	服薬確認（患者支援）は、感染症法に基づき行政が主体となって取り組んでいく。退院後・通院中の患者へは医療機関や介護施設等と連携し、訪問・面接により服薬確認を行っているが、今後医療機関との連携強化の他、薬局等における服薬確認の体制づくり、患者一人一人の背景や環境に応じた服薬支援者への協力依頼を行うなど、地域の実情に応じた体制づくりが求められており、一部委託等の余地があると考える。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状					●	行政の責任において実施する必要がある。
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	本市では、平成14年度から結核患者に対し、治療終了まで継続的なDOTSを行うことで、治療からの脱落を予防するとともに耐性菌の発生を予防し、治癒（治療完了）に導くよう取り組んできた。また、医師会と連携し、結核医療や診断等について研修会を開催し、医療機関への啓発や指導を継続実施する。

⑨改善の方向性

今後の改善策	DOTS事業(服薬支援事業)は保健師等によるDOTSに加え、薬の処方を受ける薬局等の服薬支援者と連携しながら服薬支援を行い、患者の背景や環境に応じた服薬支援者への協力依頼を行うなど、地域の実情に応じた体制づくりを検討する。結核対策の推進をはかるため、(財)結核予防会結核研究所への職員の派遣を継続する。結核の正しい知識の普及啓発を図り、市民の結核に対する関心を高め、受診の遅れを減少させるとともに、医療機関、高齢者施設等には啓発を強化し、受診や診断の遅れを予防する。適正な患者管理を行うため、結核定期病状調査事業を継続する。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	アスベストに係る健康診断事業費　441R	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	平成17年度	款	20 衛生費
施策	11 地域保健	項	05 保健衛生費
		目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	保健センター、成人保健担当	所属長名	鈴井啓史、垂水公男

①事業概要

事業実施趣旨	中皮腫等アスベスト関連疾患の健康被害を心配する市民に対して健康診断を実施する。
対象（誰を・何を）	現在、尼崎市に在住し、かつ昭和30年から昭和50年に尼崎市に居住あるいは在勤していた者。それ以外の者も石綿ばく露の可能性があれば対象者に加える。
求める成果（どのような状態にしたいか）	中皮腫等、アスベスト（石綿）関連疾患の早期発見
事業概要	中皮腫等、アスベスト関連疾患の早期発見・早期治療を目標に健康診断を実施し、その結果、要精密検査となった者には、紹介状を郵送し、医療機関での精密検査を勧奨する。
実施内容	＜検診場所＞　保健所 ＜検診方法＞　問診、胸部エックス線検査 ＜自己負担金＞　630円 ※生活保護受給者及び市民税非課税世帯は無料 ＜その他＞　現在、別途環境省から受託している「アスベストばく露による健康リスク評価に関する調査事業」を実施している。アスベスト健康診断受診者のうち、調査の協力が得られた場合にアスベスト健康診断の費用と指定医療機関での胸部CT検査の費用が無料となる。 ＜実績＞

アスベストに係る健康診断　（人）

年度	受診者	要精密検査者数
平成23	663	76
平成24	526	25
平成25	569	35
平成26	701	47

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	1,524	1,607	0	
報償費	600	562		医師報償費
委託料	924	1,045		県立病院医師執務委託料
人件費 B	4,655	4,331	0	
職員人工数	0.62	0.57		
職員人件費	4,655	4,331		
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	6,179	5,938	0	
Cの財源内訳 国庫支出金	1,170	1,601		国庫委託金：ｱｽﾍﾞｽﾄばく露による健康ﾘｽｸ評価に関する調査委託金事業。補助率10/10
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	5,009	4,337	0	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	受診者数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)								単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	526	25年度	569	26年度	701
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	アスベスト健康診断開始から平成27年3月末までの受診件数は4,878件となり、そのうち737人(15.1%)が精密検査が必要とされた。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	平成17年6月に、本市にあった石綿取扱事業所のアスベスト健康被害は、従業員のみならずかつてその周辺に居住していた住民にもアスベストが原因とされる中皮腫等の発病者がいることが判り、アスベストによる健康被害の可能性が示唆された。このため保健所で健康診断を開始したという経過を踏まえ、今後もアスベストばく露の相談などに対応し健康不安の緩和に努める。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有 □ 無	平成17年度の開始時に兵庫県のアスベスト健診の自己負担額に併せて630円と設定した。なお、国のアスベストばく露による健康リスク評価に関する調査事業に同意した者については、自己負担額は免除。事業廃止に伴い保健所使用料条例施行規則の自己負担金項についても削除する。
見直しの必要性	■ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	兵庫県下の市町では、肺がん検診に併せて実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	アスベスト健康診断を受託してもらうには極めて高い専門性が必要なことから委託先の機関の選定が難しい、リスク調査の実績などを考慮し専門医療機関での実施についても検討していく。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A	B	C	D	E	内容
現状					●	医師法に基づいて実施する必要があり、協働には馴染まない。
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	**休廃止** 環境省から受託している「アスベストばく露による健康リスク評価に関する調査事業」は、平成26年度で終了し、平成27年度からは肺がん検診など既存の検診と連携した「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」が開始され、本市もその業務を受託する。 新たな「試行調査」事業は、胸部エックス線検査を肺がん検診等を利用するものとしているため、現行のアスベストに係る健康相談事業を廃止し、肺がん検診を軸として肺がん、結核及びアスベスト（石綿）関連疾患を含めた胸部疾患の早期発見を目的とした検診として再構築する。

⑨改善の方向性

今後の改善策	アスベスト関連疾患は、アスベストにばく露して数十年後に発症するため、その健康被害を心配する市民に対して、肺がん検診（胸部検診）と石綿健康相談を連携し継続して実施していくことで、市民の健康不安の緩和に努めるとともに、市民の健康管理を実施していく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	医薬品備蓄事業費	4481	
根拠法令	—		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和61年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	保健企画課	所属長名	松長　寿枝

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市薬剤師会に業務委託し、災害時の救急医薬品等を迅速に供給できるよう管理している。
対象（誰を・何を）	災害時に市内の各避難所へ配布するための医薬品
求める成果（どのような状態にしたいか）	北部防災センターに常時備蓄することにより、災害時の避難所における応急処置に迅速に対応する。
事業概要	災害時における救急医薬品の調達を迅速に行うため、北部防災センターに医薬品等を備蓄保管する。
実施内容	尼崎市薬剤師会に業務委託し、災害時の救急医薬品等を迅速に供給できるよう管理する。 医薬品等を詰めたリュック100セット（3,000人分）を尼崎市北部防災センターに備蓄保管するとともに、医薬品の期限切れが生じないように定期的な入替え行を行う等、適切な管理を実施する。 また、医薬品の入替えに当たっては、委託先の薬剤師会に詳細な実績報告書を求め、入替えの状況確認を行う。

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A		802	983	1,074	
	委託料	802	983	1,074	業務委託料
人件費 B		896	1,285	1,268	
	職員人工数	0.11	0.16	0.16	
	職員人件費	896	1,285	1,268	
	嘱託等人件費				
合計 C(A+B)		1,698	2,268	2,342	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	1,698	2,268	2,342	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	医薬品備蓄数								単位	人分
目標・実績	目標値	3,000	達成年度	毎　年度	24年度	3,000	25年度	3,000	26年度	3,000
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	災害時に緊急対応として最低限必要と想定される医薬品については、継続して確保できている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	本市の地域保健上及び防災上必要な業務であり、継続した取り組みが必要である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	本事業は、市が行うべきものであり、受益者負担を求めることは適正ではない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣他都市でも同様の事業を行っている。

⑦担い手の点検

現状の委託等	■ 全部　□ 一部　□ 無	当業務は、既に尼崎市薬剤師会に業務委託している。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容	尼崎市薬剤師会に委託している。
	A	B	C	D	E		
現状				●			
将来像				○			

⑧総合評価

総合評価	維持	避難所約100か所に対応できる医薬品100セット（3,000人分）を備蓄しており、災害時に配布できる体制は整っている。

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成27年度に尼崎市地域災害救急医療マニュアルを策定し、尼崎市薬剤師会と災害時における協定書を締結予定である。今後、災害時における必要な備蓄医薬品について尼崎市薬剤師会と協議を行い、備蓄医薬品の在り方について検討していく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	肝炎ウイルス検診事業費	448B	
根拠法令	健康増進法		
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価・無)		
事業開始年度	平成15年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	感染症対策担当	所属長名	堀池　香

①事業概要

事業実施趣旨	全国の肝炎患者は、B型肝炎が約140万人、C型肝炎は約200万人と推定されている。肝炎の慢性化や肝硬変、肝がんといった重篤な疾病への進展を防止するために感染の早期発見と適切な医療への推進が、健康保持の観点から課題となる。本市においては平成15年度からの受診者数は45,701人であり、早期発見のためにも受診者数の増が課題である。
対象（誰を・何を）	40歳以上の市民、ただし過去の肝炎ウイルス検診を受診したものを除く
求める成果（どのような状態にしたいか）	肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、肝炎ウイルス検診の受診促進を図り、市民自らが肝炎ウイルス感染の状況を認識することで、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図る。
事業概要	肝炎ウイルスの感染を早期に発見し、早期治療につなげるために肝炎ウイルス検診を実施する。また、市民に対する肝炎ウイルス検診の重要性などの意識啓発に努め、健康管理意識の向上と健康の保持増進を図る。
実施内容	＜検診場所＞　保健所（巡回検診）、ハーティ21、カーム尼崎及び市内医療機関 ＜検診方法＞　・問診 ・C型肝炎ウイルス検査（HCV抗体検査） 必要に応じてHCV抗原検査及びHCV核酸増幅検査 ・B型肝炎ウイルス検査（HBs抗原検査） ＜自己負担金＞ 600円（65歳以上　300円） ※生活保護受給者及び非課税世帯は無料 ○個別勧奨通知事業　事業開始年度：平成23年度 ＜対象者＞　・40歳以上で5歳刻みの年齢に達した肝炎ウイルス検診未受診者 ＜自己負担金＞無料 ＜検診件数＞　肝炎ウィルス検診　（人）

	医療機関	保健所	巡回	ハーティ	カーム尼崎	計	C型肝炎陽性者	B型肝炎陽性者
平成25	4,096	884	1,541	647	―	7,168	39	47
平成26	4,642	1,102	2,058	375	156	8,333	67	48

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	25,362	30,126	31,248	
報償費	1,415	1,415	1,416	保健所受診時の採血業務従事者
需用費	1,950	2,727	3,161	受診案内通知等に係る需用費
委託料	21,994	25,980	26,663	肝炎ウィルス検診委託料
負担金補助及び交付金	3	4	8	償還払い返還金
人件費　B	12,413	7,863	5,260	
職員人工数	0.69	0.58	0.47	
職員人件費	5,333	4,585	3,725	
嘱託等人件費	7,080	3,278	1,535	
合計　C(A+B)	37,775	37,989	36,508	
C の財源内訳　国庫支出金				
県支出金	21,944	20,304	26,869	肝炎ウイルス検診事業は、健康増進事業費補助金事業として実施（補助率 2/3、10/10）
市債				
その他				
一般財源	15,831	17,685	9,639	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診受診者数							単位	人
目標・実績	目標値	―	達成年度	― 年度	24年度	7,012	25年度	7,168	26年度	8,333

26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	平成19年度までは検診の対象者が40歳から5歳刻みの年齢の者と限定されており、平成20年度から40歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受診したことがない者へと対象が拡大されたため、受診者数は増加した。また、平成23年度からは40歳以上で5歳刻みの年齢に達した未受診者に対し個別勧奨による受診促進を行っている。今後も受診勧奨による受診者の増加に努める。

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	国は肝炎対策基本法に基づき、「すべての国民が少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を受けるための体制を整備する」ことを肝炎対策基本指針に盛り込んだ。地方公共団体は国と連携を図りつつ、その地域に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされているため肝炎ウイルス検診の実施は必要である。 C型肝炎とB型肝炎の陽性率は全国平均で1～1.5%である。平成26年度の本市の肝炎ウイルス検診受診者のうち、C型肝炎ウイルスの陽性率は0.8%（67人）、B型肝炎ウイルス陽性率は0.6%（48人）となっており、国と同程度の肝炎ウイルス感染者を発見している。

⑤

⑥

現状の受益者負担	■ 有　□ 無	自己負担額は、平成10年度まで実施されていた国の補助基準額に準拠しており、現在は診療報酬点数を根拠としているため、妥当であると考える。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	生活保護受給者及び非課税世帯に属する者は申請により無料とする。

他自治体及び国との基準比較	健康増進法に基づき各市とも実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	肝炎ウイルス検診の受診機会をより多く提供するために保健所で実施する以外に尼崎市医師会、ハーティ21及びカーム尼崎へ委託している。市内医療機関では土曜日や夜間などを含めた診療時間に実施しており、ハーティ21では土、日曜日にも肝炎ウイルス検診を実施している。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状					●	肝炎ウイルス検診の実施については専門性が必要であるため協働にはなじまないが、肝炎ウイルス検診の必要性や受診勧奨についての啓発は市民との協働が必要と思われる。
将来像				○		

⑧総合評価

総合評価	維持	肝炎ウイルス検診は40歳以上の市民が対象であり、対象者数は約25万人となる。肝炎ウイルス検査は献血や入院、出産など様々な機会を通じて実施されているため、市民が既に受診していることも想定されるが受診状況を把握することは難しく、本事業を受診した者は対象者の約12%となっている。引き続き、肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するために、肝炎ウイルス検診の未受診者に検診の受診機会を提供する。

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成23年度から40歳以上で5歳刻みの年齢に達した肝炎ウイルス検診未受診者に対し、個別勧奨受診券を配布し、より多くの方々に検診の機会を提供している。 また、肝炎ウイルス対策については平成24年度より、感染症法に基づく肝炎ウイルス検査とともに当課で担当することで、一元化し遺漏のないよう整備した。 今後は、検診により陽性と判定された者に対しての、フォローアップについても強化していく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	環境衛生対策事業費　461A	事業分類	法定事業
根拠法令	公衆浴場法、理容師法、クリーニング業法等	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和25年度	款	20 衛生費
施策	11 地域保健	項	05 保健衛生費
		目	35 公衆衛生費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	宮永　恵三

①事業概要

事業実施趣旨	衛生水準確保のため、毎年、監視指導計画を策定し、各種環境衛生関係施設の許認可監視指導等を行っている。
対象（誰を・何を）	市民、事業者
求める成果（どのような状態にしたいか）	環境衛生関係施設の営業の許認可及び監視指導を行い、その施設の衛生水準の確保を図る。 家庭用品に起因する健康被害の発生を防止する。 浄化槽に関連して生活環境と公共水域の水質を保全する。
事業概要	1　環境衛生営業施設等 　許認可業務関係法令に基づき、各営業施設の重要度に応じ、重点的かつ計画的に監視指導業務を実施する。また、浴槽水及び温泉水、水道水、遊泳用プール水等、衛生教育衛生水準の向上のため衛生検査等も適宜実施する。 2　家庭用品対策 　市販の家庭用品を年間3回試買し、尼崎市立衛生研究所で検査を行う。 3　浄化槽対策 　許認可、監視指導の実施及び法定検査の実施等浄化槽の維持管理の啓発を行う。
実施内容	<平成26年度実績> 1　環境衛生営業施設等 (1) 許可件数　72件 (2) 監視指導件数　770件 (3) 衛生検査件数　80件 2　家庭用品対策 　市販の家庭用品試買検査数 25件 3　浄化槽設置許認可件数　5件

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A		927	908	915	
	需用費	863	844	850	検査・監視等に必要な試薬等
	使用料及び賃借料	64	64	65	車両の賃借料
人件費　B		28,837	27,265	28,022	
	職員人工数	3.54	3.48	3.63	
	職員人件費	28,837	27,265	28,022	
	嘱託等人件費				
合計　C(A+B)		29,764	28,173	28,937	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	928	908	915	営業許可等手数料
	一般財源	28,836	27,265	28,022	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	監視指導計画に基づく、監視及び指導件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)								単位	件
目標・実績	目標値	600	達成年度	毎　年度	24年度	745	25年度	775	26年度	770
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	長期計画的に監視等を行い、施設等の衛生水準が一定確保できている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有　□ 無	尼崎市保健衛生関係事務手数料条例に基づき手数料を規定しており、市の方針に従い、3年ごとに手数料の見直しを検討している。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	法律に基づく監視指導等の事務である。
委託等の可能性	■ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 □ 上記以外 　□ 委託等の余地有 　□ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E	内容
	現状					●	行政の責任において実施する必要がある。
	将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	法定事務であり、計画的に実施できている。

⑨改善の方向性

今後の改善策	環境衛生関係施設は、近年、様々な業様、業態が出てきており、それらに対応することが必要となっている。新たな形態等の把握に努め、法令と個々の事例を照らし合わせ、的確な指導を図っていく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	食品衛生対策事業費	4621	
根拠法令	食品衛生法、食品安全基本法　等		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和25年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	法定事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	35 公衆衛生費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	宮永　恵三

①事業概要

事業実施趣旨	食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、食の安全の確保に向けた施策を計画的、効率的に実施している。同計画に基づき、重点的な指導内容等を定め、食品関係の営業者に直接指導等を行っている。
対象（誰を・何を）	市民、事業所
求める成果（どのような状態にしたいか）	食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害を防止し、もって市民の健康を保護する。
事業概要	営業許可新規及び継続申請又は給食開始報告により施設の構造設備について書類審査、立入検査を実施し、基準に適合した施設について営業等を許可する。また、食品関係施設の衛生水準の向上を図り、市民の衛生意識の向上を目指す。
実施内容	【食品衛生対策事業】 1　許認可事務 　食品衛生法に基づく許可業種並びに届出業種の許可申請等について、施設基準適合の確認及び指導を行う。 2　監視指導 　食品関係営業施設の立入り調査を実施し、施設の改善、不良食品の排除及び食中毒発生の防止を図るため、必要な指導を行う。 3　収去検査 　食品等の安全を確保するため、食品を収去し、食品中の添加物及び細菌等、野菜果物等の残留農薬、魚介類のPCB及び水銀等の検査を行う。また、違反、不良食品に対し適切な措置を講ずる。 4　衛生教育 　営業者並びに市民に対し、各種講習会を実施し、食品衛生に関する正しい知識を普及する。 5　家庭内の食中毒予防 　一般消費者による食品衛生の確保を支援するため、食中毒の発生状況や原因、適切な食中毒予防方法等についての情報を速やかに、わかりやすく、正確に伝えるため、出前講座を開催する。 【放射能検査等事業】平成23年度開始　　市内を流通する食品を対象に、放射性物質の委託検査を行い、違反食品に対し適切な措置を講ずる。また、平成24年度からは、生活衛生課、地方卸売市場食品検査所に簡易検査機器を設置し、給食食材の検査、消費者等からの相談等に対応する。

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A		3,102	2,946	3,032	
	報償費	18	18	18	集団給食講習会の報償費
	需用費	2,138	2,085	1,246	許可監視に使用する消耗品費
	委託料	168	39	52	放射能検査の委託料
	使用料及び賃借料	12	16	12	集団給食講習会の会場費
	その他	766	788	1,704	
人件費　B		81,421	87,870	76,239	
	職員人工数	10.00	11.00	9.62	
	職員人件費	79,559	86,100	76,239	
	嘱託等人件費	1,862	1,770		
合計　C(A+B)		84,523	90,816	79,271	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	1,783	1,848	1,143	営業許可等手数料
	一般財源	82,740	88,968	78,128	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	監視指導計画のうち立入検査計画 に基づく延監視指導件数の達成率(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)								単位	%
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎　年度	24年度	100	25年度	93	26年度	100
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	食品衛生の様々な業務を監視指導計画に定めており、食品衛生関係施設の衛生水準の向上を図るため指導等を行っている。計画は年度により監視の対象や件数が大きく異なるため一律に比較することは難しいが、監視指導により一定の衛生水準は確保できている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有　□ 無	尼崎市保健衛生関係事務手数料条例に基づき手数料を規定しており、市の方針に伴い3年ごとに見直しを検討している。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	食品中の放射性物質の検査（ゲルマニウム半導体検出器による精密検査）については、登録検査機関に委託している。その他、許認可・監視指導等は法定事務である。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E	内容	行政の責任において実施する必要がある。
	現状					●		
	将来像					○		

⑧総合評価

総合評価	維持	引き続き、従前からの許認可・監視指導等を実施するとともに、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故による食材への放射性物質汚染に対応するため、放射性物質に対する検査体制を継続させていく。また、平成23年10月に生食用食肉（牛肉）の規格基準が設定されたこと等に伴い、食肉の生食に対する指導体制を強化していく。

⑨改善の方向性

今後の改善策	リスクの高い施設に重点監視を行うとともにハサップ導入による衛生管理を普及させることで食中毒の発生防止、食品衛生法違反食品の排除に繋げていく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	食の安全・安心コミュニケーション事業費	4626	
根拠法令	食品衛生法、食品安全基本法		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和25年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	35 公衆衛生費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	宮永　恵三

①事業概要

事業実施趣旨	食の安全・安心フォーラムの開催やメール便配信を行うことにより、食品の安全性等についての情報収集・提供機能の充実を図る必要がある。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	「食」の安全確保に関する知識と理解を深めるとともに、市民参画による相互理解の促進につながる仕組みを創設することにより、市民が抱く「食」の安全性に対する不安の払拭に寄与する。
事業概要	①食の安全・安心フォーラムの開催 ②「食」の安全・安心情報メール便の配信
実施内容	1 「食」の安全・安心フォーラム 市民が安心できる食生活の実現には、より幅の広い情報の交換と対話が重要であるとの観点から、「食」の安全・安心に関するフォーラムを行う。 平成24年度　平成24年12月6日　参加者数　146名 平成25年度　平成25年12月5日　参加者数　100名 平成26年度　平成26年12月2日　参加者数　113名 2 「食」の安全・安心情報メール便 行政に集まる「食」の安全・安心に関する情報を希望する市民及び市内食品事業者に対し月に一度（急ぐ情報については随時）、電子メールにて配信する。 ・登録者数　195名（平成26年度末時点） ・発行回数　12回（平成26年度）

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	36	41	44	
報償費	27	27	27	講習会の報償費
需用費	5	4	5	会議資料の作成に係る事務用品等
使用料及び賃借料	4	10	12	講習会の会場使用料
人件費 B	3,584	2,925	2,140	
職員人工数	0.44	0.37	0.27	
職員人件費	3,584	2,925	2,140	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	3,620	2,966	2,184	
C の財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	3,620	2,966	2,184	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	市民に食の安全性に対する不安を払拭するために、メール便登録者数（件数）を増やす必要がある。								単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	209	25年度	179	26年度	195
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	登録者のさらなる増加に努める。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	食の安全性に対する不安を払拭するためには、食の安全に関して正確でわかりやすい情報提供が必要である。また、食の安全に関する最新情報を直接伝えることにより、正しい知識の普及に寄与できる。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 ■ 無	食品衛生法に基づく職権により行っており、受益者負担の考え方はなじまない。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他の自治体においても、市民を対象にした食の安全・安心に関するフォーラム、講演会、意見交換会等は実施されている。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	市民参画により相互理解の促進を図りながら事業を推進しており、行政が主導となって行うことが適切である。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	事業者の自主研修グループと共催でセミナーを開催した。
現状				●		
将来像				○		

⑧総合評価

総合評価	維持	最新の情報を提供し、食の安全に対する不安の払拭に寄与するため、今後も本事業を継続する。

⑨改善の方向性

今後の改善策	市報やHPによる定期的広報を行うことにより興味や関心をもつ市民が増えた結果、情報メール便登録者は増加傾向にあるもので、更なる増加に努める。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	地方卸売市場食品検査所維持管理事業費 462A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	食品衛生法、食品安全基本法	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和25年度	款	20 衛生費
施策	11 地域保健	項	05 保健衛生費
		目	35 公衆衛生費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	宮永　恵三

①事業概要

事業実施趣旨	平成19年度より、本市市場が中央卸売市場から地方卸売市場へ転換し、現在、地方卸売市場食品検査所は流通拠点型の市場の検査所として機能している。検査所が市場に流通する前に検査等を実施することで、有害、不良食品等の流通の防止に寄与している。
対象（誰を・何を）	市民、事業所
求める成果（どのような状態にしたいか）	市民の食生活をあずかる流通拠点の要としての地方卸売市場を監視指導し、また、流通食品を検査することにより、食中毒等食品による危害の発生を未然に防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。
事業概要	1　監視指導 市場内の食品関係営業施設に早朝（週1回）から立ち入り、有毒魚の排除、食品の衛生管理並びに表示内容等について必要な指導を行う。 2　試験検査 市場に流通している生鮮食品、加工食品等を収去し、添加物や細菌の検査を実施することにより、不良食品等の排除を図る。 3　衛生啓発　　営業者等に対し、衛生講習会を実施し、食品衛生に関する正しい知識の普及を行う。
実施内容	

食品関係営業施設の監視＜平成26年度実績＞

	監視件数	施設数	指導件数
許可を要する施設	308	44	5
許可を要しない施設	492	66	5
合　計	800	110	10

食品等の試験検査＜平成26年度実績＞

	検体数	検査内訳		不適検体数
		化学検査	細菌検査	
収去検査	415	146	269	0
その他の検査	0	0	0	0

苦情等処理件数＜平成26年度実績＞

調　査	照　会	検　査	教　育	その他	合　計
1	0	0	0	1	2

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	649	647	829	
需用費	447	437	505	光熱水費
役務費	42	48	56	通話料
委託料	160	162	253	清掃、空調保守点検等
負担金補助及び交付金	0		15	責任者講習会受講料
人件費　B	12,626	8,194	2,695	
職員人工数	1.75	1.24	0.34	
職員人件費	12,626	8,194	2,695	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	13,275	8,841	3,524	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	649	694	810	営業許可等手数料
一般財源	12,626	8,147	2,714	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	市場で収去等を行った衛生検査項目数（成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）								単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	5,995	25年度	5,316	26年度	5,364
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	検査を行うことにより、科学的根拠に基づく指導を行うことができ、一定の食の安全を守ることができている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	本市市場から、有害、不良食品等を流通させないために、指導検査・監視指導は不可欠である。また、鮮魚の取扱量については、地方卸売市場となっても中央卸売市場のときより増加の傾向を示している時期もあり、市民の安全・安心の確保のために検査所を維持することは必要である。また、市場内に検査所が存在し、定期的な収去検査を実施することで、科学データを示しながらの効果的な監視指導を行うことができる。有毒魚介類等の流通防止等に精力をそそぎ、常時場内の監視を行うことで、場内業者に対しての抑止力が期待できる。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	収去、監視指導等については、食品衛生法に基づく職権により行っているため、受益者負担の考え方になじまない。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	市民参画により相互理解の促進を図りながら事業を推進しており、行政が主導となって行うことが適切である。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E	内容	規制を伴うので行政主体となる。
	現状					●		
	将来像					○		

⑧総合評価

総合評価	維持	公的な流通拠点において検査を行い、迅速に対応することで、有害、不良食品等の流通を防ぐことができる。また、平成23年3月に起こった福島第一原子力発電所の事故を受け、放射性物質の魚介類等への長期にわたる汚染が懸念されているため、平成23年度から、地方卸売市場を介して流通する食品における放射性物質の精密検査を実施しており、平成24年度からは、食品中の放射性物質を測定する簡易検査機器を設置し、市場流通品におけるそれらのモニタリング検査を実施している。

⑨改善の方向性

今後の改善策	地方卸売市場を介して流通する食品の安全・安心の確保のため、衛生研究所と連携した指導・検査体制を図る。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	尼崎市環境衛生協会委託料	462K	
根拠法令	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和38年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	35 公衆衛生費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	宮永　恵三

①事業概要

事業実施趣旨	「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」に基づく理容業、美容業、ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ業 の同業組合で構成されている尼崎市環境衛生協会により、自主点検、衛生管理の推進を図る必要がある。
対象（誰を・何を）	事業所
求める成果（どのような状態にしたいか）	関係営業施設における自主管理を推進するとともに、優秀施設の表彰や手指器具消毒強調月間事業等を通じて衛生水準の向上を図る。
事業概要	1　経営安定のための事業 　経営講習会や従業員対策の研究 2　環境衛生向上のための事業 　各種衛生講習会の実施や自主点検制度の推進、自治指導員制度の推進、器具等消毒運動の推進を行う。
実施内容	1　環境衛生自治指導員研修会 　平成26年11月10日に実施し、76人が参加 2　器具手指消毒強調月間 　毎年10月20日から11月20日までステッカーの作成及び配布 3　自主点検カードの作成、配布及び回収 　自主点検カード回収数　2,342枚 4「環境衛生自主点検推進の店」等の賞状を授与 　環境衛生自主点検推進の店　・・・　51施設 　環境衛生自主点検優良の店　・・・　151施設

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A		490	504	504	
	委託料	490	504	504	講習会等の実施等に係る委託料
人件費　B		896	791	793	
	職員人工数	0.11	0.10	0.10	
	職員人件費	896	791	793	
	嘱託等人件費				
合計　C(A+B)		1,386	1,295	1,297	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	1,386	1,295	1,297	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	環境衛生向上のために行っている自主点検カードの回収枚数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)								単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	2,573	25年度	2,292	26年度	2,342
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	一定枚数を確保できており、自主点検制度と衛生管理の推進について、環境衛生関係業種の衛生向上等が図られているといえる。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	尼崎市環境・食品衛生自主点検要綱に基づき、自主点検を推進する必要があり、また、自主点検制度と衛生管理の推進は、環境衛生関係業種の衛生向上に有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	本事業は、衛生指導の啓発指導を行う事業のため、受益者負担の考え方はなじまない。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	県下で委託実施している市はない。

⑦担い手の点検

現状の委託等	■ 全部　□ 一部　□ 無	既に尼崎市環境衛生協会に委託し、事業を実施している。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域	A	B	C	D	E	内容
	現状				●		営業者との協働事業である。
	将来像				○		

⑧総合評価

総合評価	維持	効率的な組織体制のもと、各種事業を実施することで事業者の衛生水準の向上等に寄与していることから、今後も本事業を継続実施する。

⑨改善の方向性

今後の改善策	効率的な組織体制のもと人材を生かし更に発展させることで、事業者の衛生意識を高め、環境衛生の向上に寄与していく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	尼崎市食品衛生協会委託料 4631	事業分類	ソフト事業
根拠法令	食品衛生法　食品安全基本法	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和32年度	款	20 衛生費
施策	11 地域保健	項	05 保健衛生費
		目	35 公衆衛生費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	宮永　恵三

①事業概要

事業実施趣旨	衛生教育の充実と法令遵守を徹底するため、食品関係営業者への指導、啓発を継続的に行う必要がある。
対象（誰を・何を）	事業所
求める成果（どのような状態にしたいか）	食品関係営業者が食品衛生法を遵守できており、また、食品業界の衛生水準の向上が図られている。
事業概要	尼崎市食品衛生協会に以下の事業を委託し、実施している。 1　食品関係営業者に対する衛生の講習会や巡回指導等 2　営業許可の更新指導 3　優良施設の育成
実施内容	〈平成26年度実績〉 1　業界の衛生教育に関する事業

業　　種	受講者数
和菓子・洋菓子製造業	70
食肉・食鳥肉販売業、飲食店営業（焼肉店・レストラン）等	66
飲食店営業（惣菜・仕出し・弁当）等	27
魚介類販売業、飲食店営業（寿司店）等	100
集団給食施設	247
合　　計	510

2　営業許可指導及び施設改善に関する事業
①営業許可更新指導　　1,494 件
②優良施設の育成　　優良施設等表彰

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	668	688	688	
委託料	668	688	688	講習会等の実施等の委託料
人件費 B	896	1,660	1,268	
職員人工数	0.11	0.21	0.16	
職員人件費	896	1,660	1,268	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,564	2,348	1,956	
C の財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	1,564	2,348	1,956	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	食品業界への衛生教育の充実と法令遵守の徹底するために行われている講習会の参加人数（成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）								単位	人
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	475	25年度	478	26年度	510
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	一定の講習会受講者数を保持しており、また徹底した許可指導がなされている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	食品関係営業者の自主衛生管理のためには、最新の衛生知識の習得と法令順守精神の醸成が必要で、食品関係営業者にとっては、衛生知識の習得による食中毒発生の予防となっており、継続することで効果が生まれる。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	本事業は、衛生指導の啓発指導を行う事業のため、受益者負担の考え方はなじまない。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他自治体のように行政全体で行うよりも協働実施の方が、経費削減効果がある。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	既に尼崎市食品衛生協会により実施されている。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容	営業者との協働事業である。
	A	B	C	D	E		
現状				●			
将来像				○			

⑧総合評価

総合評価	維持	食品関係営業者の自主衛生管理を更に推進するために、今後も対象者、啓発内容についても検討を加えながら、本委託事業を実施している。

⑨改善の方向性

今後の改善策	より効果的な実施を目指して、委託先の食品衛生協会と協議しており、平成24年度より衛生講習会の実施方法を変更するなど、改善を図っているところである。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	公衆浴場施設整備資金利子補給金　463A	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	尼崎市公衆浴場施設整備資金利子補給金交付要綱	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和53年度	款	20 衛生費
施策	11 地域保健	項	05 保健衛生費
		目	35 公衆衛生費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	宮永　恵三

①事業概要

事業実施趣旨	一般公衆浴場に対して、衛生措置基準を遵守し施設の近代化を促進させる。なお、近年は施設の大規模改修は一段落し、小規模改修が多い傾向にある。
対象（誰を・何を）	事業所
求める成果（どのような状態にしたいか）	公衆浴場は自家風呂の普及によって年々減少する傾向にあるが、市民の日常生活に極めて深い関係があるため、施設設備の改善向上及び経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図ることで公衆衛生の向上及び増進に資する。
事業概要	一般公衆浴場の営業者が施設整備資金を日本政策金融公庫から借り入れた場合、支払った利子のうち年利率4%を限度とする額を7年間に限り補給する制度である。平成18年度までの新規は、年利率4%以内を県と市が1/2ずつ補助している。平成19年度から平成22年度までの新規は、1%までを市が1/2補助、1%～4%を県と市が1/2ずつ補助している。平成23年度以降の新規は、1%までの補助はなく、1%～4%を県と市が1/2ずつ補助している。
実施内容	

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延融資数	16	12	10	8	8	7	6
延融資施設数	12	6	5	4	4	3	3
一般公衆浴場施設数	69	66	65	59	52	50	47

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	449	386	202	
負担金補助及び交付金	449	386	202	施設整備資金利子の負担分
人件費　B	896	791	793	
職員人工数	0.11	0.10	0.10	
職員人件費	896	791	793	
嘱託等人件費				
合計　C(A+B)	1,345	1,177	995	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金	133	114	69	公衆浴場施設整備資金利子補助金(補助率1/2)
市債				
その他				
一般財源	1,212	1,063	926	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	衛生措置基準等を遵守するために必要な施設改修を行っている件数（成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）				単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度		
	24年度	8	25年度	7	26年度	6
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	施設の建て替え等の大規模改修は一段落し、近年小規模改修が当事業利用者のほとんどを占めていることから、公衆衛生の向上が図られているといえる。				

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	ボイラー等の消耗による小規模改修は定期的にしなければならないため、今後も事業を継続していく必要がある。また、兵庫県下統一事業として、公衆浴場施設整備資金利子補給を行っており、施設改善に有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　□ 無	—
見直しの必要性	□ 有　□ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	県下統一事業であり、他自治体でも実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	兵庫県健康福祉部補助金交付要綱（公衆浴場施設整備資金利子補給補助事業補助金）にもとづき市が行う事業である。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状					●	健全な経営ができるよう、公衆浴場の運営者に補助を行っている。
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	県下統一事業のため、継続することが望ましい。

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後も兵庫県とともに本事業を継続していく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	全国市場食品衛生検査所協議会等負担金 463K	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	食品衛生法　食品安全基本法	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和46年度	款	20 衛生費
施策	11 地域保健	項	05 保健衛生費
		目	35 公衆衛生費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	宮永　恵三

①事業概要

事業実施趣旨	他都市と情報交換、情報収集を行い、食品衛生業務の向上を図るものである。
対象（誰を・何を）	職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	食品衛生について意見交換をすることで、日頃の業務の問題点を改善し、食品衛生行政の向上が図られている。
事業概要	1　全国市場食品衛生検査所協議会に参加し、食品衛生上の諸問題及び最新の検査技術について情報交換等を行う。 2　全国食品衛生主管課長連絡協議会に参加し、食品衛生政策の諸問題について検討協議、また、情報交換等を行う。
実施内容	1　全国市場食品衛生検査所協議会　(25千円) 平成26年度協議会(開催地･･･埼玉県さいたま市) ・厚生労働省　監視安全課長・他　2名 ・都道府県　31名 ・指定市、中核市、政令市　46名 2　全国食品衛生主管課長連絡協議会　(13千円) 平成26年度協議会(開催地･･･東京　厚生労働省) ・都道府県　47名 ・指定市、中核市、政令市　62名

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	38	38	38	
負担金補助及び交付金	38	38	38	
人件費　B	81	79	0	
職員人工数	0.01	0.01	–	
職員人件費	81	79	–	
嘱託等人件費				
合計　C(A+B)	119	117	38	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	119	117	38	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	全国市場食品衛生検査所協議会については昭和46年度から加入しており、市場流通食品等に係る拠点として、今年度は放射性物質問題などの課題に取り組むことができた。全国食品衛生主管課長連絡協議会については、中核市となった平成21年度より加入しており、自治体がそれぞれ抱えている問題点等を共有でき、本市においても役立てることができている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	全国の食品衛生行政機関との意見交換と協議による情報収集が施策策定に必要である。特に、第一原子力発電所事故後の全国の対応状況について意見交換することは本市の施策にも有効であった。また、近年の目まぐるしい食品に係る諸問題に対し、「施策及び予算等に関する要望」という形式で協議会として大臣に要望することで、法令改正や施策展開に発展している。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　□ 無	—
見直しの必要性	□ 有　□ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	公設卸売市場を所有している自治体は、中央・地方卸売市場に関わらず大多数が参加している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	構成会員は都道府県等である。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域 A	B	C	D	E	内容
現状					●	協議会運営については会員以外は関与できない。
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	今後も、法改正を含む国の施策を動かす一手段となりうるもので、さらには、施策策定に対しても有効に活用できる。

⑨改善の方向性

今後の改善策	会議に参加し、情報交換等を行うことで、本市の施策の更なる向上に取り組む。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	狂犬病予防対策事業費	471A	
根拠法令	狂犬病予防法		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和25年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	法定事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	40 動物愛護センター費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	宮永　恵三

①事業概要

事業実施趣旨	犬の登録管理と狂犬病予防接種により、狂犬病の発生を予防し、そのまん延防止を図っている。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。
事業概要	犬の登録（原簿管理を含む）と狂犬病予防注射済票の交付
実施内容	1　犬の登録（原簿管理を含む）と狂犬病予防注射済票の交付を行う。 ・新規登録申請件数　1,185件 ・鑑札再交付申請件数　12件 ・転入転出届出件数　431件 ・死亡届出件数　805件 ・注射済票交付申請件数　12,851件 ・注射済票交付再交付申請件数　2件 2　犬の登録と狂犬病予防注射の接種率向上のための普及啓発を行う。 ・次年度の狂犬病予防注射の個別案内通知の送付　約13,000通 ・未注射犬の飼い主に対する個別再通知の送付　約2,200通 ・市報あまがさきによる広報　年2回 ・協働推進員による啓発文書の回覧　年2回

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A		3,025	2,543	2,708	
	需用費	641	653	686	犬の登録申請書等
	委託料	2,384	1,890	2,022	犬の鑑札等交付事務委託
人件費　B		8,390	5,297	5,389	
	職員人工数	1.03	0.67	0.68	
	職員人件費	8,390	5,297	5,389	
	嘱託等人件費				
合計　C(A+B)		11,415	7,840	8,097	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	3,025	2,543	2,708	狂犬病予防手数料
	一般財源	8,390	5,297	5,389	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	狂犬病予防注射継続接種率の向上（犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付に係る法定事業であり、適正な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定）								単位	%
目標・実績	目標値	95	達成年度	34　年度	24年度	89	25年度	90	26年度	91
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	活動指標として狂犬病予防注射継続接種率の向上を掲げている。平成26年度は91%であり、目標は達成されていない。今後も獣医師会等と連携を図りながら更なる接種率の向上にむけた取り組みを推進していきたい。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有　□ 無	尼崎市保健衛生関係事務手数料条例に基づき、犬の登録手数料等を徴収している。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	外部委託が可能である犬の登録と注射済票の交付に関する業務は、既に尼崎市開業獣医会に業務委託している。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状				●		尼崎市開業獣医師会と行政による連携が既に図られている。
将来像				○		

⑧総合評価

総合評価	維持	国内では昭和31年を最後に人による狂犬病の発生がないことから、市民の狂犬病に対する認識は薄れつつあるが、万一の場合に備え、市内の開業獣医師会とも連携を図りながら、現在の取り組みを維持していく。

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後も未接種者への督促状の送付等、様々な機会を通じて、犬の登録率及び狂犬病予防注射の接種率の更なる向上に向けた取り組みを進めていく。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	施設維持管理事業費 471K	事業分類	施設管理運営
根拠法令	狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	平成10年度	款	20 衛生費
施策	11 地域保健	項	05 保健衛生費
		目	40 動物愛護センター費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	宮永　恵三

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市動物愛護センターは、兵庫県動物愛護センター内に設置されており、施設の維持管理に係る経費を兵庫県に支払っている。
対象（誰を・何を）	動物愛護センター
求める成果（どのような状態にしたいか）	適正に動物愛護センターの維持管理を行うことで、犬・猫の収容に適した施設環境を保つ。
事業概要	動物の愛護及び管理に関する業務を執行するための活動拠点となる動物愛護センターの維持管理を適正に行う。
実施内容	1　施設概要については、以下のとおりである。 場　所　　尼崎市西昆陽4丁目1番1号 建物概要　　市管理棟　267.18㎡、車庫倉庫棟　49.65㎡ 土　地　　県から借用 動物の搬送・処分業務（兵庫県に委託） 2 協定に基づき、次の経費を兵庫県に支払う。 ・電気使用料、上下水道使用料（2か月に一度） ・共用部分の消耗品費（年に一度） ・施設管理、エレベーター等保守点検、警備保障、電動シャッター保守点検費用（年に一度） ・土地使用料（年に一度） ・動物の搬送・処分費用（年に一度） 3 ガス使用料を支払う（月に一度）。 4 動物収容室に設置した大型換気脱臭装置の活性炭フィルターを交換する（年に一度）。

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	3,557	3,395	4,407	
需用費	891	718	1,282	光熱水費
委託料	606	589	983	換気脱臭装置の点検・交換等
使用料及び賃借料	1,374	1,377	1,390	土地建物使用料
負担金補助及び交付金	573	589	602	清掃・警備等の保守点検等の負担金
その他	113	122	150	通話料、ガス給湯器修繕料等
人件費　B	3,503	2,056	1,506	
職員人工数	0.43	0.26	0.19	
職員人件費	3,503	2,056	1,506	
嘱託等人件費				
合計　C(A+B)	7,060	5,451	5,913	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	7,060	5,451	5,913	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—									単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—	
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	犬・猫の収容環境に配慮し、適正に維持管理を行っている。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律等に基づく犬・猫の収容施設として、動物愛護センターは必要不可欠であり、兵庫県動物愛護センター内に設置されているため、県との連携等を迅速かつ密接に行うことができている。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	動物愛護センターは、法令に基づく犬・猫の収容施設であり、受益者負担にはなじまないものである。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	施設の維持管理業務自体は委託可能であり、既に兵庫県が入札により民間業者に業務委託している。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状					●	施設の維持管理に関する経費の支払事務が業務の大半であり、裁量の余地がない。
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	施設の維持管理を適正に行っており、犬・猫の収容環境が整っている状況にある。

⑨改善の方向性

今後の改善策	施設環境に配慮しつつ、光熱水費を削減するため節電節水等を行うなど、経費削減にも努める。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	動物愛護対策事業費	4722	
根拠法令	動物の愛護及び管理に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	平成5年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	法定事業（一部法定外事業含む）
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	40 動物愛護センター費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	宮永　恵三

①事業概要

事業実施趣旨	犬や猫等を「家族の一員」として飼育する人が増えるなど、人と動物の関わりはより深いものとなっている。その一方で、飼育の途中放棄、飼育マナーの欠如による近隣への迷惑行為、さらには地域における飼い主のいない猫への対応をめぐる意見の相違など様々な問題が生じている。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	動物愛護思想の高揚、動物の健康及び安全の保持、動物による人への危害防止並びに公衆衛生の向上を図ることにより、人と動物が共に幸せにくらせる社会を目指す。
事業概要	①動物愛護思想の高揚等、②係留義務に違反した飼い犬の収容、③犬・猫の引取り、④負傷動物の収容・治療等、⑤収容動物の返還・処分・譲渡、⑥動物に関する苦情相談の処理、⑦動物取扱業の登録等、⑧特定動物の飼養又は保管の許可等、⑨動物愛護管理推進協議会の開催
実施内容	①動物愛護思想の高揚と適正飼養の啓発を行う。 ・市報あまがさき（年2回）や協働推進員による啓発文書の回覧等 ②係留義務等に違反した犬の収容を行う。　・犬13頭 ③犬・猫の引取りを行う。　・成犬19頭、子犬11頭、成猫31匹、子猫245匹 ④負傷動物の収容、治療等を行う。　・犬0頭、猫27匹 ⑤収容動物の返還、処分及び譲渡を行う。 ・返還31頭（犬13頭、猫18匹）、処分246頭（犬9頭、猫237匹）、譲渡72頭（犬26頭、猫46匹） ⑥犬・猫等の飼い方に関する苦情相談の受付及び指導を行う。 ・受付556件（犬298件、猫219件、その他39件） ⑦動物取扱い施設の登録等を行う。　・登録16件（14施設） ⑧特定動物の飼養又は保管に関する許可等を行う。　・許可1件 ⑨動物愛護管理推進協議会を開催する。　・全体会議4回

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	1,043	1,352	1,397	
報償費	54	76	77	協議会の報償費等
需用費	420	584	720	動物の餌、薬資材等
委託料	517	656	528	動物処分業務等の委託料
使用料及び賃借料	41	18	40	コピー使用料等
役務費	11	18	32	麻酔銃所持関係手数料
人件費　B	24,438	16,203	16,986	
職員人工数	3.00	1.88	1.98	
職員人件費	24,438	14,863	16,986	
嘱託等人件費		1,340		
合計　C（A+B）	25,481	17,555	18,383	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	119	163	164	その他は、狂犬病予防手数料、動物保管実費弁償、動物返還料
一般財源	25,362	17,392	18,219	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	動物に起因する苦情・相談件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)								単位	件
目標・実績	目標値	400	達成年度	29　年度	24年度	782	25年度	710	26年度	556
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず ■ 下回った	平成29年度の目標値を400件と置いており、目標達成には更なる普及啓発に努めなければならない。平成26年度も前年度と比較して減少しており目標値に近づいてきている。、更に協働の仕組みを活用しながら、より効果的な普及啓発の取り組みを推進していきたい。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	犬猫の引取りや動物取扱業の登録等、業務の多くは法定事業である。また、動物に関する苦情相談の処理等その他の業務についても公共性が高く、市で実施しなければならない事務である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有　□ 無	犬猫の引取り事務、収容動物の返還（保管料を含む）事務、動物取扱業の登録事務及び特定動物の飼養許可事務について、保健衛生関係事務手数料条例に基づき受益者から負担を求めている。また手数料の額については、3年ごとに見直しを行っている。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	法令の規定により、全国の都道府県、政令指定都市、中核市及び保健所設置政令市が同様の事務を行っている。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	現在、収容動物の処分業務は兵庫県に、負傷動物の治療等業務は尼崎市開業獣医会に委託している。 他の業務については、法令の規定により市が実施しなければならない、若しくは実施すべき事務である。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状				●		動物の適正飼養に関する普及啓発や殺処分数ゼロに向けた取組み等を推進するため、市民、団体及び行政が連携し、一体となった取組みをする必要がある。
将来像			○			

⑧総合評価

総合評価	維持	近年の少子高齢化や核家族化などの進展に伴い、人と動物の関わりは、より深いものとなることから、動物の愛護と適正な飼育に関する取り組みは今後、ますます重要となる。そして、その具体的な施策の推進に当たっては、広く市民の参加を求めるとともに、関係者がそれぞれの責務と役割のもと一体となった取り組みを推進していく必要がある。

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成23年6月に設置した「動物愛護管理推進協議会」において委員から様々な意見をいただいている。それらの意見を参考にしながら動物愛護管理行政のさらなる取り組みを進めている。今後も継続して事業を推進していきたい。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	地域猫活動を核とした地域コミュニケーション活性化事業費	4725	事業分類	補助金・負担金
			事業区分	裁量的
根拠法令	動物の愛護及び管理に関する法律		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	20 衛生費
事業開始年度	平成19年度		項	05 保健衛生費
施策	11 地域保健		目	40 動物愛護センター費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	宮永　恵三

①事業概要

事業実施趣旨	野良猫による生活環境の悪化について多くの苦情が寄せられるが、地域住民の間でも、「野良猫を何とか排除してほしい」という意見と、「野良猫といえど一つの命であり守ってほしい」という意見に分かれている。
対象（誰を・何を）	1　野良猫 2　地域住民
求める成果（どのような状態にしたいか）	1　野良猫の不妊手術費用の助成をすることにより、市内に生息する野良猫の数を減らす。 2　地域で活動してもらうことにより、地域コミュニケーションの活性化につなげる。
事業概要	野良猫によりもたらされる地域の生活環境の悪化に対し、地域が主体となって不妊手術を行い、次世代の野良猫を増やさないようにすることにより野良猫による被害を減らし、地域の生活環境の改善を図るとともに、地域において人と猫が共生できる環境づくりに取り組むことにより地域のコミュニケーションの活性化を図る。
実施内容	1　講習会の開催 ・野良猫対策活動講習会を開催する。（平成26年度実績：1回、参加者計27名） 2　野良猫対策活動の推進 ・苦情等対応時に、野良猫活動の意義や概要について説明を行う。 ・また、必要に応じて、活動ボランティアと一緒に町内会の会合の場で、上記活動に関する説明を行う。 ・野良猫対策活動承認申請書の受付と同承認書の交付。 ・地域住民と活動ボランティアとの連絡調整。 3　不妊手術に係る助成金の交付 ・野良猫の不妊手術について助成金の交付を行う。（雌のみ1件1万円を上限とする） （平成26年度実績：197件※） ※うち100件は当事業費で執行。残り97件は動物愛護基金を活用し、【4727】動物愛護推進強化事業費で執行。

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	1,000	1,000	1,000	
負担金補助及び交付金	1,000	1,000	1,000	不妊手術に係る助成金の交付
人件費　B	2,444	1,660	1,664	
職員人工数	0.30	0.21	0.21	
職員人件費	2,444	1,660	1,664	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	3,444	2,660	2,664	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	3,444	2,660	2,664	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	所有者の判明しない猫の引取り数							単位	匹
目標・実績	目標値 310	達成年度	28年度	24年度	304	25年度	284	26年度	286

26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	既に平成24年度に当初の目標値を達成したが、25年度26年度と猫の引き取り数についてはほぼ横ばい状態である。今後も地域の理解を得ながら事業を推進していく。

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	野良猫に関する問題は、法令が十分に整備されていないことや、野良猫に対する市民の考え方にも大きな隔たりがあることから、野良猫に関する問題は、地域の問題と捉え、地域での解決に向けた取り組みを推進する必要がある。所有者の判明しない猫の引取り数は漸次減少してきているので、引き続き事業を推進していく。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有　□ 無	野良猫の不妊手術費用に対し、市は1万円を上限に助成金を交付しているが、手術費用が上限を超えた分については自己負担としている。引き続き野良猫の減少を図っていくためには市民の協力が必要不可欠であり、これ以上の負担を求めることはできない。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他自治体の予算額は次のとおりである。 阪神間（芦屋市100万円、西宮市120万円、伊丹市0円、宝塚市130万円、三田市0円、川西市30万円（協議会に委託））

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	助成金の交付等に関する事務以外は、既に活動ボランティアが中心となって行っている。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	A	B	C	D	E	内容
（市民の領域 ⇔ 行政の領域）						事業開始時から、地域住民・活動ボランティア・行政による連携が既に図られている。
現状			●			
将来像			○			

⑧総合評価

総合評価	維持	本事業は10年間（平成19年度～28年度）で猫の引き取り数を半減させることを目標としており、その効果は着実に出ている。その一方で、本市は平成23年度より、「猫の殺処分数ゼロ」に向けた取り組みを進めており、その取り組みを具現化するため、平成24年度から野良猫不妊手術費用一部助成の拡充など、動物の愛護及び管理に関する事業に使途を限定した寄附金の受付を開始している。今後は、寄附金の活用による予算の拡充を図りながら、この活動がより多くの地域に浸透するよう更なる普及啓発の取り組みを推進していく。

⑨改善の方向性

今後の改善策	野良猫に関する苦情や所有者の判明しない猫の引取り数の多い地域に対し、取り組みの必要性を説明するなど地域への働きかけを行う。また、助成金の対象を雄猫の去勢手術にも拡充することを検討する。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	動物愛護推進強化事業費	4727	
根拠法令	動物の愛護及び管理に関する法律 尼崎市動物愛護基金条例		
個別計画	—		
事業開始年度	平成25年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	40 動物愛護センター費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	宮永　恵三

①事業概要

事業実施趣旨	協働の理念のもと、動物愛護管理施策に協力したいという個人や団体から広く寄附を募り、これを財源とした事業を実施する。
対象（誰を・何を）	収容動物 地域住民
求める成果（どのような状態にしたいか）	事業を実施することにより、人と動物が共に幸せに暮らすことができる社会の実現を目指すことを目的とする。
事業概要	収容犬のトリミング、動物愛護基金のPR、犬、猫適正飼養パンフレット作成、不妊手術の助成拡充を行う。
実施内容	平成26年度実績 1. 収容犬のトリミング 　2頭 2. 動物愛護基金PRに関するポケットティシュとパンフレットの作成 　ポケットティシュの作成　2,000個 　パンフレットの作成　5,000部 　※阪急塚口駅、阪急武庫之荘駅、JR立花駅、動物愛護フェスティバル等で配布。 3. 犬、猫適正飼養パンフレット作成. 4. 野良猫不妊手術の費用助成対象数拡充 　97匹分

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	1,224	1,009	1,928	
報償費	6	4	18	収容犬のトリミング
需用費	218	35	910	印刷製本費等
負担金補助及び交付金	1,000	970	1,000	野良猫不妊手術に係る費用助成
人件費　B	407	395	396	
職員人工数	0.05	0.05	0.05	
職員人件費	407	395	396	
嘱託等人件費				
合計　C(A+B)	1,631	1,404	2,324	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	1,224	1,009	1,928	動物愛護基金繰入金
一般財源	407	395	396	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	動物愛護行政の更なる推進のための寄附金を財源とした事業であり、成果をもとめるものではない。								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	—								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	通常の予算では難しい事業の実施、拡充を行うことで、動物の愛護及び適正飼養に関する普及啓発を目的としている。適正飼養が周知され犬・猫のふん放置や鳴き声等の苦情が減少し、野良猫の引取りが0になるまで、助成拡充、啓発の事業は必要である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	動物愛護管理施策推進への寄附金が財源となっている。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 □ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無 野良猫不妊手術の費用助成に関して、助成金の交付事務以外は既にボランティアが中心となって行っている。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状				●		野良猫不妊手術の費用助成に関して捕獲、手術等はボランティアが中心となって行っている。
将来像				○		

⑧総合評価

総合評価	**維持** 本事業の内、野良猫不妊手術費用一部助成は猫の引取り数を半減させることを目標とした従来の事業※の拡充に充てられており、その効果は着実に出ている。 また、犬のトリミングについても、収容時に毛が伸び放題で汚かった体を洗い、毛を整えることで譲渡されやすくなっている。 これらの事業は収容動物の殺処分の減少に役立っている。 ※従来の事業＝【4725】地域猫活動を核とした地域コミュニケーション活性化事業費

⑨改善の方向性

今後の改善策	本市は平成23年度より、殺処分数ゼロに向けた取り組みを進めており、具現化するために寄附金を活用した事業を進めている。この活動がより多くの地域に浸透するよう更なる普及啓発の取り組みを推進していく。今後は雄猫の去勢手術に対して助成対象を拡充することを検討する。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	全国動物管理関係事業所協議会等負担金 472K	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	平成2年度	款	20 衛生費
施策	11 地域保健	項	05 保健衛生費
		目	40 動物愛護センター費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	宮永　恵三

①事業概要

事業実施趣旨	動物愛護管理関係事業所協議会に参画し、各自治体の考え方や取組内容について情報を収集するとともに意見交換を行う必要がある。
対象（誰を・何を）	職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	動物愛護管理行政について他の自治体職員と意見を交換し、情報を収集することで、今後の動物行政に役立てる。
事業概要	1　全国動物管理関係事業所協議会に参画し、全国の動物愛護管理関係行政の実施状況等について情報を収集するとともに意見交換を行う。 2　近畿動物管理関係事業所協議会に参画し、近畿圏の動物愛護管理関係行政の実施状況等について情報を収集するとともに意見交換を行う。
実施内容	〈平成26年度実績〉 1　全国動物管理関係事業所協議会会議　(25千円) 欠席 2　近畿動物管理関係事業所協議会会議　(3千円)

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	28	28	28	
負担金補助及び交付金	28	28	28	
人件費　B	81	79	79	
職員人工数	0.01	0.01	0.01	
職員人件費	81	79	79	
嘱託等人件費				
合計　C(A+B)	109	107	107	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	109	107	107	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	各自治体がそれぞれ抱えている問題点等を共有することができ、本市における動物愛護管理行政の推進に役立てることができた。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	各自治体の動物行政担当職員が、それぞれの職場で抱える今日的な課題を協議できる貴重な場であり、動物行政に関する情報収集等が行える唯一の協議体として有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　□ 無	—
見直しの必要性	□ 有　□ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	全国の都道府県、政令指定都市、中核市及び保健所設置政令市が会員であるが、負担額については一律である。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	協議会の会員に地方公共団体として参画しているため。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状					●	地方公共団体で構成される協議会に一会員として参画しており、市の主体性によって行う事業である。
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	動物愛護管理行政を所掌する全ての都道府県、政令指定都市、中核市及び保健所設置政令市が参画しており、行政間のネットワークの構築や連携を図るためには、必要かつ有効な事業であり、今後も継続する。

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後は、災害時における動物救護活動のあり方など、行政間の垣根を越えた広域的な活動の調査研究にも取り組んでいく必要がある。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	そ族昆虫駆除事業費	481A	
根拠法令	感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和26年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	45 そ族昆虫駆除費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	宮永　恵三

①事業概要

事業実施趣旨	蚊等の昆虫、ねずみによる感染症の予防を図ること及びユスリ蚊等の不快害虫駆除の対策による快適な生活環境を守る。また、環境への影響を考えた上で、薬剤散布の必要性を考慮しながら、ボウフラ等を駆逐してくれるメダカなどの生息する自然環境の復元を目指す。
対象（誰を・何を）	市民、事業者
求める成果（どのような状態にしたいか）	感染症の媒体となるそ族昆虫（ねずみ、蚊、ハエ）等の衛生動物・衛生害虫及びユスリ蚊等の不快害虫の発生源に薬剤を散布し、感染症の予防並びに生活環境の向上を目的とする。
事業概要	4月～11月の期間は、市内の発生源となる水路、河川等を巡回し、害虫の生息状況調査及び駆除を行う。12月以降は発生源調査や、ねずみ駆除について地区活動として市内の5人以上のグループに殺そ剤の配布を行う。
実施内容	

蚊・はえ・ユスリカ幼虫駆除使用薬剤散布量

薬剤名	乳　剤	粒　剤	液　剤	液　剤
	スミチオン10%（ℓ）	ハイカプシン（kg）	アルトシッド（ℓ）	ベクトバック（ℓ）
平成22年度	1505	53	955	345
平成23年度	977	62	1090	680
平成24年度	700	78	1258	590
平成25年度	635	79	1560	460
平成26年度	685	100	1500	510

地域ぐるみの駆除指導世帯及び薬剤使用量

	平成26年度
ワルファリン系薬剤使用量（kg）	6.12
指導世帯数	306

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	10,180	10,621	11,262	
需用費	170	302	296	殺そ剤の購入費
委託料	9,870	10,152	10,798	そ族昆虫駆除業務の委託料
使用料及び賃借料	140	167	168	車両の賃借料
人件費　B	4,499	2,971	2,402	
職員人工数	0.68	0.47	0.46	
職員人件費	4,499	2,971	2,402	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	14,679	13,592	13,664	
Cの財源内訳：国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	14,679	13,592	13,664	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	衛生害虫・不快害虫等の苦情相談件数（成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）								単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	45	25年度	42	26年度	47
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	衛生害虫・不快害虫（蚊・ハエ・ユスリ蚊等）については、市内の発生源となる公共の水路、河川等の巡回調査及び必要箇所への薬剤散布を行っている。 ねずみ駆除については、駆除薬を市内の5人以上のグループへの配布を行っている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	蚊等の昆虫、ねずみによる感染症予防を図り、ユスリ蚊等の不快害虫の駆除により快適な生活を守るために必要であり、市民の快適な生活を送るために有効な手段である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	主に公共域への薬剤散布等による感染症の予防並びに生活環境の向上を図っているため、行政が負担すべきものである。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣市（宝塚市）においても同様に委託事業として実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	薬剤散布については委託済みである。その他については、利便性等を考慮し、委託等の余地はないものである。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状				●		業者と協働で行う事業である。
将来像				○		

⑧総合評価

総合評価	維持	年間気温の変動により蚊の発生状況が大きく変わるため、一律に比較することは難しいが、市民が快適な生活を送るため、コストの削減等を取り組みながら持続することが望ましい。

⑨改善の方向性

今後の改善策	より環境影響の少ない薬剤への転換を図り、魚等を増やすことにより蚊の発生自体を抑える取組も進めている。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	保健所等検体検査委託事業費	4E21	
根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき（評価：無）		
事業開始年度	—		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	保健センター、成人保健担当	所属長名	鈴井啓史、垂水公男

①事業概要

事業実施趣旨	市民、食品関係者、水道事業関係者を対象に、伝染病、食中毒予防の細菌学的検査（サルモネラ、赤痢、O157等）を実施する。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	検便検査を必要とする市民に対して、検体の受付場所を提供し健康管理意識の向上に努める。
事業概要	食中毒やO157などの感染症から市民の健康を守るため細菌学的検査を実施する。
実施内容	＜内容＞ ・感染症、食中毒予防の細菌学的検便検査（赤痢、サルモネラ、O157等） ＜検体検査実施機関＞ ハーティ21 ＜実績＞

検体検査　（件）

年度		平成23	平成24	平成25	平成26
検便検査	赤痢・サルモネラ	1,569	1,335	1,212	1,048
	O157を含む	2,177	2,199	1,966	2,158
計		3,746	3,534	3,178	3,206

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A	3,347	3,601	3,500	
委託料	3,347	3,601	3,500	
その他				
人件費 B	978	949	1,186	
職員人工数	0.12	0.12	0.15	
職員人件費	978	949	1,186	
嘱託等人件費	0	0	0	
合計 C(A+B)	4,325	4,550	4,686	
Cの財源内訳 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	3,371	4,034	3,500	保健所使用料
一般財源	954	516	1,186	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	利用件数（成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）								単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	3,534	25年度	3,178	26年度	3,206
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず ■ 下回った	利用者は昨年度より増加しており、市民の利用状況に概ね変化はない。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	食品関係者等の調理に従事する者は食品衛生法に関する衛生管理として月1回以上の検便検査を受けることとした厚生労働省からの通達が出されている。水道事業者は水道法施行規則において、定期的な健康診断及び感染症の原因となる検便検査の実施が義務付けられており検便検査の実施は必要であるため受診機会の提供を行なっている。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	■ 有 □ 無	尼崎市保健所使用料手数料条例に従い、診療報酬点数で算定した額の8割に相当する額の範囲内を受益者負担としている。
見直しの必要性	□ 有 ■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	保健所設置している西宮市は保健所で感染症に伴う検便検査の受付を実施しており、その他の市は県の健康福祉事務所で実施している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	現在、検便検査は保健所以外で受入をしている機関は少ないが、今後はハーティ21や医療機関等で実施する可能性も検討していく。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 ■ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	検査については専門の知識が必要であるため市民との協働には馴染まないが、市民の健康管理のための啓発を協働で進めていきたい。
現状					●	
将来像				○		

⑧総合評価

総合評価	改善	食中毒予防などの観点から検便検査の必要性・重要性を啓発する役割を保健所は担っている。 検便検査の受付は保健所で行っているが、検査実施機関であるハーティ21で、検査の受付から結果報告までを実施することが可能かを検討していく。

⑨改善の方向性

今後の改善策	検便検査の方法を一元化することで市民の利便性の向上を図る。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	結核管理検診事業費	4E2A	
根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和26年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	法定事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	10 保健所費
目	05 保健所費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	感染症対策担当	所属長名	堀池　香

①事業概要

事業実施趣旨	結核患者に対して結核の予防又は、医療上必要があると認めるときは、精密検査（管理検診）を実施し、最近6か月以内の病状に関する診断結果を把握する。本市の管理検診は、保健所と市内医療機関で受診が可能である。
対象（誰を・何を）	結核登録者のうち、現に医療を受けていない者及び、保健所長が精密検査（管理検診）の必要があると判断した者
求める成果（どのような状態にしたいか）	結核標準治療を終了し不活動性（回復者）となった者に対し、再発の早期発見をするとともに、治療中断若しくは放置している者に対し病状悪化の早期発見や受療復帰への指導を行い、その病状の経過を的確に把握し、登録患者等の管理、入院勧奨等の結核予防施策の資となることを目的とする。
事業概要	感染症法第53条の13に基づき、結核医療を必要としないと認められてから2年（ただし、結核再発のおそれが著しいと認められる者は、3年）以内の者に対し、精密検査（管理検診）を実施し、最近6か月以内の病状に関する診断結果の把握を確実に行う。
実施内容	1　対象者　結核登録者のうち、現に医療を受けていない者及び保健所長が精密検査（管理検診）の必要があると判断した者 2　検査内容　X線・喀痰検査・その他必要な検査 3　実施機関　保健所、市内医療機関（医師会委託） 4　実績 年度　22年度　23年度　24年度　25年度　26年度 保健所受診　26人　57人　87人　99人　47人 医療機関受診　40人　33人　51人　65人　36人 【参考】平成26年末の全登録者292人中、不活動性（治療終了者）96人。

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	632	349	614	
委託料	632	349	614	結核登録者の管理検診医師会委託料
人件費　B	3,313	4,259	5,299	
職員人工数	0.44	0.57	0.70	
職員人件費	3,313	4,259	5,299	
嘱託等人件費				
合計　C(A+B)	3,945	4,608	5,913	
Cの財源内訳　国庫支出金	316	175	306	保健事業費負担金（負担率1/2）
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	3,629	4,433	5,607	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	管理検診受診率								単位	%
目標・実績	目標値	100	達成年度	ー　年度	24年度	80	25年度	84	26年度	83
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	平成26年度の管理検診受診率は83%で、前年度を僅かに下回った。治療開始時から、患者との人間関係を構築し、治療中断防止、治療終了後の管理検診の必要性について指導し、計画的に受診勧奨している。しかし、治療終了後連絡不通・所在不明の患者も存在し、今後も徹底した患者管理が必要である。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	—
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	感染症法第53条の13において、保健所長が精密検査を行うと規定している。本市保健所で実施するほか、患者の利便性を考慮し医師会と委託契約を結び、市内医療機関で実施しているところである。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状					●	行政の責任において実施する必要がある。
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	従来、対象者に対し年1回の管理検診を実施していたが、平成22年1月28日付けで、厚生労働省から結核登録者の病状把握の適正な実施について通知があり、「保健所長は、登録者に対して結核の予防又は、医療上必要があると認めるときは、精密検査を実施し、最近6か月以内の病状に関する診断結果の把握を確実に行うこと」が示された。法に基づき再発の早期発見のため、引き続き事業を継続する。

⑨改善の方向性

今後の改善策	感染症法第53条の13の規定による精密検査については、他の健康診断等で病状等を把握できる場合には保健所長が精密検査を行う必要はないため、対象者の状況把握及び関係機関との連携をより密にし、他の健康診断等による結果の把握に努める。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	近畿公衆衛生協会連合会等会費	4E5A	
根拠法令	近畿公衆衛生協会連合会規約等		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和23年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	補助金・負担金
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	10 保健所費
目	05 保健所費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	保健企画課	所属長名	松長　寿枝

①事業概要

事業実施趣旨	保健所活動の進展と保健所相互の連携、情報交換を図ることで、公衆衛生の向上に寄与する。
対象（誰を・何を）	公衆衛生等関係職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	各会を通じて公衆衛生の最前線である現場の声を構成労働省をはじめとした国の関係機関や組織に届けたり、保健所相互間のネットワークを通じ、情報共有等を図ることで公衆衛生の向上を目指す。
事業概要	全国の保健所の保健所長をもって組織し、保健諸活動の進展と保健所相互の連携、情報交換等を図り、公衆衛生の向上に寄与することを目的に活動している全国保健所長会等に加入し、会費を支出する。
実施内容	・全国保健所長会会費　15千円 ・近畿保健所長会会費　8千円 ・兵庫県保健所長会会費　24千円 ・近畿公衆衛生連合会会費　27千円 ・兵庫県公衆衛生協会会費　5千円

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A		103	79	79	
	負担金補助及び交付金	103	79	79	
	委託料				
	需用費				
	繰出金				
	その他				
人件費 B		407	395	872	
	職員人工数	0.05	0.05	0.11	
	職員人件費	407	395	872	
	嘱託等人件費				
合計 C(A+B)		510	474	951	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	510	474	951	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	—
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	会議等には可能な限り出席し、相互連携、情報収集に努めたほか、各会を通じた国等の動きについて情報を得ることができ、保健所活動の進展に寄与した。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	保健所は、関係機関と適切に連携し、健康危機管理の拠点としての確実な役割を果たすことが求められている。加入している各会が開催する会議や研修会等に参加し、ネットワークのメリットを生かした情報提供や調査・研究事業による提言、課題の解決など、他の保健所の活動を具体的に知ることにより、健康危機管理の拠点としての役割を果たすことができる。各会の活動については、有効かつ活発になるように加入自治体の一員として働きかける余地はある。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有 □ 無	—
見直しの必要性	□ 有 □ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	保健所を設置している都道府県、政令指定都市、中核市、保健所政令市いずれも加入しており、会費を負担している。

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	保健所長会等の会員に地方公共団体として参画しているため。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状					●	地方公共団体等で構成されている協会等に一会員として参画しており、市の主体性によって行う事業である。
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	他のネットワークのメリットを生かした情報提供や調査・研究事業による提言、課題の解決など、他の保健所の活動を具体的に知ることは必要であり、今後も加入している各会を通じて保健所相互の連携等を図り、公衆衛生の向上を進めていくために有効な事業であり、今後も継続する。

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後も加入している各会を通じて、保健所相互の連携を図り、公衆衛生の向上を進める必要がある。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	施設維持管理事業費	4I1A	
根拠法令	尼崎市立衛生研究所の設置及び監理に関する条例・同条例規則		
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価：無)		
事業開始年度	昭和41年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	施設管理運営
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	15 衛生研究所費
目	05 衛生研究所費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	衛生研究所	所属長名	西村　邦子

①事業概要

事業実施趣旨	衛生研究所のフロアー使用料、及び高度な精密機器を正常に稼動させるための施設維持管理事業設備が20年を経過しており、修繕・更新時期がきている。
対象（誰を・何を）	衛生研究所
求める成果（どのような状態にしたいか）	市民生活の安全のため、通常検査並びに感染症、食中毒事件や環境汚染等の緊急的な検査に迅速に対応できるよう常に万全の体制を整える。
事業概要	衛生研究所の維持・管理のために必要な事務等を実施している。
実施内容	光熱水費 庁舎・検査器具等修繕料 設備保守点検 衛生研究所フロアー使用料 ①竣工年　平成5年(南塚口町4丁目4-8　市民健康開発センター　ハーティー21の5階部分) ②構造等　鉄筋コンクリート造地下1階・6階建て 延べ床面積　10,247.54m^2 敷地面積　4,796.89m^2 ③管理　直営管理

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	51,631	52,502	53,344	
需用費	6,770	6,517	6,920	光熱水費、修繕料等
委託料	9,955	10,267	10,230	機器保守点検等委託料
工事請負費	0	0	0	
使用料及び賃借料	28,577	29,393	29,394	土地建物使用料
その他	6,329	6,325	6,800	旅費、負担金、役務費等
人件費　B	7,522	7,876	7,759	
職員人工数	1.53	1.59	1.58	
職員人件費	6,677	7,124	6,818	
嘱託等人件費	845	752	941	
合計　C(A+B)	59,153	60,378	61,103	
Cの財源内訳：国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	59,153	60,378	61,103	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	検査実績検体数（成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）								単位	検体
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	5,072	26年度	4,697
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	26年度の検査実績は4,697検体 一般有料依頼1,407検体 行政依頼3,290検体								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	市民が安心して暮らせるよう新興再興感染症にかかる臨床検体、衣食住にかかる生活環境検体及び大気や河川等の環境保全にかかる検体について検査し、安全指標である科学的根拠を行政に提供するために今後も検査が実施できる体制を整える必要がある。 保健所(生活衛生課、感染症対策)や環境保全課等の日常の監視指導検体や緊急検体だけでなく、市内事業者の自主検査の検体も受け入れており、尼崎市の公衆衛生及び環境保全の向上に寄与している。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	本事業は市民の安全・安心を確保するため、市として当然に実施しなければならない事業であり、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　■ 一部　□ 無	委託業務内容は以下のとおりである。
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 ■ 委託等の余地無	産業廃棄物処理業務、排水処理、排気ガス処理装置保守点検、環境化学試験室保守点検、クリーンルーム保守点検、特殊ガス配管保守点検、アスベスト等廃棄物処理業務 行政検査は感染症拡大防止のための検査や生活衛生課、環境保全課などの行政機関が法規上所管している「営業停止」「改善命令」「排水停止命令」などの行政処分の根拠となる検査で「公平かつ公正、迅速、的確」に検査する必要があり、これらの公権力の行使を伴うような検査業務に直接的に関わる部分については民間委託できない。 一般有料検査においても衛生研究所と同等以上の精度を有しているかどうか委託先に対して検査項目ごとの精度管理やその確認が必要である。それには1年間同じ検査を並行して行うなどのクロスチェックや同等程度の体制及び一部備品が必要となる。そうしたことから衛生研究所の一般有料依頼検査を民間に委託することは非効率であるため、衛生研究所にて一括で検査業務を行うことが適当である。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状					●	公権力の行使を伴う専門性の高い検査業務を行う施設のため、協働はなじまない。
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	施設が老朽化しており修繕の必要性が生じてはいるものの、安定した施設運営を行う中で適正な検査業務を行っている。

⑨改善の方向性

今後の改善策	社会情勢の変化とともに新たな検査項目の追加や検査方法の改正が見込まれるなかで、検査機器の更新を含めた施設整備について今日的な視点から工夫するなど、施設の効率的で適正な維持管理に努め、引き続き適正な検査業務を行う。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	衛生研究所事業費	4I1K	
根拠法令	食品衛生法　水道法　水質汚濁防止法		
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価：無)		
事業開始年度	昭和41年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	裁量的
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	15 衛生研究所費
目	05 衛生研究所費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	衛生研究所	所属長名	西村　邦子

①事業概要

事業実施趣旨	食品衛生法　水道法　水質汚濁防止法等の法令に基づき、微生物検査、理化学検査及び環境科学検査を行う。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	食品衛生法、環境衛生法、感染症法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の関連法令に基づき、行政機関、事業者等の依頼検査を迅速かつ的確に実施し、市内の保健衛生及び環境保全上の安全を科学的に示すことで、市民が安心して生活できるまちづくりに寄与する。
事業概要	各関係法令に基づき、衛生及び環境に関する各種試験・検査・研究などを実施する。
実施内容	衛生研究所検査事業 微生物検査　事業開始年度　昭和41年度 H26 年度依頼件数 理化学検査　事業開始年度　昭和41年度 H26年度依頼件数 環境科学　事業開始年度　昭和41年度 H26年度依頼件数 食品の試験検査体制整備事業 事業開始年度　平成10年度 外部精度管理調査の実施

②事業費

（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A	6,125	8,190	8,425	
需用費	5,545	7,605	7,786	検査試薬等
役務費	174	179	180	食品の外部精度管理
使用料及び賃借料	406	406	459	位相差偏光顕微鏡賃借料等
その他	0	0	0	
人件費　B	101,112	101,062	102,579	
職員人工数	16.26	16.26	16.20	
職員人件費	96,229	96,083	96,091	
嘱託等人件費	4,883	4,979	6,488	
合計　C(A+B)	107,237	109,252	111,004	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	107,237	109,252	111,004	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	検査実施項目数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)								単位	項目
目標・実績	目標値	32,986	達成年度	ー　年度	24年度	32,106	25年度	32,986	26年度	34,486
26年度の目標に対する達成状況	■（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	26年度活動指標の目標値32,986項目に対し、実績は34,486項目で104%達成できた。 微生物検査9,155項目 理化学検査10,921項目 環境科学検査14,410項目								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	市民が安心して暮らせるように新興・再興感染症に係る臨床検体及び衣食住にかかる生活環境検体、大気や河川等の環境保全に係る検体について検査し、感染拡大の防止や科学的根拠による安全性を行政に提供するため、今後も検査を実施する必要がある。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　■ 無	本事業は、衛生研究所の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則に基づき、市内事業者等からの一般有料依頼検査においては手数料の負担を求めているが、本事業の主軸は市民の安全・安心を確保するための行政検査であり、市として実施しなければならない業務であるため、受益者負担を求めるのは適正ではない。また、市の方針のもと、3年ごとの手数料見直しを検討しているなかで、その必要性がなかったものである。
見直しの必要性	□ 有　■ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	26年度検査項目数 東大阪市　72,943項目 姫路市　85,816項目

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	感染症拡大防止のための検査や生活衛生課、環境保全課などの行政機関が法規上所管している「営業停止」「改善命令」「排水停止命令」などの行政処分の根拠となる検査は「公平かつ公正、迅速、的確」に検査する必要があり、これらの公権力の行使を伴うような業務は民間委託できない。また、一般有料検査においても検査精度の高さやデータに対する助言等が求められることから、市が実施することが適当である。
委託等の可能性	■ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 □ 上記以外 □ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状					●	公権力の行使を伴う専門性の高い検査業務であるため協働はなじまない。
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	生活環境監視による事業所指導規制及び食品衛生意識の向上、新たな化学物質問題等への対応、環境問題に関する情報収集、提供を進めるとともに健康危機管理機能の強化に努める。

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後は社会情勢の変化による新たな検査項目や検査方法の改正に対応するため、検査技術の向上を図るとともに標準作業書、検査試薬、検査機器等を今日的な視点で効率的に整備していく必要がある。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	地方衛生研究所全国協議会等負担金　4I21	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	—	事業区分	裁量的
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価:無)	会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和41年	款	20 衛生費
施策	11 地域保健	項	15 衛生研究所費
		目	05 衛生研究所費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	衛生研究所	所属長名	西村　邦子

①事業概要

事業実施趣旨	衛生及び環境に関連した試験研究機関との連絡を密にし、新しい情報の収集や技術の習得等により事業の強化推進を図る。
対象（誰を・何を）	職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	社会情勢の変化に伴う新たな検査項目の追加や検査方法の改正に対応するため、新しい情報の収集や技術の習得等により事業の強化推進を図る。
事業概要	全国衛生化学技術協議会、衛生微生物技術協議会及び地方衛生研究所全国協議会への参加負担金
実施内容	全国衛生化学技術協議会(14千円) ○　学会、総会、分科会等の開催 ○　会誌等刊行物の発行 衛生微生物技術協議会(8千円) ○　研究会の開催 ○　会誌等刊行物の発刊 ○　共同研究 地方衛生研究所全国協議会及び近畿支部(53千円) ○　調査研究・試験検査等に関すること ○　地方衛生研究所の強化に関すること ○　衛生研究所事業の運営に関する協議・連絡 ○　近畿14衛生研究所事業の運営に関する協議・連絡

②事業費

（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費　A		75	75	76	
	負担金補助及び交付金	75	75	76	
	委託料				
	需用費				
	繰出金				
	その他				
人件費　B		5,083	5,177	4,916	
	職員人工数	0.69	0.68	0.69	
	職員人件費	5,083	5,177	4,823	
	嘱託等人件費	0	0	93	
合計　C(A+B)		5,158	5,252	4,992	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	5,158	5,252	4,992	

③事業成果の点検　※ハード事業については進捗管理

評価指標	—								単位	—
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	24年度	—	25年度	—	26年度	-
26年度の目標に対する達成状況	□（概ね）達成 □ やや達成できず □ 下回った	各研究会・総会に出席し、他の地方自治体と情報交換及び新たな情報の収集ができ、検査技術等の強化につなげた。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	新たな新興・再興感染症や残留農薬問題など、社会情勢の変化に応じて市民生活の安全・安心のため、健康危機管理上の最新情報を習得する必要がある。 各研究会・総会に出席することで、他の自治体との連携や情報交換及び新たな情報の収集ができ、検査技術等の強化に繋がる。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	□ 有　□ 無	—
見直しの必要性	□ 有　□ 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣自治体負担金支出状況

（単位：千円）	兵庫県	姫路市	東大阪市
全国衛生化学協議会負担金	14	14	14
衛生微生物技術協議会負担金	8	8	8
地方衛生研究所全国協議会負担金	53	53	53

⑦担い手の点検

現状の委託等	□ 全部　□ 一部　■ 無	
委託等の可能性	■ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 □ 上記以外 □ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	協議会等の規約で会員は保健所を有する地方自治体の衛生研究所と定めている。

協働の領域	市民の領域 ⇔ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状					●	会員市の参加負担金であり、協働になじまない。
将来像					○	

⑧総合評価

総合評価	維持	各研究会・総会に参加することで新興・再興感染症や残留農薬問題など社会情勢の変化に伴う新たな健康危機管理上の最新情報の収集や技術の習得ができ、市民生活の安全・安心を確保するためには今後も必要である。

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後も各研究会・総会に出席することで、国の動向や他の地方自治体との連携や情報交換及び情報収集ができ、検査技術等の強化に繋がる。

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	予防接種事故医療費負担金	421K	
根拠法令	予防接種法		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和51年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	法定事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	15 予防接種費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	感染症対策担当	所属長名	堀池　香

①事業概要

事業実施趣旨	予防接種法に基づいて実施する定期予防接種によって健康被害を受けた者を救済する。
対象（誰を・何を）	定期予防接種の健康被害を受けた者
求める成果（どのような状態にしたいか）	対象者の通院状況等を的確に把握し、適正な給付に努める。
事業概要	医療費・医療手当・障害年金の支給を行う。
実施内容	予防接種法の規定による定期又は臨時の予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合、それが予防接種を受けたことによるものと厚生労働大臣が認定した時に給付される医療費等の負担金、救済措置の給付の請求（申請）は、本人又は家族が行い、「尼崎市予防接種健康被害調査委員会」を経て、厚生労働大臣が「疾病・障害認定審査会」での意見を聴き、認定される。 【医療費】予防接種による健康被害の治療にかかる費用（健康保険給付分を除く）の実費補償として支給するもの。診察、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術、病院又は診療所への収容、看護、移送に要する費用の額を限度とする。 【医療手当（月額）】医療費を受けている者に対する入・通院等にかかる諸経費として支給するもの。 ①通院3日以上…35,200円　②通院3日未満…33,200円　③入院8日以上…35,200円　④入院8日未満…33,200円　同一月入通院…35,200円 【障害年金（年額）】障害の状態にある18歳以上の者に対して、障害の程度に応じて支給するもの。（18歳未満の者の養育者に対しても、別に障害児養育年金がある。） ○A類疾病の場合　①1級…4,810,000円　②2級…3,849,600円　③3級…2,886,000円

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	3,318	3,295	3,293	
使用料及び賃借料	0	0	3	健康被害調査委員会会場借上料
負担金補助及び交付金	3,318	3,295	3,290	予防接種健康被害に対する医療費等
人件費　B	1,466	1,423	1,110	
職員人工数	0.18	0.18	0.14	
職員人件費	1,466	1,423	1,110	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	4,784	4,718	4,403	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金	2,488	2,471	2,546	予防接種費補助金（補助率3/4）
市債				
その他				
一般財源	2,296	2,247	1,857	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	結核医療事業費	4321	
根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和26年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	法定事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	20 結核予防費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	感染症対策担当	所属長名	堀池　香

①事業概要

事業実施趣旨	結核は医療の進歩などにより、克服されつつあるものの、再興感染症という新たな形で、今なお、本市に脅威を与えている。よって今後も結核に迅速かつ適確に対応することが求められている。
対象（誰を・何を）	結核通院患者（感染症法第37条の2適用者：通院医療費公費負担制度）
求める成果（どのような状態にしたいか）	結核患者の早期治療と患者の医療費負担の軽減を図ること及び結核患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、結核の蔓延を防止し、もって本市公衆衛生の向上及び増進を図る。
事業概要	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2に基づき、本人等から申請のあった結核に関する医療内容について、感染症の診査に関する協議会が適正であることを認め、答申結果に基づき保健所長が承認した医療に要する費用の95/100を公費負担する。 ※ただし、医療保険各法により保険給付がなされる場合は、その限度において公費負担を要しない。
実施内容	昭和26年度からの事業で、平成19年度からは感染症法に統合され実施されている。 ○結核患者の登録及び患者管理：結核登録票を備え、結核患者及び回復者の状況把握 ○一般医療費の公費負担処理 ○感染症の診査に関する協議会（結核部会）の答申をうけての処理 [参考]平成26年結核罹患率（人口10万人対）　国15.4　兵庫県18.7　尼崎市24.8

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	3,989	3,420	4,298	
需用費	71	62	77	診療報酬診査支払事務費
委託料	3,918	3,358	4,221	結核患者医療費
人件費　B	5,947	6,088	6,340	
職員人工数	0.73	0.77	0.80	
職員人件費	5,947	6,088	6,340	
嘱託等人件費				
合計　C（A+B）	9,936	9,508	10,638	
Cの財源内訳　国庫支出金	1,959	1,679	2,110	結核予防費負担金（負担率1/2）
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	7,977	7,829	8,528	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	結核入院医療事業費	432A	
根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和26年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	法定事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	20 結核予防費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	感染症対策担当	所属長名	堀池　香

①事業概要

事業実施趣旨	結核は医療の進歩などにより、克服されつつあるものの、再興感染症という新たな形で、今なお、本市に脅威を与えている。よって、今後も結核に迅速かつ適確に対応することが求められている。
対象（誰を・何を）	（感染症法第37条適用による）結核入院患者及び18歳未満で骨関節結核等で医師が長期の入院が必要と認めた児童
求める成果（どのような状態にしたいか）	結核患者の早期治療と患者の医療費負担の軽減を図ること及び結核患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、結核の蔓延を防止し、もって本市公衆衛生の向上及び増進を図る。
事業概要	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条に基づき、本人等から申請のあった結核に関する入院勧告、就業制限等を諮問し、感染症の診査に関する協議会が適正であることを認め、答申結果に基づき保健所長が承認した入院医療に要する費用を公費負担する。また、骨関節結核等で医師が長期の入院が必要と認めた児童に対し、療育の給付を行う。
実施内容	昭和26年度から結核予防法に基づく事業で、平成19年度からは感染症法に統合され実施している。 ○結核患者の登録及び患者管理：結核登録票を備え、結核患者及び回復者の状況把握 ○入院勧告・措置による入院医療費の公費負担申請に基づく適正化及び処理 ○感染症の診査に関する協議会（結核部会）の答申を受けての処理 ○児童福祉法第20条の規定に基く療育の給付 18歳未満の児童で、骨関節結核その他の結核にかかり、その治療について医師が長期の入院が必要と認めた者に対し、医療費、学習に必要な物品及び療養生活に必要な物品を給付 [参考]平成26年結核罹患率（人口10万人対）　国15.4　兵庫県18.7　尼崎市24.8

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	19,551	39,144	29,593	
委託料	10	11	14	診療報酬診査支払事務費、移送費
扶助費	19,541	39,133	29,579	結核入院医療費、療養費、結核児童療養給付費
人件費　B	5,947	6,088	6,419	
職員人工数	0.73	0.77	0.81	
職員人件費	5,947	6,088	6,419	
嘱託等人件費				
合計　C(A+B)	25,498	45,232	36,012	
Cの財源内訳　国庫支出金	14,656	29,351	22,183	結核予防費負担金（負担率3/4）
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	10,842	15,881	13,829	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	動物愛護基金積立金	4726	
根拠法令	尼崎市動物愛護基金条例		
個別計画	—		
事業開始年度	平成24年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	内部管理事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	40 動物愛護センター費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	宮永　恵三

①事業概要

事業実施趣旨	本市における動物愛護管理施策の更なる推進に要する財源を安定的に確保する必要がある。
対象（誰を・何を）	市民／市内で飼育されている家庭動物等
求める成果（どのような状態にしたいか）	動物愛護思想の普及啓発と適正管理の推進により、人と動物が共に幸せに暮らすことができる社会を目指す。
事業概要	動物愛護に係る事業を推進するため、市民等からの寄附金等を尼崎市動物愛護基金に積み立て運用する。
実施内容	積立金額等（単位：円） 年　度 / 平成26年度 残額 / 6,379,982 積立額 / 13,212,094 運用収入 / 1,594 取崩し額 / 1,008,560 基金残高 / 18,583,516 ※取り崩した1,008,560円は、【4727】動物愛護推進強化事業費に充当

②事業費　（単位：千円）

	25年度決算	26年度決算	（参考）27年度予算	備考
事業費　A	1,855	13,212	4,584	
積立金	1,855	13,212	4,584	
人件費　B	1,792	395	555	
職員人工数	0.22	0.05	0.07	
職員人件費	1,792	395	555	
嘱託等人件費				
合計　C(A+B)	3,647	13,607	5,139	
Cの財源内訳　国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	1,855	13,212	4,584	寄附金等
一般財源	1,792	395	555	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	斎場整備事業費	4921	
根拠法令	墓地、埋葬等に関する法律、尼崎市立弥生ケ丘斎場の設置及び管理に関する条例		
個別計画	—		
事業開始年度	昭和25年		
施策	11 地域保健		

事業分類	ハード事業
事業区分	義務等
会計	01 一般会計
款	20 衛生費
項	05 保健衛生費
目	50 墓地、斎場費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	生活衛生課	所属長名	宮永　恵三

①事業概要

事業実施趣旨	弥生ケ丘斎場の火葬炉は、平成14年9月の供用開始以来、12年が経過しており、各設備が改修の時期を迎えていることから定期的な改修工事等を行う。
対象（誰を・何を）	弥生ケ丘斎場
求める成果（どのような状態にしたいか）	施設の正常な運転を行い、施設使用不能による業務停止を避ける。
事業概要	平成25年度より、11基・6系列ある火葬炉の電気設備を順次更新していく。また、平成21年度より火葬後の排気ガスよりばいじん、有害物質を取り除くためのろ布を、年間1系統ずつ交換している。
実施内容	平成26年度において、3,4,9,10号炉・2,5系列について火葬炉の電気設備であるインバータ、シーケンサの更新を実施した。また、ろ布交換についても1系列の交換を実施した。

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A		14,490	22,585	11,500	
	工事請負費	14,490	22,585	11,500	斎場の改修工事等
人件費 B		7,904	6,834	11,786	
	職員人工数	1.13	0.99	1.55	
	職員人件費	7,904	6,834	11,786	
	嘱託等人件費				
合計 C(A+B)		22,394	29,419	23,286	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他				
	一般財源	22,394	29,419	23,286	

平成27年度　事務事業シート（平成26年度決算）

事務事業名	インフルエンザ予防接種助成事業費	Q148	
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		
個別計画	—		
事業開始年度	平成18年度		
施策	11 地域保健		

事業分類	ソフト事業
事業区分	義務等
会計	50 公害病認定患者救済事業費
款	05 公害救済事業費
項	05 公害救済事業費
目	10 救済事業費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。				
局	健康福祉局	課	公害健康補償課	所属長名	吉崎　秀幸

①事業概要

事業実施趣旨	満65歳以上等の尼崎市公害病認定患者に対し、インフルエンザ予防接種に係る自己負担額を助成しているが、平成21・22年度において新型インフルエンザ予防接種は環境省からの指示に基づき全年齢の公害病認定患者を対象に行った。平成23年度からは、季節性についても全年齢が対象となった。
対象（誰を・何を）	尼崎市公害病認定患者
求める成果（どのような状態にしたいか）	尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進を図る。
事業概要	尼崎市公害病認定患者に対し、インフルエンザ予防接種助成事業を実施することにより、健康回復の促進と福祉の増進を図る。
実施内容	実施期間　毎年度10月～1月（ただし、新型インフルエンザに関しては3月末まで実施） 実施方法　医師会と契約し市内医療機関での接種は自己負担額なし、後に医師会の請求に基づき自己負担額相当分を医師会に支払う（現物給付）。市外在住患者及び64歳以下は償還払いとする。 助成額　自己負担額 事業実績 ワクチン対象者　受診件数　受診率 平成24年度季節型　2,073人　800件　38.6% 平成25年度季節型　1,986人　796件　40.1% 平成26年度季節型　1,926人　780件　40.5%

②事業費　（単位：千円）

		25年度決算	26年度決算	(参考)27年度予算	備考
事業費 A		1,616	1,572	2,226	
	需用費	155	127	232	予診票、事務用品等
	役務費	132	130	140	事業案内郵送料等
	使用料及び賃借料	8	8	9	複写機使用料
	扶助費	1,321	1,307	1,845	予防接種費自己負担額を助成
人件費 B		2,259	877	1,177	
	職員人工数	0.28	0.11	0.27	
	職員人件費	2,259	877	1,177	
	嘱託等人件費	0	0	0	
合計 C(A+B)		3,875	2,449	3,403	
Cの財源内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	市債				
	その他	1,616	1,572	2,226	公害保健福祉事業費収入等
	一般財源	2,259	877	1,177	